

平成28年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成28年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成28年9月9日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第78号から議案第99号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 平成28年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員
18番	五十嵐司	議員			

欠席議員 (1名)

15番 阿久津梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
渡部正義	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
穴戸英樹	会計室長	渡部守一	農業委員会 事務局長補佐
芳賀美恵子	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	館岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

ただいまから平成28年第3回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、丸山陽子君及び10番、楠正次君を指名します。



◎会期の決定

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月16日までの8日間とし、明10日から13日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの8日間とし、明10日から13日までを休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成28年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告、議会報告会報告書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、6月3日に招集された平成28年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び平成28年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会並びに8月29日に招集された平成28年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会及び平成28年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会に組合議員が出席し、審議した結果、提案された全議案について、原案のとおり承認、可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成28年度7月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文章によって通知がありましたので、報告しておきます。

次に、本町関係法人等に係る平成27年度経営状況を説明する資料については、次の法人等の資料が町長から提出されております。南会津地方土地開発公社、公益財団法人南会津町振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社、みなみやま観光株式会社、医療法人社団仁嘉会、以上の6法人等に係る経営状況説明資料は、議会事務局に保管されておりますので、申し添えます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成28年第2回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報

告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。



◎議案第78号から議案第99号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第78号から議案第99号まで一括上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成28年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

これより、今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、議案第78号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及びその他関係法令等の公布に伴い、南会津町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、特例適用利子等又は特例適用配当等を有するものに対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を町民税で分離課税するものであります。

次に、議案第79号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及びその他関係法令等の公布に伴い、南会津町国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

主な改正内容は、町民税で分離課税される特例適用利子等の額または特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

次に、議案第80号 字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案については、国土調査において、平成23年度から平成25年度に現地調査等を実施いたしました高野第4地区の字区域の変更であり、調査筆数493筆のうち59筆が字区域変更対象であります。

本地区については、道路の拡幅、土地改良事業により字界が入り組み、混在、孤立している

現状から、道路に沿ってできる限りわかりやすい字界に変更するものであります。

また、平成21年度から平成25年度に現地調査等を実施いたしました館岩第22地区の155筆については、小字を設けないことから、より明確になるよう大字界を変更するものであります。

次に、議案第81号 工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本件は、平成27年7月6日付で会津ガス・保科管工業特定建設工事共同企業体との間に契約した南会津町新庁舎建設事業空調換気設備工事請負契約について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を514万7,280円増額し、1億6,379万9,280円とするものであります。

次に、議案第82号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、現在建設が進められております新庁舎建設事業において、庁舎内に配置するデスク回りのスチール家具等の備品を購入するものであります。このため、去る8月29日に町内業者4社を指名し、指名競争入札を実施した結果、有限会社カンダヤが落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、事務用机101台、脇机95台、デスクワゴン67台、肘付事務用椅子38脚ほかであり、契約金額は1,971万円であります。

なお、納入期限は平成29年3月21日を予定するものであります。

次に、議案第83号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、議案第82号と同様、現在建設が進められております新庁舎建設事業において、庁舎内に配置する収納に係るスチール家具等の備品を購入するものであります。このため、去る8月29日に町内業者4社を指名し、指名競争入札を実施した結果、株式会社若木が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、3枚引き違い戸収納庫154台、3人用更衣ロッカー36台、軽量棚18台ほかであり、契約金額は1,717万2,000円であります。

なお、納入期限は平成29年3月21日を予定するものであります。

次に、議案第84号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、前2議案と同様、現在建設が進められております新庁舎建設事業において、庁舎内に配置する会議室に係るスチール家具等の備品を購入するものであります。このため、去る8月29日に町内業者4社を指名し、指名競争入札を実施した結果、有限会社つるや商店が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するため、条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、会議用テーブル97台、会議用椅子170脚、事務用回転椅子60脚、両開き扉収納庫20台ほかであり、契約金額は1,809万円であります。

なお、納入期限は平成29年3月21日を予定するものであります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、平成20年1月1日から人権擁護委員として尽力されている木下武司氏が平成28年12月31日をもって任期満了となることから、再任のため、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。木下氏は、人物、識見ともにすぐれ、人権擁護委員として適任であるため、引き続きその責務を担っていただくこととし推薦するものであります。

なお、任期は平成29年1月1日から3年間となる予定であります。

次に、報告第6号 平成27年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてをご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第85号以下の各会計の決算を認定に付すための説明書として、平成27年度決算概要及び事務報告を配付しておりますので、決算とあわせてごらんくださるようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

なお、議案第85号から第92号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

次に、報告第7号 平成27年度南会津町継続費精算報告書についてをご説明申し上げます。

本件は、平成26年度から平成27年度にかけて継続事業として実施いたしました伊南保育所建設事業について事業が完了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その継続費精算を報告するものであります。

次に、議案第85号 平成27年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成27年度の予算編成に当たっては、国の地方財政対策を踏まえながら、「少子高齢化・人口減少に歯止めを！～U・Iターンしやすいまちづくり～」をスローガンに掲げ、町総合振興計画の5つの目標の柱のそれぞれに重点施策を設定し、風評被害対策を重点施策に加えて予算編成を行った結果、一般会計当初予算額は127億5,600万円で、前年度比3.2%の増となり、その後7回の補正を行った結果、最終予算総額は、前年度繰越明許費及び事故繰越を加えて160億3,243万4,000円となりました。

決算規模においては、歳入総額で152億6,637万円、歳出総額は145億3,735万6,000円であり、ます。歳入に関しては前年度比4.7%増、歳出に関しては3.4%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は7億2,901万4,000円と黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源4億42万6,000円を除いた実質収支額は3億2,858万8,000円で、前年度比12.2%の減となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は4,571万7,000円の赤字となり、ここから財政調整基金への積立額と取り崩し額の差額1億5,152万2,000円を差し引いた実質単年度収支は1億9,723万9,000円の赤字となりましたが、前年度に引き続き、決算状況はおおむね良好となりました。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率は、公債費の増等により、経常経費に充当された一般財源等が2.5%増となり経常収支比率が上昇する要因となったものの、毎年経常的に収入される経常一般財源等が普通交付税の増や地方消費税交付金の増により3.1%増となったため、前年度から0.2ポイント減少し、83.9%となりました。

実質公債費比率においては、3カ年平均の比率で前年度より0.9ポイント減少し、6.1%となっており、財政健全化計画、公債費負担適正化計画に即した財政運営が図られたと判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の71ページのとおりであります。5つの指標とも基準以下であり、財政規律が守られておりますが、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳入面では、固定資産税等の減収により、町税が対前年度比1.5%のマイナスになったものの、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税等が増収となったことから、第1款町税から第11款交通安全対策特別交付金までのいわゆる一般財源ベースでは4.6%の増となりました。

一方、特定財源関連歳入項目では、寄附金において平成26年度に高額な寄附があったことが影響し54.6%の減、諸収入については森林組合合併交付金や後期高齢者医療連合構成市町村負担金返還金が減となった等により25.8%の減となりました。

また、町債の増については、庁舎建設事業や災害復旧事業に対する地方債の発行によるものであり、26.6%の増となりました。

歳出は、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、庁舎建設事業、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業による総務費、関東・東北豪雨災害による災害復旧費が大きく増と

なる一方、緊急雇用創出基金事業による労働費、攻めの農業実践緊急対策事業、農山漁村地域整備交付金事業等による農林水産業費、除雪費、土地区画整理事業等による土木費、学校耐震化事業等による教育費が大幅な減となりました。

また、性質別では、臨時福祉給付金等により扶助費が減少したものの、関東・東北豪雨災害による災害復旧事業費が大幅な増となりました。また、義務的経費を構成する人件費は、職員数の減により減少し、公債費については増加となりました。

投資的経費のうち普通建設事業費は、学校耐震化事業、土地区画整理事業等の減により補助事業費は減少となり、単独事業費についても庁舎建設事業が大きく増となったものの、学校耐震化事業、南郷地区医療施設整備事業、臨時交付金事業等の減により、最終的には対前年度比13.0%減の決算となりました。

また、災害復旧事業費は、関東・東北豪雨災害により、対前年度比774.6%の大きな増となりました。

その他の経費については、対前年度比で大きな増減がありました費目について説明させていただきます。

維持補修費の減は除雪費等の減によるものであり、補助費等の増は、多面的機能支払事業、たかつえスキー場ゲレンデ復旧補助等の増によるものであります。また貸付金の減は、公共建築物木材利用促進対策事業貸付金によるものであります。

総体的には、毎年、財政指標の改善が進んでおりますが、自主財源が少なく、地方交付税に依存する財政構造は変わらないことから、今後もさらなる財政基盤の強化に努めていかなければならないと考えております。

次に、議案第86号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額23億8,503万3,000円となり、対前年度比14.0%の増、歳出総額23億3,920万4,000円で、対前年度比13.9%の増となりまして、歳入歳出差引額4,582万9,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

当該年度の保険給付費は、対前年度比0.4%、579万2,000円の減となりましたが、本会計は財政基盤が弱い構造的な課題があることから、今後の医療制度改革を十分注視しながら、引き続き、ジェネリック医薬品の推進並びに医療費削減に向けた保健事業の実施や医療費適正化事業を推進してまいりたいと考えております。

また、保険税収入は、対前年度比で8.8%、3,582万6,000円の減となりました。

次に、議案第87号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億1,160万3,000円であります。歳出総額は2億1,081万8,000円で、歳入歳出差引額78万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳入の後期高齢者医療保険料は、対前年度比2.6%減の1億1,391万8,000円となり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比0.9%減の1億9,170万1,000円となりましたが、本会計は法定の負担割合が定められておりますので、過不足額は次年度以降の会計で精算されることとなります。

次に、議案第88号 平成27年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額19億7,752万7,000円、歳出総額19億5,754万3,000円で、歳入歳出差引額1,998万4,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳出決算額の91.6%を占める保険給付費については、介護サービス給付費や介護予防サービス給付費が伸びたことから、対前年度比5.5%の増となり、基金積立金、諸支出金も増となったことから、歳出決算額全体で6.9%の増となりました。

次に、議案第89号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額1億6,840万9,000円、歳出総額1億6,569万5,000円で、歳入歳出差引額271万4,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計は、町内合わせ9施設の維持管理経費であります。

次に、議案第90号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額3億9,054万円、歳出総額3億7,649万3,000円で歳入歳出差引額1,404万7,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により、整備済み面積が田島地域約143ヘクタール、南郷地域が約104ヘクタールで、全体で約247ヘクタールとなりました。また、全体の整備済み人口に対する接続率は、年度末で76.0%となり、接続世帯数は1,864世帯となりました。

次に、議案第91号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成27年度においては、南郷簡易水道、館岩地域中部地区簡易水道、荒海簡易水道において老朽施設及び老朽管の更新工事を実施し、さらに遠隔監視装置の導入を実施したほか、田部長野簡易水道では水質問題改善に向け水源地建屋を整備し、施設統合と増強計画を盛り込んだ変更認可を行うなど各簡易水道の適正な維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算額は、歳入総額 5 億9,773万2,000円、歳出総額 5 億9,292万4,000円となり、歳入歳出差引額480万8,000円を翌年度へ繰り越しすることとなりました。

次に、議案第92号 平成27年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成27年度においては、主に水道水の安定供給を図るため、給配水管布設及び移設工事等を実施しました。

当年度の消費税抜きの損益勘定については、収益的収入 1 億4,217万3,000円に対し、収益的支出は 1 億3,702万2,000円となり、差し引き515万1,000円の純利益が確保されました。

また、資本的収支は、収入で4,680万円、支出が 1 億2,390万8,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,710万8,000円につきましては、損益勘定留保資金、消費税当年度分資本的収支調整額により補填し、決算いたしました。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、6月定例議会に報告しましたとおり、一般会計においては、地方創生加速化交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、さらには災害復旧事業を中心として、繰越明許費繰越及び事故繰越として総額11億6,613万5,000円を平成28年度に繰り越ししておりますので、改めて報告させていただきます。

次に、議案第93号 平成28年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ 6 億1,134万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ146億1,524万3,000円とするものであります。

主な補正の要因としましては、普通交付税や繰越金等の決定のほか、今年度事業の一部見直し等各種事務事業費の変更や、福祉関連事業、観光関連事業、過年度災害復旧事業、各種修繕費の追加等の年度後半に新たに必要となる見込みの経費の補正などであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第9款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除減収補填交付金の決定により、11万8,000円の減額であります。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により、3億237万6,000円の追加補正であります。

本年度の普通交付税の決定額は63億237万6,000円で、対前年度比5.2%、3億4,280万円の減となりました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金、集会施設改修工事分担金等により、25万3,000円の追加補正であります。

第14款国庫支出金は、自立支援医療給付費負担金、子ども・子育て支援事業費補助金、東北観光復興対策交付金等による補正で、855万3,000円の減額補正であります。

第15款県支出金は、自立支援医療給付費負担金、産地パワーアップ事業補助金等を追加計上するほか、既存事業の確定見込みによる県補助金の補正が主な内容でありまして、1,764万8,000円の追加補正となりました。

第18款繰入金は、介護保険特別会計からの過年度精算金の繰り入れでありまして、124万4,000円の追加補正であります。

第19款繰越金は、平成27年度決算に基づく2億9,858万8,000円の追加補正であります。

第20款諸収入は、建物共済保険金収入等でありまして、1,424万1,000円の追加補正であります。

第21款町債は、今年度事業費の変動等により補正した結果、1,433万2,000円の減額であります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費は、財政調整基金への決算剰余積み立て、光ケーブル支障移転工事請負費等の追加によりまして、1億5,270万8,000円の追加補正であります。

第3款民生費は、3,398万6,000円の追加補正で、更生医療費、社会福祉施設備品購入費、老人福祉施設管理運営関係用地取得費等の計上であります。

第4款衛生費は、伊南保健センターに係る修繕経費等の補正でありまして、271万4,000円の追加補正であります。

第5款労働費は、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業関連の企業立地促進奨励金の追加でありまして、97万4,000円の追加補正であります。

第6款農林水産業費は、農業等振興事業、産地パワーアップ事業補助金等を追加するほか、地区生活改善センター改修工事請負費を追加したことにより、総額で2,734万5,000円を追加補正するものであります。

第7款商工費は、新規事業の東北観光復興対策交付金事業委託料を計上するとともに、合宿誘致促進事業委託料、観光施設等の改修工事請負費、備品購入費等の追加でありまして、

3,912万6,000円を追加補正するものであります。

第8款土木費は、町道等の維持関係修繕等工事請負費、土地区画整理費の区画道路築造等工事請負費等を追加する一方、社会資本整備総合交付金事業の除雪機械購入費を減額するものが主な内容でありまして、2,716万1,000円の減額補正であります。

第9款消防費は、南会津地方広域市町村圏組合負担金を減額する一方、消防屯所建設工事実施設計委託料等を追加することから、131万2,000円の追加補正であります。

第10款教育費は、檜沢中学校閉校式実行委員会補助金、教職員住宅解体工事請負費、田島中学校バックネット修繕工事請負費、さらには、びわのかげ運動公園関連修繕工事請負費等の追加が主な補正内容でありまして、1,557万6,000円の追加補正であります。

第11款災害復旧費は、過年度災害復旧工事請負費等1,206万5,000円の追加補正であります。

第14款予備費は、歳入との関連で3億5,270万2,000円を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第94号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,893万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,752万4,000円とするものであります。

その内容は、歳入では、高額医療費共同事業国庫負担金等を追加する一方、前期高齢者交付金、保険財政共同安定化事業交付金等の本年度交付額の確定見込みによる減額補正のほか、前年度決算確定による繰越金を追加補正するものであります。

歳出では、国民健康保険制度関係業務準備事業システム改修委託料、退職者医療療養給付費等交付金返還金を追加する一方、後期高齢者支援金、介護納付金等を減額するほか、歳入との関連で予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第95号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,301万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,561万1,000円とするものであります。

その内容は、歳入では、事務費繰入金等を追加するほか、前年度決算による繰越金を追加補正するものであります。

歳出では、居宅介護サービス給付費等を減額する一方、地域密着型介護サービス給付費、介

護給付費準備基金積立金、介護給付費国県負担金等過年度精算返還金等を追加するほか、歳入との関連で予備費を追加補正するものであります。

次に、議案第96号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ262万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,762万9,000円とするものであります。

その内容は、歳入は、固定資産台帳整備費繰入金を減額する一方、平成27年度決算に伴う繰越金を追加補正するものであり、歳出は、固定資産台帳整備業務委託料の減額と、過年度使用料還付金及び予備費の追加補正であります。

次に、議案第97号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ740万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億38万3,000円とするものであります。

歳入では、公共下水道事業費県補助金及び固定資産台帳整備費繰入金を減額する一方、本年度事業費の変動等により、町債を追加するほか、前年度決算による繰越金を補正するものであります。

歳出においては、田島地域及び南郷地域の新設改良費において、それぞれ組み替えをするほか、歳入との関連で予備費を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第98号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,096万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,594万5,000円とするものでありまして、その内容は、歳入は平成27年度決算に伴う繰越金を追加補正する一方、簡易水道等施設整備費補助金の国の内示が当初見込みの約85%であったことから、国庫補助金及び町債を減額するものであります。

歳出では、新設改良費において、歳入同様、国の内示額に合わせて委託料及び工事請負費等を減額補正するほか、歳入との関連で予備費を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第99号 平成28年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出の予定額を49万円追加し、1億4,647万8,000円とするものでありまして、その内容は、過年度水道使用料還付金の追加補正であります。

また、資本的収入及び支出をそれぞれ140万8,000円追加し、収入の予定額を7,185万8,000円とし、支出の予定額を1億4,994万2,000円とするものであります。

その主な内容は、収入は河川改修事業関連補償費を追加するものであり、支出は河川改修事業関連水源地移設用地取得費を追加補正するものであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案22件、諮問1件、報告2件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○五十嵐 司議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第85号から議案第92号までの平成27年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

木下光廣代表監査委員。

○木下光廣監査委員 代表監査委員の木下光廣でございます。

平成27年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成27年度南会津町水道事業決算、平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、平成28年7月11日から7月20日までの実質7日にわたり、渡部勝善監査委員、湯田哲監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出された平成27年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び平成27年度水道事業決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、計数の確認とあわせて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況は適正なものと認められたので、ここにご報告させていただきます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額152億6,637万35円、歳出決算額は145億3,735万5,963円、歳入歳出差引額7億2,901万4,072円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4億42万6,000円を差し引いた南会津町の実質収支額は3億2,858万8,072円となっております。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額は57億3,084万4,791円、歳出決算

額は56億4,267万6,511円で、実質収支額は8,816万8,280円となっております。

次に、町税等の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税の未納額は1億7,813万2,000円となり、前年度と比較しますと583万3,000円の減少となっております。

国民健康保険税の未納額は1億2,398万8,000円となり、前年度と比較しますと1,112万2,000円の減少となっております。これらは、税務担当職員の真摯な取り組みの成果があらわれたものと評価します。

一方、使用料の未納額は、水道事業会計を含めると1億4,027万5,000円となり、前年度と比較しますと322万3,000円の増加となっております。町税の滞納対策の取り組みに学び、滞納解消に向けたなお一層の努力が必要であります。

一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額は、4億5,743万1,000円となり、前年度と比較しますと1,241万9,000円の減少となっております。今後も町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に誠意努力する必要があります。

滞納対策として、まず滞納者の現状を十分把握して、その実情に沿ってきめ細かな対応をとりながら、支払い能力の範囲内と認められながらその義務を果たさない滞納者に対しては、公平・公正を期すため、断固とした態度で臨むべきであり、行政への信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、町債についてであります。一般会計の平成26年度末地方債現在高は150億113万円でありました。平成27年度末では153億6,998万9,000円と、3億6,885万9,000円増加しております。

特別会計の平成26年度末地方債現在高は56億3,797万3,000円でありましたが、平成27年度末では54億4,084万4,000円と、1億9,712万9,000円減少いたしております。

実質公債費比率は3年間の平均値で6.1%となり、前年度より0.9ポイント減少しました。単年度の実質公債費比率を見ますと、平成25年度7.7%、平成26年度5.2%、平成27年度は5.4%となっております。単年度比較で、平成27年度は前年度より0.2ポイント増加しておりますが、早期健全化比率である25.0%と比較しても低位で推移しており、財政の弾力性は保たれております。今後も、コスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

平成27年度の当年度純利益は515万958円となりましたが、さらに経費節減を努力されることを期待するものであります。

次に、収益的収支であります。収入については、予算額1億4,871万8,000円に対し、決算額が1億5,210万6,398円で、102.3%の執行率でありました。

支出については、予算額1億4,638万8,000円に対し、決算額が1億4,325万240円で、97.9%の執行率でありました。

上水道使用料の未納額解消についてであります。平成27年度の未納額が591万8,830円発生し、累積の未納額は3,271万2,899円となっております。前年度と比較すると144万7,799円増加しており、使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、滞納解消のために徴収計画書を作成し、滞納解消に努める必要があると考えます。

次に、財政健全化判断比率審査意見及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により実施するものです。この法律は、当該比率に応じて行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に沿って作成されているかなどを主眼に置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された次の平成27年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等の平成27年度の決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

実質公債費比率については、平成27年度は6.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを大きく下回っており、問題はありません。単年度で見ても、平成25年度7.7%、平成26年度5.2%、平成27年度は5.4%となっております。

将来負担比率については、平成27年度は16.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これも大きく下回っており、問題はありません。過去3カ年を比較しても、平成25年度21.0%、平成26年度16.6%、平成27年度は16.1%と良化しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておら

ず、経営健全化基準の20.0%と比較しても問題はありませんでした。

平成27年度の財政指数については、健全財政に向け改善の跡が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少や人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなることが想定され、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。限られた財源を効率的・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った、安全で安心して暮らせる南会津町の実現のために、各課はその役割を認識し、着実に第2次南会津町振興計画の目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう、時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘、改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで割愛させていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎平成28年請願第3号

○五十嵐 司議長 日程第5、平成28年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務委員長、楠正次君。

○楠 正次総務委員長 ただいま議題となりました請願について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成28年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願については、平成28年6月3日、南会津町田島字後原甲3531番地1、自治労南会津町職員労働組合、執行委員長、塩生敬洋氏から提出されたもので、紹介議員は渡部訓正議員であります。

この請願は、平成28年第2回定例会において総務委員会に付託されたものであります。

この請願の趣旨は、地方の人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材の確保と、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある中で、国においては社会保障と地方財政を対象に歳出削減に議論が加速しています。また、今年度から

開始されたトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、インセンティブ改革とあわせて、地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであり、2017年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政でなく、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の充実、強化を求めるため、政府機関に、意見書の提出を求めるものであります。

本委員会といたしましては、紹介議員や町財政担当者から聞き取りを行い、審査をしてまいりました。しかし、今年度から開始されたトップランナー方式の導入に伴い、南会津町の地方交付税算定がどのように変わるのかを調査するため、継続審査としたところであります。

その後、調査を進めた結果、本年度の普通交付税算定におけるトップランナー方式導入の影響額は、2,000万円程度であることがわかりました。今年度においては、学校用務員事務等の13事業が対象となって普通交付税算定の単位費用が見直されており、次年度以降も対象事業が16事業以上に拡大することとされています。

このことから、8月4日に開催した当委員会において慎重に審査した結果、トップランナー方式の導入、インセンティブ改革は、地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。総務常任委員会委員長の報告といたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、平成28年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、平成28年請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、第2回定例会以後本日までに受理した要望書については、お手元に配付しました要望文書表のとおりです。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は、9月14日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦勞さまでした。

散会 午前11時08分

平成28年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成28年9月14日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 12番 高野 精一 議員
- 10番 楠 正次 議員
- 3番 丸山 陽子 議員
- 9番 湯田 哲 議員
- 2番 森 秀一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 貝田 美郎 議員 | 2番 森 秀一 議員 |
| 3番 丸山 陽子 議員 | 4番 渡部 訓正 議員 |
| 5番 室井 英雄 議員 | 6番 湯田 良一 議員 |
| 7番 大桃 英樹 議員 | 8番 湯田 賢太郎 議員 |
| 9番 湯田 哲 議員 | 10番 楠 正次 議員 |
| 11番 山内 政 議員 | 12番 高野 精一 議員 |
| 13番 星 光久 議員 | 14番 菅家 幸弘 議員 |
| 16番 星 登志一 議員 | 17番 室井 嘉吉 議員 |
| 18番 五十嵐 司 議員 | |

欠席議員 (1名)

- 15番 阿久津 梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
渡部正義	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
穴戸英樹	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔、明瞭に願います。



◇ 高野 精一 議員

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君の登壇を許します。

12番 高野精一君。

○12番 高野精一議員 おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をこれからさせていただきたいと思っております。

3点ほどございますので、順次していきたい、こう思います。

それでは、議席番号12番、高野精一です。これより一般質問をさせていただきます。

1点目に、大変仰々しいこの「消えた条例」という題名をつけておりましたが、1つは廃止された条例という解釈をさせていただければありがたいかなと、こう思います。

県の指導により、地域の安全を確保するために、合併前の4町村では、地域安全推進条例が制定されておりました。合併の際に、南会津町に引き継ぎがなされなかったために廃止となりました。

それで、1点目、廃止になった理由は何なのか伺います。

2点目に、この条例にかわるものは何か伺います。

大きな2点目で、除雪作業についてという題目でございますが、毎年除雪機も更新され、それぞれの地域において住民サービスが行われております。冬期間の安全・安心が確保されておりますが、担当する職員がこの仕事をやってよかったなと思える職場にしてほしいと思います。

それで、次の2点について伺います。

除雪を望む住民の方は、その地域において連携を図り、雪捨て場を確保していただき、それぞれの地域で責任を持って対処していただくことを希望しますが、町長の考えを伺います。

2点目、委託業者に依存するところが多いんでありますが、委託が当たり前で、行政から仕事をいただいているという気持ちがない委託業者に対しては、直営で作業をするくらいの強い姿勢で対応していただくことを希望し、町長の考えを伺います。

3点目、風評被害についてお伺います。

7月3日に行われた青少年の主張大会がありました。田島中学校の生徒が発表の中で、水俣病やイタイイタイ病のお話をされておりました。4月に発生した熊本地震の被災地に福島県産米の進呈を断られた話も記憶しております。水俣においても同様の話があるようでございます。福島県、そして本町でもこれから先、次世代までもこのような風評被害が続くのではと思うと心配でなりません。

そこで、前へ進む農業の体制、ブランドづくりを考えるべきかと思いますが、町長の考えを伺います。

再質については、質問席で質問したいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

12番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、消えた条例に関する1点目でございますが、廃止になった理由は何かとのおたがしで

ありますが、平成18年3月の4町村合併に向け、合併協議会において、新生南会津町の事務事業の一元化を協議し、調整を行ったところであります。

議員おただしの条例につきましては、町村生活安全推進協議会として、合併協議会で調整しておったところでございますが、町村生活安全推進協議会に類似する団体等が既にその目的の活動を行っております。この協議会としては、実質的な活動がされていなかったのが現状でありまして、そのため、合併協議会においては、町村合併時に条例を継続せずに廃止に至ったものでありまして、その活動的なものは、防犯協会や交通安全対策協議会等へ委ねることとなったものであります。

次に、2点目でございますが、この条例にかわるものは何かのおただしでございますが、地域安全推進条例において設置される地域安全推進協議会の事業は、犯罪、事故、災害等の未然防止に関することとなっております。これらの事業を推進する団体としては、防犯協会や交通安全対策協議会、そして消防団などがあることから、常に地域住民の安全・安心を意識し、関係機関との連携を図りながら活動に取り組んでいるところであります。

町といたしましては、今後とも引き続き犯罪や災害から地域を守る体制づくりに強化してまいり所存でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、除雪作業についての1点目でございますが、雪捨て場確保に関する地域との連携についてのおただしでございますが、除雪事業において雪捨て場の確保は、作業を効率よく進める上で大変重要でございますが、宅地造成など、近年の土地利用の変化により、年々その雪捨て場の確保が困難になっている状況にあります。

これまで町や委託事業者が直接地域に出向き、雪捨て場の借用について個別に対応してまいりましたが、議員おただしのおり、除雪事業は地域の理解と協力が不可欠でありますので、引き続き、地域と一体となった除雪体制の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目でございますが、除雪の受託業者への対応についてのおただしでございますが、現在、町の除雪事業は、路線の多くを民間事業者への委託により行っておるところであります。オペレーターの高齢化など体制維持が課題となっているため、受託可能な業者を選定しまして、除雪体制を構築している状況であります。

また、除雪オペレーター、大変人員が不足しておりまして、町もこの資格取得、それらに対しての業者を通しての支援もしているところでありますが、かなり資格取得をされているような現状でございます。いずれにしましても、すぐにその除雪に適切に対応してもらえるまでに

はもう少し時間がかかるのかなと思いますが、その人材育成を含めて、また業者の皆さんにも連携を図りながら町としては対応を図っていききたいと、そのように考えております。

除雪事業は冬期間における安定した生活環境を確保する上で重要な行政サービスであると同時に、業務の委託を通して冬期間の雇用を創出しておりまして、公共事業的な要素を持つ重要な事業であることを十分に認識いただくよう、受託業者に働きかけを行ってまいりたいと、そのように考えております。ご理解をお願いしたいと思っております。

次に、風評被害を見据えた中で前へ進む農業の体制、ブランドづくりを考えるべきではとおただしであります。原発事故以来5年以上が経過いたしますが、依然として風評被害は払拭されていない状況にあります。特に、福島県産の農作物については、消費者から強く安心と安全性が求められていることから、県内全域においてモニタリング検査や食の安全性について積極的にPR等を行っております。

町においても、風評被害を払拭する1つの手段として、議員おただしのよう、農業の体制の強化、ブランドづくりを進めておりまして、本年3月に策定しました南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、地域産業のブランド力や競争力の強化を図りながら、南会津町ならではのモデル定期的な付加価値の高い農産物等の生産体制の確立をし、本町農業の活性化を目指しているところであります。

こうした中にありまして、県で米の全袋検査をやっているところでもありますけれども、全国的な調査の中では、この全袋検査をやっているというこの状況を知らない人が50%近くもいるというのが全国の状況であります。これは、先日も県への要望の中で、この風評被害払拭について、それらやっていること、それから福島県としての農産物の生産の状況をしっかり全国にも県を通じて発信していただくよう要望をしまいったところでもあります。

特に南郷トマト、アスパラガス、リンドウ、カスミソウ、スターチス、カラーについては、町の重点振興作物に位置づけまして、生産者、農業団体、行政が一体となり、産地形成に向けて力を注いでおります。

今後においても、稲作を含めた町重点振興作物をベースに、町農業の発展とブランドづくりに向けて取り組んでまいります。この積み重ねがより消費者に信頼され、食の安全・安心につながり、風評被害を払拭できるようにしっかりと努めてまいりたいと、対応していききたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 答弁としては満点な答弁、これは。

実は、この町長の答弁の中に、実際的には活動している団体がそれぞれあるので、この条例は廃止したということなのですが、実際的には、これは今残っているのは、福島県はほとんど被災したところはわかりませんが、福島県南会津郡においては、檜枝岐にしろ、只見にしろ、下郷町はまだそれは活用している。ただ、これはそれぞれの中での条例を活動している、また団体をそのときそのときにこれを利用しているというような捉え方で私はしましたが、今回、南会津町の交通計画策定、これ、5年に1回の見直しだということで策定されました。

それでは、この策定されたものが、私は初めてこれを目にしたんですが、県の指導によって策定された。その中で策定された後は、それに対する会議をどのような形で今度はやっていくのかお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

交通安全計画につきましては、現在、第10次計画を策定しております。策定しましたら、交通安全協会とか関係機関に計画のほうを説明して、周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 今、この町の中においても、今、バイパス、そういう新しい道ができ上がってきています。その中において1つは、これから街路灯、街灯及び防犯灯になるのかわからないですが、そういうものの、新道に対しては、今後どういう形でそういうものを立てていくのかちょっとお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

289バイパス沿いの街灯、現在のところは設置されていない状況にあります。なかなか道路事業の中で、そういった街灯を設置する事業が該当しないということで設置されていないということを建設事務所のほうからはお聞きしております。

今後の対応ということになると思いますが、各地区においては防犯灯、町の補助金を交付しまして防犯灯設置というような事業がありますが、そういった中で対応が可能かどうかを地区の皆さんと相談しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 これ、せっかく策定したのに、それがない、1つは。その道路は建設課の関係もあるかもわかんないですが、住民の安心・安全というのは、いろんな形でそれは分野的にあると思うんですが、まずそれが1つここに載っていないということと、私は長いこと防犯交通のほうは携わってきたんですが、1つ町として危惧されるのは、例えば自動車学校から新町の間がこれは一つも街灯・防犯灯がない。

ただ、今、企業でやっている自動車学校は個人企業でもありますが、この道に不慣れな寄宿舎で生活をしている生徒が2週間くらい滞在すると思うんですが、その子供たちの安全を考えれば、今、この地元では企業支援ということで、そういう会社が地元があればそういう街灯をつくってやる、太陽光発電でやる形も、この安全性の中にはあるんじゃないかと思うんですが、そういうことを連携しながら、企業をひとつ育てるという意味で、補助金なり何かを出してやるのも確かなことだろうと思いますので、できればそういう活用をひとつこの先考えていただければいいのかなと、こう思うんですが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

街路灯、防犯灯、安全・安心、それから幾つか目的があるかと思うんですが、住宅地であったり、あるいは通学路であったり、そのような場所の場合は防犯灯だったり、そういう地域の安全・安心の中での1つの役割を持った防犯灯の設置とかそういうのは必要だと思います。また、集落間の住宅もないところ、自動車を通る主な区間でもありますけれども、そのようなところに対しての危険箇所に対しての防犯灯といいますか、照明、これはまたそれはそれなりのまた別な意味があると思います。

そうした中であって、国道であったり、町道であったり、県道であったりした中で、これは町独自でやる場合も当然出てくるとは思います。そうした中で、県なりとしっかり協議した中で、そういうのを設置して地域の交通安全、それから地域の住民の安全・安心を確保していくということは必要になってくるとは思います。

そういうことも含めて、先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、住民の皆さんとしっかり協議し、また県の建設事務所のほうとも協議して、そして、その対策を図っていく箇所も、全て調査しているわけではないので、そういう箇所もあるかもしれません。ですから、そういうことも含めた中で、今後、現状を把握しながら対策すべきところは対策するような、そのような対応をしまいたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 そういうことで、その辺は連携しながら、危険箇所を何とか回避していただきたいと思いますが、それで1つは、私はこの条例というのは、各課でいろんな条例をつくっていると。その中において、この教育大綱ができた中において、1つは、教育課のほうはいじめに対する条例ができて、もしいじめがあった場合には、関係機関とそういう会議を持つという条項があると思うんですが、ことし7月に祭りがありましたが、その中で子供たちの万引きがあったといううわさを私も聞いておりますが、そういうときには教育委員会及び教育課はどういう会議をするのかお伺いしたいと思います。その条例はどういう、定例会の会議で話をするのか、それとも教育課の中におけるいじめ条例の中での会議にするのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

教育長、お願いします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからご質問にお答えいたします。

まず、いじめ関係ですけれども、いじめに関しましては、町のほうで、平成27年1月1日より、南会津町いじめ問題対策連絡協議会等の設置の条例ということで立てました。こちらのほうでは、重大事案が発生した場合、いじめ等によって子供が非常に危険な状態になったとか、もしくは学校に来れない期間が長くなったという場合には、そういう調査委員会を設置するというふうになっています。また、それとほかに、南会津町のいじめ問題対策連絡協議会というのを設置しまして、情報交換を行うというふうに条例で定められております。

先ほどの万引きの件に関しましては、特に万引き等のいじめ以外の事案が発生した場合にはどうするという事は、定めはありませんが、そのような場合は、学校のほうに十分指導に当たるようにということで、教育委員会のほうから指導をしております。

また、定例の教育委員会等でも、そういう事件、事案等については報告して、皆さんに協議をしていただくというような内容になっていますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 その内輪だけの会議で、今、子供たちが少なくなっているこの時代で、地域力で子供を育てようといった場合に、そういうくくりのある条例で果たしていいのかと。

私は、この消えた条例というのは、その中で地域安全推進条例があれば、全てその中でその

都度いろんな会議が網羅できるのではないかなと思うんですよ。だから、この条例は残しておいてよかったんじゃないかなと、こう思って私はこの質問をしたわけなんですよ。

例えば、この事案が、子供の万引きということがあったと。それは、情報を共有するのは学校と教育委員会だけで果たしていいのか。例えば今、子供の見守り隊で皆さん、高齢者の方が子供たちの時間をある程度見守ってもらっているわけでしょう。そのとき何の会話もしないのか。恐らくそうではないと思う。子供たちの生き方、子供たちに対する挨拶の仕方、そういうものをあの見守り隊というのは、1つはやっていると思うんです。

そうであれば、こういう地域安全推進の条例があれば、その都度、教育委員会も大事ですが、学校であれば学校だけではない。地域の力もそこに入れて一緒に会議をすると。そして子供の安全と教育をしてもらおうんだというような形になっていかない条例をこれからはもう一回見直してもらいたいと私は思うのでありますが、教育長、どうですか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

大きなくくりでの条例の制定につきましては、私、大変申しわけないですけども、今すぐここでどうこうというお話はできないかなというように思いますが、ただ、議員おただしのおり、子供を地域で育てるといのは、非常に大切なことかなというふうに思います。本当に子供たち、地域の方々に随分お世話になっているということです。

今回、具体的にそういう事案が発生した場合の対応ということで思いますと、やはり個人の情報等あります。そのことが子供たちの成長にとってよりよいことであれば、これはオープンにして皆さんで協議していただく、ただ、場合によっては、これは本当に少数の中できちんと子供たちを指導していったほうがいい結果が出るというふうに判断された場合は、それでもないかなと。全て条例でこうあった場合はこうするというふうに出してしまった場合は、そういう判断ができなくなってしまうというおそれもありますので、そこら辺は臨機応変に対応する必要があるかなというふうに考えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 それ以上ここでいろいろやってもなんでしょうから、そういう含みが教育長の中にもある。そうであれば、今後、そういうことも地域力を生かした中で、そういう事案があったときは、じゃこの団体も今度は入れましようとか、そういうふうなことを加味しながら、今後、教育行政に当たっていただければ大変ありがたいのかなと、こう思います。

続きまして、2点目に移りますが、私はこの除雪関係に関しては、何回か議場で質問しておりますが、昨今、この資格を取る場合に補助を出している、その中において建設会社を通してこれ補助を出しているという理解でよろしいのかどうか伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

この事業は平成27年度から取り組んだ事業でございます。建設業協会を通るのでなくて、個人の会社が直接申請して、うちのほうで内容を審査して認定するというような方式をとらせてもらっていますので、会社ごとに申請をしているというものでございます。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 大変、この会社というくくりが私は疑問に思っているんですが、例えば今既存している会社、この会社が果たしてこれから先維持できるのかできないのかということも、私はこれから先へ考える必要があると思うんです。それで、私は会社を通してではなくて、希望する住民がいれば、それは門戸を開いてその資格を取ってもらおうと、そしてその有事に当たっては、そういう人たちに活躍してもらおうというような門戸まで広げることはいかないのか伺います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

個人の申請の場合も認めてもらえないかという話だと思いますが、1つにはこういう補助事業の、何といいますか、行政に関して個人的にやった場合に、結局、資格だけ取って除雪に従事しないんじゃないとか、そういうおそれがあったんですね。それは協議したんですよ。そういうこともあって、やはりそれを取得してもらうために町が補助するんであるならば、それをしっかり除雪作業に、あるいはそのような作業に従事しますよと、そういう保証といいますか、裏づけが必要じゃないかということで、このようなことをしました。

ただ、いろいろ雇用とかそういう中で就労のことを考えれば、確かに、資格はいずれ個人の資格になりますが、そうしたことも含めて、そういうのは多少そういう制限がつくのは、私はやむを得ないのかなと思います。そういうことで、しっかり会社としても、個人でなかなか除雪機械を持って、その技術を習得するというのも厳しい状況にあると思いますので、その会社で責任持って、その資格を取ったらそこで技術を磨いてもらうというような、そういう教育も建設会社は担うということの中での一連の、そのようなことを考えた中での対応でございますので、町としてもその辺はしっかり現状を見た中でいろいろな改善点はあろうかと思います。

が、一人でも多くの人たちがこの地域で安心・安全の地域をつくっていただきたいと、そういう思いでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 これはちょっと、俺も理解しろと言われても理解できないところもちょっとあるんですが、例えば今、移住者問題で農業に来てくださいとやっています。そうすると冬の仕事が、やっぱり人それぞれが職業の選択はまだ千差万別で、じゃ冬になったらスキー場へ行きなさいとかそういう話とは違うとは思うんですよね。であれば、冬、仕事が農業の人がやっぱりなくなるとなれば、これは1つの形として、町としてはそういう資格を取ってもらった人には、一応直営で町としては声をかけるなり、また機械の対応をするなり、また持っている人はそのまま入ってもらいなりして、何とかそういう豪雪、そういうものに対する安全の確保ということをひとつ一歩踏み出して考えてもらえないかという質問でございます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

仮にそういう人があるならば、その人は、いずれにしても除雪機械を持っていて、農業をやっているかどうかはわかりませんが、そうした場合には、どこかのやっぱり建設業者とか、あるいはその除雪を請け負う組織というか、そういうところに入ると思うんですよね、直営にしてもね。そのときはそのような対応の中で、そこに属する証明といいますか、そういうのがあれば私は可能だと思うんですよ。

ですから、本当にその人が除雪機械までセットして、そして自分もオペレーターを取って、そしてやりたいというのであれば、それは1つの業者になると私は思うので、その場合は業者としての扱いはできると思うんですね。

ですから、いろんなケースが出てくるかもしれませんが、そのときはしっかり協議した中で、町が対応できる、あるいはお互いが理解できるような対応、対策を図る用意はございます。ですから、個人がやりたいというのを町がやるなということではなくて、そのような体制の中ではっきりとした目的の中で、お互い事業を進めていきたいということでもありますので、そういう点でご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 実は、私は常々思うんですが、役場職員というのは、皆さん退職されて、また地域に帰った時点で、大変住民に世話になったと、俺は公務員だと言いながらも、1つは公僕であるという意識を持っている職員もこれはいると思うんですが、できればそうい

う職員に対しても、若いうちに希望のある人には役場からまず発信して、そういう職員にそういう資格をまず取らせる考えはあるのかないのかお伺いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろ役場の職もありまして、配置もかわったりしますけれども、役場の職員、私は公僕の意識を持ってやっている職員もあるというんじゃないかと、みんなそう思っていると思います。ですから、そういう中でしっかり役場としての、職員としての自覚を持って仕事をしてもらうのは当たり前ですが、そうした中でそういう資格がある場合は、それはそのときのケース・バイ・ケースの中で資格は取ってもらって結構だし、正直言って、公務員までそういう資格の補助をやっていいのかと、基本的にはそれは思います。

ですから、その辺は具体的には考えていませんが、本当に民間の方でそのような仕事に従事したい、就労したいという場合には、このような制度を利用していただいて、そして人材の育成を図っていききたいというのが考えでありますので、町の職員がやるという場合は、それは積極的に取ってもらって結構だと私は思います。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 何でもいろいろ困ったことがあると役場に電話が入るわけですから、そういう面で早用が聞くほうがなおいいのかなと、私はそう思っておりますので、その質問にいたしました。

それで、せっかく大体煮詰まったから、これ以上掘り起こしての質問はあれかなと思うんですが、風評被害に対して移りたいと思うんですが、私、7月3日に御蔵入交流館でこの田島の生徒の発表を聞いて、1つ不思議に思ったのは、水俣病が発生して、あれから60年たっている。その中でもまだそういう悩みを訴えている人がいる。また、その認定を受けられない人もまだいるんだということを知りました。

それで、町長これ、我が町の米は、作物は安心だ、安心だと、これはどこの町村も挙げて言っております。これは多少は限界があるのかなと、こう私も感じております。ただ、あの水俣病が起きたときには、たしかチッソ関係だと思うんですが、あの騒ぎで町の産業がなくなってしまうと、それで、町と県と国がこれは認定をするのは大変だと、産業がまず大事だということで、あの公害病が1つおくれをとって、その後認定になったという経過が1つあります。

ただ、我が福島県においては、国、県、町を挙げて安全だと言われ、またそれを発信して、また東京へ行って、町長もかみしもを着ながらそういうイベントに参加しながら、この安全な

ものを発信してきた努力は私もとにかく感じます。

それで、町長、今度は私、1つ思うんですが、この水俣病をずっと私もちよっと調べたんですが、認定はして、このイタイタイ病の認定はしたんですけども、そこから先の発信は、国、県、町はやってこなかったところがあるんです。それで、これからは東京電力に責任をまずとってもらうんだから、東京電力から、これは考え方によってはちょっと偽装ではないかと思われがちですが、特に私たちも努力していますから、福島県のもは大丈夫ですよという企業からの発信もこれは必要になってくるのではないかと思います、町長、どう思いますか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

風評被害は本当に5年半以上たっても厳しい状況にあります。その中で、これまでも県も含め私たちも、そして県全体としても、この風評被害といいますか、本当に風評被害なんです、払拭、いろんな場面場面でやってきています。しかし、そうは言っても、何といいますか、いろんな人の価値観といいますか、考え方、これは非常に厳しいものがありまして、水俣病のお話もされましたけれども、福島県その原発の事故以来、風評というものが大きくクローズアップされているわけでありまして、それ以降、熊本の地震でも、熊本の地域の、どこの市町さんでしたか、ちょっと交流がありまして、そこでもやっぱりまだ地震が続くんじゃないかと、そういうことで、そういう風評で観光客が来ないんだと。そして箱根町もいつ火山が爆発するかわからないから、これも来ないんだと。本当にこれ、我々にとっては全く風評だと思っていると。福島は原発かもしれないけれども、我々もそういうような自然災害の風評があるんだと、そのようなこと。ですから、何か日本全体が思惑というか、推測とか、そういう中でみんなの判断がされているような気がします。

ですから、特に私どものほうは放射能がございまして、大変厳しい状況の中でありましてけれども、ただ、今の現実の中でいろいろ対応して、そして食物に関しては、こういう安全な対応をしながら、皆さん方に提供しているんだということも十分アピールして、そしてやっているところでありますし、また、モニターツアーといいますか、私どもの地域に来て見ていただいて、そしてこの生活の様子を実感していただくということが非常に大事なことだと思いますので、そのようなことも含めて、今、県を挙げてやっているところであります。

ですから、当然、東京電力も原因者でありますから、そのようなことも私たちも呼びかけながらやっていただくように言っていますが、やってももらっていますが、しかし、今の現状はなかなか、先ほども答弁申し上げましたように、厳しい状況が続いています。

いずれ、確かに時間がかかることではありますが、これは地道にやっていく必要があると、そのように思いますので、ここまで一生懸命努力してきました。かなりの回復といたしますか、その辺は皆さんも理解してきているのかなと、そのように思いますので、力を緩めず、最後までしっかりとした情報の提供と、それから安全対策を町としても県にも呼びかけながら、ご協力していただきながらやっていく必要があると、そのように考えています。それをしっかりとやるのが風評被害の払拭につながると思いますので、そのようなことを今後精いっぱいやっていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 高野精一君。

○12番 高野精一議員 せっかくこれ、農業ブランドをつくるという回答を受けたから一言だけ申し上げますが、福島大学の研究室をできるだけ当町に設置していただきまして、そこで新たな農業のブランドを確立していただくことを希望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で12番、高野精一君の一般質問を終わります。



◇ 楠 正 次 議員

○五十嵐 司議長 次に、10番、楠正次君の登壇を許します。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 議席番号10番、楠正次。

通告に従い、項目1から順次質問いたします。

まず1点目の第3セクターと町のかかわりについてですが、全国的に少子化やレジャーの多様化、スキー人口の減少に伴い、利用客が減少し、スキー場の経営は非常に困難な時代になってきました。これまで町は、ロッジのトイレ修繕費用、豪雨災害によるゲレンデの修復費用など多大な支援をしています。平成23年3月、東日本大震災に見舞われ、観光業は特に厳しく、風評被害の払拭に町を挙げ取り組みました。

平成20年シーズンの入り込みは28万3,000人でした。震災のあった平成23年シーズンは20万4,000人、震災から4年目の平成26年シーズンは23万人と、23年シーズンに比較すると少しふえてきました。しかし、27年シーズンはご承知のように雪不足があり、開業ができなかった日も重なったりして、18万7,000人とさらに大きく減少しています。本町のみならず、南会津地

方の冬期雇用の場として重要な位置づけであります。本町においては、特に新規就農者や農林業等に従事する方の冬期の雇用の場であり、収入源として地元経済に大きくかかわる施設、位置づけと考えます。

1点目、現時点の資本金及び出資比率を改めて確認いたします。

2点目、固定資産税及び町有施設の貸付料と本町の収入、これを伺います。

3点目、冬期雇用者の数ですけれども、ゲレンデ整備、リフト係、厨房、食堂関係、パトロール、スキースクール、さいたま少年自然の家のスキー教室の指導員等々、多岐にわたると思いますが、それらの人数、合計人数を伺いたいと思います。

4点目、さいたま少年自然の家は、赤城と六日町自然教室を館岩少年自然の家に統合され、利用数が増加となる、今、位置づけであります、その効果を伺いたいと思います。

5点目、長期債務を含め、債務解消についてであります、一番今経営に問題となっているのは、取締役等の話ではやっぱり長期債務、そしてこれらについて町で貸し付けなり、資産の買収なり、いろんな選択肢、清算等々もあるのかもしれませんが、いろんな選択肢があると思います。それらを示していただきたいというふうに思います。

続きまして、2項目め、発達障害児支援についてであります。法のもとに特別支援教育が本格的に実施されて10年目となりました。これまでPDD、いわゆるコミュニケーション能力不足、ADHD、注意欠陥・多動症、LD、学習障害などの原因究明及び治療や対処法が大きく変化していると考えます。特別な教育を必要とする子供たちに対する本町の取り組み状況を伺います。

1点目、文部科学省の調査によると、小学校の普通学級児童数の約6.5%にその症状が該当する。つまり通常の学級、40人学級の場合で、2から3人の発達障害の方がいるということですが、本町の割合と人数を伺います。

2点目、PDD、ADHD、LD、それぞれの特徴、特性と対応及び支援の方法を伺います。

3点目、幼稚園教諭や保育士が幼児に発達障害の疑いがあると判断した場合の取り組み、学校に対する連絡等々の情報の共有等々、それらについて伺いたいと思います。

4点目、発達障害児を持つ保護者が発達障害に対する理解が得られないと適切な支援が行えないと考えます。理解を得るための取り組み、どんな取り組みをしているか伺いたいと思います。

5点目、学級経営をできるだけスムーズに行うためには、当事者だけでなく、学級の児童及び保護者全体で認識の共通が必要と考えますが、取り組み状況を伺います。

3項目めでありますが、小学校の統廃合についてであります。

少子化は日本全体の大きな問題となる中、本町においても少子化が進み、統廃合が複数校で行われてきました。学力アップだけを考えれば、複式でも問題なしという教育専門家もいますが、協調性や競争心、思いやりの心など、教科書では育みにくい問題も多々あります。

本町の小学校においても、少人数学級が増加していますが、電車やバスでの通学の場合、何キロ以内、または何時間以内といったことはないのだと思います。徒歩で通学、学校設置基準等々でいいますと、4キロ、6キロとかという文部科学省の規定はありますが、こういう通学の交通手段がある場合には、それは当てはまらないというふうに前、聞いたことがございます。しかし、小学生の場合、特に上級生と下級生の場合の体力差は歴然であります。特に早朝の通学時間と距離に比例して児童のストレスは高くなると考えます。

1点目、本町の学校配置に関する今後の考え方の見通しを伺いたいと思います。

2点目、学校単位の児童数の減少見込みを伺います。

3点目、通学距離と時間の限界値、ここまでが限界だろうと考える教育委員会の見解を伺いたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、第3セクター会津高原リゾート株式会社と町のかかわりに関する1点目ですが、現時点の資本金及び出資比率はとのおただしであります。資本金は2,519万円で、出資に関しては発行済み株数430株に対し、町保有株100株であります。発行済み株式数に対する割合は23.26%となっております。

次に、2点目、町の収入はとのおただしですが、平成27年度分の収入については、町税と町有建物及び土地貸付料を合わせて1,756万3,000円となっております。

次に、3点目、スキー指導員を含んだ冬期雇用者数はとのおただしですが、平成27年度においては、スキー・スノーボード指導員99人を含めた雇用者数は311人です。そのうち、さいたま市立館岩自然の家スキー教室に登録しているスキー指導員は71人となっております。

次に、4点目ですが、さいたま市立館岩少年自然の家統合によるスキー場利用者数増加の効果はとのおただしですが、平成27年度、高杖スキー場のスキー教室の利用者は、35校で生徒6,869人、教員410人の、合わせまして7,279人利用しております。平成30年度から

館岩少年自然の家の一本化に伴い、南郷スキー場を利用してホテル南郷とさゆり荘に宿泊していた20校についても、全て館岩少年自然の家に宿泊することになりますので、高杖スキー場の利用者の増加が想定されます。

それに伴いまして、冬期間の雇用者の増加、それからスキー指導員の増員、スキー場利用料・レンタル等売り上げの増加、さらには取引業者の取引額の増加が見込まれ、大きな経済効果が期待されているところであります。

次に、5点目であります。長期債務を含めた債務解消の考え及び解決策についてのおただしであります。会津高原リゾート株式会社の長期債務が会社経営に大きな影響を及ぼしていることは、町としても認識しているところであります。現在、債務に対する町のかかわり方や公費支出をした場合の財政に及ぼす影響等、さまざまな問題を考慮し、債務解消の可能性や最善の解決策を検討しているところであります。現時点でご説明できる段階には至っておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、発達障害児支援についてのご質問につきましては、私からは、まず3点目から5点目についてお答えをさせていただきます。

まず、3点目ではありますが、幼児期に保育士や教諭が発達障害を疑った場合の取り組みについてのおただしではありますが、幼児期の成長、発達には個人差が大きく影響するため、保育士や教諭が年単位でその児童の観察を続け、何度も検討を重ねているところであります。

具体的には、町保健師や外部の専門機関が実際の集団行動での様子を複数回見学し、児童の状態を把握するとともに、保育士等は専門家のアドバイスを受け、適切なかかわりについて学び、その上で個別支援を行っているところであります。児童の成長、発達、特性等は、一人一人が異なっており、その児童に対する適切な支援をケース・バイ・ケースで行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。

発達障害児保護者の理解を得るための取り組みについてのおただしではありますが、児童が集団生活の中で抱えている課題を町保健師や保育士、学校担任等、子供の状況を最も把握している者が保護者へ丁寧に説明を行っています。

また、郡内合同で開催している乳幼児発達観察相談会や児童相談所が開催している巡回相談会において発達検査を行いまして、児童の能力のばらつきを専門データを踏まえて、保護者と一緒に確認しているところであります。一度の説明では受け入れがたい保護者の方に対しましては、時間をかけて何度も説明を行いまして、家庭生活の中で気づくようになることを待つ場

合もあります。

発達障害は早期発見、早期療育、二次障害防止が大切であり、そのためには保護者の理解が最も大きいものと思われまますので、引き続き保護者への丁寧な説明に努めてまいりたいと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

次に、5点目であります、保護者全体の認識と共通理解の啓発の取り組み状況についてのおただしであります、子供の発達に係る保護者の理解を深めるため、児童の特性が出てくる1歳児健康相談会を活用いたしまして、県で作成した子供の発達に関するリーフレットを保護者全員に配布し、3歳6カ月児健康診査においても、町で作成したチラシを保護者全員に配布することとしております。

また、1歳6カ月児健康診査、3歳6カ月児健康診査では、保護者に発達障害に特化した質問項目の問診を実施いたしまして、発達障害についての説明を行っております。2歳児歯科健康診査では、児童発達心理士をスタッフに加えて、保護者と一緒に悩みを共有しておるところであります。

さらに、5歳児就学前発達相談では、発達障害に焦点を当てたパンフレットを対象児家庭に配布しております。希望する保育所、幼稚園では、保護者向けの発達の説明会を町保健師が実施しております。

今後とも各種健康診査の機会を通して、保護者全体への発達障害に対する認識と理解を得るための啓発活動を継続して実施してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは発達障害児支援に関する1点目と2点目についてお答えいたします。

初めに、1点目、本町における発達障害児の割合はとのおただしですが、平成28年9月1日現在の児童数710名に対して、発達障害と診断された児童数は22名で、割合は3.1%となっております。

次に、2点目、PDD、ADHD、LDの特徴とそれぞれに対する支援の方法はとのおただしであります、PDDとは広汎性発達障害のことであり、社会性が低く、対人関係が苦手で、コミュニケーション能力や言葉の発達のおくれ、物事に対するこだわりが強く、行動や興味に偏りがあるなどといった特徴があります。ADHDとは、注意欠陥・多動性障害のことであり、

細かいことに注意を払うことや学習に集中することが苦手で、せわしなく動いたり、思いつきで行動したりするなどといった特徴があります。LDとは学習障害のことであり、本を読んでも内容の理解が難しい、文字を書き写すことが苦手、数字や記号の理解が難しいなどといった特徴があります。

支援につきましては、個々の障害の程度に応じ異なる点がありますが、一般的に行われている支援としましては、短い言葉や文章でわかりやすく具体的に説明したり、今後の予定をあらかじめ伝えておき、見通しを持たせながら活動させたりすることが行われております。

また、学習面において、絵や写真、カードなどを用いて理解を促したり、最後までできたという結果だけを認めるのではなくて、取り組んでいる過程も認めるような支援が行われていますので、ご理解をお願いいたします。

次に、小学校の統廃合に関する1点目、本町の学校配置に対する考えはとのおたただしであります。町教育委員会としまして、現段階で小学校の配置は現状のままというふうに考えております。今後は、子供たちにとってよりよい教育環境の整備を第一に考え、地域の実情や考えをお聞きしながら、配置の検討の必要性等について地域とともに考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目、学校単位の児童数減少見込みはとのおたただしであります。出生数と卒業者の数から推計した人数は、平成28年度と比較して、平成34年度になりますが、まず田島小学校49名の減、田島第二小学校24名の減、桧沢小学校9名の減、荒海小学校36名の減、館岩小学校12名の減、伊南小学校23名の減、南郷小学校10人の増となっております。なお、UターンやIターン等の社会増減がありますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、3点目、通学時間と距離の限界値はとのおたただしであります。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律によりますと、適正な学校規模の条件の規定で、先ほど議員のほうからお話がありましたが、小学校の通学距離はおおむね4キロというふうになっております。時間の明記はありませんが、距離から推察いたしますと、おおむね1時間以内というふうに思われます。教育委員会としましても、通学時間についてはおおむね1時間以内というふうに認識しております。

また、距離に関しては、どのような通学方法を用いても、通学時間が1時間以内の距離というふうに認識しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど1点目、2,519万円の資本金で430株、町は100株でたしか500万円だと思ったんですけども、430株の株の代金というのは、役員持株会、社員持株会、金融機関等々、森林組合とかありますけれども、若干計算が合わないような気がする、2,519万円というところ……。この点はどうなっているのか、説明いただけますか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 お答え申し上げます。

発行済み株式総数430株ということになりますけれども、この中に実は追加出資を図った株式がございます。こちら、単価的なものが1株当たりの、当時の単価ですね、それが5万円のもの、30株につきましては、株式額面が1株17万3,000円の株があるということで、合計株資本金額は2,519万円という数になっております。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

当初は皆同じ金額だったのかなというふうに思いますけれども、400株で25%、たしか議会に決算の報告があるというところを持っていたように思いますが、先ほど固定資産税、2点目に移りますけれども、町有施設の貸付料等で1,756万円ということでありました。これは固定資産税、会津高原ホテル、わたすげ寮等々だと思うんですけども、これに長期債務、短期債務、これらの返済金額を加えると8,000万円強というふうに考えてよろしいですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 短期債務の取り扱いもあつたんですが、総合政策課で把握している長期債務について、今現在の状況についてお話を申し上げたいと思います。

会津高原リゾート株式会社は当初、平成14年と記憶しておりますが、東武鉄道から債務がありまして、その合計金額は15億円だったと記憶しております。それで今現在の債務の残高でございますが、合計8億5,000万ということで、この部分のこれが今後返済していかなければいけない債務でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 8億5,000万円の返済に当てる金額、年間の返済額が3,500万円だったかな、それとそれにかかる利息、そして短期債務、三井住友とか会津信用金庫だったと思

うんですけれども、それらを合計すると、幾らになるか。それと、会津高原リゾートが現在支払っている合計高、それを知って5点目の質問に移りたいと思うんですけれども、わかりませんか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 答弁申し上げます。

今ほどは答弁不十分で申しわけございませんでした。

手元にあるのは長期債務の資料だけでございまして、大変申しわけないんですが、毎年の元金の償還が3,500万、それに利息を付して返しているということでございます。そうしますと、平成28年3月期に返済した金額ですと、3,500万プラス利息が1,305万4,000円という高額な金額になりまして、合計4,805万4,000円が27年度の債務の返還額になってございます。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

それでは、それらを踏まえて、5点目にいくのは後にして、15期の正社員従業員数が36名ということでありまして、平均年齢は45歳、非常に若くていい会社かなというふうに見られるんですけれども、中間層の方が少ないということが問題で、これらは勤続年数が平均9年と短い。これを見ても、やはり債務の償還に係る会社の負担が大きいために、処遇が厳しい、高校生、大学生に子供がなったときに、教育にお金のかかる時期になるとやめていかざるを得ない。会社も経営するためには、従業員に給与を払いたくても払えないというようなことがあるんだと思います。

それで、今、長期債務の償還金3,500万、利息が1,305万ということをお聞きしました。これに短期の債務、これもプラスし、固定資産税の1,100万ほど、これらも町有施設を買い上げた場合ですね、それだけ、8,000万以上の支払い可能、毎年、減価償却も1億程度しておりますから、かなりの支払い能力はある。それにしても返済が多過ぎることが問題なんだろうということで、私はこの際、以前質問したときも、菅家議員が質問したときも、増資という考えは当面ないという話でありましたけれども、今、簿価で9億ほどの近くの資産を持っておりますけれども、それらを実勢価格で買うか、簿価で買うかは別にしても、買い上げること、そしてそれをリゾートでは償還する。

ただ、それを23%の民間会社にそれほど、買い上げて、それを返済に充てるとかという細かいことをするのは、なかなか難しいのではないかなと思うので、今5,000万円の貸し付け、毎年短期でやっておりますけれども、5,000万円をここに資本の中に投入すれば、計算だと76%、

筆頭株主になって、町は経営に関してかなりかかわることが大きくなる。そうすると、これまでの8割の補助等々も納得のいく話になるのかなというふうに考えますけれども、マイナス金利の時代に1,305万円、そして短期の分と合わせると1,700万円ぐらいですか、利息は。これらが非常にもったいないなというふうに思うんです。

それで、8,000万円以上支払うことのあるとすれば、処遇改善等々に何割か入れて、そして町にその資産を買い取った部分を貸付料として、雑駁に言うと、5,000万円で返してもらえば20年で10億、計算上は返ってまいります。

これらの資金が地域振興基金、今20億円ちょっと積んでありますけれども、これらの中からここに10億円をあげればなしというのは、せっかくこうやって合併から10年間、4地域の公平な発展、そういうものに資するために積み上げてきたものを、最後の肩がわり的なものはなかなか難しいのかなと、理解が。でも、資産を貸し付けることによって、貸付料を例えば5,000万円なのか6,000万円なのか、4,000万円なのかもわかりませんが、返してもらえれば、10年程度我慢して、議員の理解も得られれば、このような計算はできると思うんですけれども、この辺に対する考え方、余り細かいところは言えないにしても、お聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども、最初答弁申し上げましたように、今いろいろ検討しているところであります。これまでも、相手もありますし、東武鉄道さんありますから、そういうことを社長さんともお話ししました。役員の方ともお話ししているところであります。ただ、具体的なことまでは及んでいないのが、全体的にはかなりお話ししたところもあるんですが、具体的などころまでは正直言って、いろいろ検討の中にはまだ入っていません。

確かに、今の数字的なことは、私もそれは感じていまして、どのようにしたらいいのかということはいろいろな方策があると思います。ですから、その辺の中で状況を踏まえた中で、今後の検討をしていく必要があるだろうと思います。

ただ、会津高原リゾート株式会社のやっている今の事業ですが、本当にスキー客は激減はしておりますけれども、やはりいろんな事業をやっている、町全体に及ぼす経済効果、あるいは雇用であったり大きな活性化につながっていると思います。そうした中で、プラスマイナスの部分あるわけではありますが、そうしたことも含めて、総体的な判断といいますか、状況をしっかり調査した中でやっていく必要があると思います。いずれにしても、どちらにしても

もね。

ですから、そのようなことも含めて検討を始めたところでございますから、今、現時点で、じゃこうします、ああしますは申し上げられません。相手もありますし、十分協議も必要ですので、町も、それから会津高原リゾート株式会社、それから東武鉄道さんとか、あるいは地域の方々とか、こうあるわけでありまして、もちろん従業員の人もいますし、ですから、そういうことも含めた中で町は少しずつ検討を詰めていきたいと、そのようには思っています。

いろいろな場面場面で、何と申しますか、効果とか、あるいは数字が違って来るかもしれませんが、できるだけ安定して、そしてこの地域がより活性化するように、そのようなことを含めて町は対応を考えていければと思っています。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

この問題について、再々質問になりますけれども、リゾート以外のスキー場は、ほとんどが町有資産であります。外国人観光客の中でスキーというのはかなりのステータスの高いもので、10泊とか15泊で来ている人がいて、それは宿泊費に30万円、50万円かけるんだというようなこともあります。

町が4つのスキー場があるわけですがけれども、それらを有効に4つを全て好きなところを、例えば10日の間だったら2回ずつ滑れるとか、そういうようなことも。例えば輸送手段等々を磨きをかければ、そのようなこともできるのかなと。4つのスキー場が重荷ではなくて、1つの町に4つ、100キロの中に4つあるということは、結構魅力なんだろうというふうに思います。

そして、南会津地方の自然や魅力に関しては、東武鉄道が特急を乗り入れ、町長、いつもおっしゃいますけれども、乗り入れることを決定したのにも、こういうこともあるんだと思いますよ。ですから、この南会津の観光資源としての磨きを上げて、輸送人員をアップ、そして我が町も世界に通用するような観光資源、それらをぜひ達成するためにも、これは4スキー場それぞれが頑張らなくてはいけないだろうというふうに思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

続きまして、2点目の発達障害の部分に移ります。

先ほど発達障害の児童が3.1%というふうにお答えがありました。非常にこれは全国からすると半分以下というふうに、単純に見れば。だけれども、親さんて結構認めたくない、認めない、その部分にいかない。周りから見れば、ADHDなんかの場合は非常に、先ほど教育長

もおっしゃいましたけれども、ほかの生徒に迷惑がかかるわけですね、学級崩壊になるような懸念があると。学習ができないというだけで、静かにしていれば、ほかの児童には迷惑にならないわけでありますけれども、その部分が学級経営の非常に困難なところだというふうに思うんです。

この3.1%というのは、きちっと、医療なり児童相談所なりの児童心理士とか、そういう人たちの判断した数字がこの3.1%ということなんでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えをいたします。

これは判定をされた数字ですので、これはそのままの数字を判定した数字というふうに解釈していただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 ということは、やはり予備軍といわれるというか、限りなく発達障害に近いなという懸念をしている保護者がいて、その保護者たちがこの子はそうではない、先生もそうではないかと思っけていても、保護者の了解がないとその判定とか審査とかってできないんですか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えいたします。

その判定については、理解をいただいてから行っておりますので、強引に行政側からやっているということはないというふうに認識しております。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 わかりました。

先ほど3歳6カ月とか1歳6カ月とかで、健診等々である程度の把握ができて、個別に指導し、そして疑いのある子には複数回の相談指導の機会を設けているということでもありますけれども、例えば小学校3年生になったときに突然そのような症状が出る、例えばADHDとか、そういうことはないんだと思うんですけれども、それはもう幼稚園児、保育所時代もそんな感じだったけれども、ちょっとやんちゃかな程度だったのか。そして、1年生、2年生と。

例えば、私に相談のあった保護者の話で言いますと、1年生のときは女性のベテラン教師が担任をしていて、そして2年生のときは中堅の男性教諭が担任をしていて、3年生になったら先生が、泣いたりしてもう授業にならない。授業中に机の上を歩き回ったりとんでもない行動をするというような相談があつて、これは教育長にもご相談させていただきました。突然、3

年生になってやんちゃぶりが発揮されてくるとかということはあるんでしょうか。それは、障害を認めて、ほかの保護者はそういう障害が、一部分的な障害があるのではないかという疑いを持っているみたいですが、学校ではそういうことは感じていないのかどうか、わかりますか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

私も教員でしたので、ある程度そういう子供たちとのかかわりはあったかなというふうに、こう思います。

正式に障害と判断された子供の場合は、大体幼いころから指導を受けて育ってくるかなというふうに思いますが、先ほどお話に出ました限りなく近い、グレーゾーンと呼ばれる子供たちにおいては、障害なのか、性格なのかと、こういうことがわからないまま就学して、そして途中で、やはりこれ、ある程度のしっかりした検査を受けなきゃいけないんじゃないかということで親御さんが判断されて、そこで障害名がつくという場合は確かにあります。

ただ、急に、今まで何でもなかった子が、学年の途中とかそういうところで障害を発生するという発達障害というのは、まれかなというふうに思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 私もそうだろうなというふうに思っております。

そして、その3年生の部分ですが、教育長のほうに保護者からのメールの部分も学校教育課長を通じて届けたことがございますけれども、それは5月、6月の話でしたけれども、7月19日、終業式の前の日に、授業中にずっと嫌がらせをされて、何とも教室にいられない、その席にいられないということで保健室に泣いて逃げて、そして1時間たってもその子が教室には戻れないということで、親に電話をして親が迎えにいったという事実があります。そして、親がうちに連れ帰って落ち着いてから聞いたら、事業中にずっと10時半まで嫌がらせをされて、物を取られたり、つつかれたりとかということで授業中にされていて、とてもいらなかったというふうに泣いて話したと。その親は下校時間に行ってその子供を叱ったそうです。泣いて反省したそうです。だけれども、次の日、終業式の日には、通知表や何か渡された資料でその当人の頭を授業中にたたいたりして、全然変わらなかったそうであります。

これらは、きっと障害なんではないかなと。その子を、私はそれを認めていただかないと、その親にとっても、子供にとってもかわいそうだと思うんですよ。せつかく支援の手段が法で

定められてあるのに、それを検査も受けない。これはしつととかIQの話ではないんだそうですよね、この発達障害というのは。脳の一部分に欠陥があって、ほかの部分はすごい一般よりも優れていたり、また発達障害の人がすごい天才肌の部分も持っていたりすることがありますけれども、そういうこともあると思うんです。

それらに対して、親に理解を求めるのにずっと話し合ってきたのかもしれませんが、夏休み明けは席がえをしたそうです、担任が。そうしたら、その子の近くに行った今度は女の子がもう学校に行きたくない、2人の子が言っているということで、私はこの11日に女の子の親から相談を受けて、男の子も、前に相談した子も呼んで、子供と親から話を聞きました。ですから、その子たちはとても立派な子供たちでしたよ、説明能力もあって。

8月29日に学校のサッシが壊れた話は聞いていますか。

[「はい」と言う者あり]

○10番 楠 正次議員 そのことをその子供たちが話しました。女の子はその場において、4時間目が終わったときに、取っ組み合いのけんかになって、サポートの先生がその場にいたけれども、やめなさいと言ってもやめなかった。そして殴り合っただけで、男の子が職員室に担任を呼びに行くと、そうしたら担任の先生が2人の間に割って入って、サポートの先生はそれまで、やめなさいという言葉しかかけただけだったそうです。担任の先生が中に割って入ったら、一緒に押されてサッシにぶつかって、ベランダのほうにサッシがバリンと割れて先生は倒れ込んだと、けがはなかったんだろうと思います。教育委員会に報告はないんだから、きっとけがはないんだろうと思います。

でも、そういう事実を聞いたら、やっぱり普通のきかんぼうではないのかなというふうに思うんですけれども、そういうところの監督という、教育委員会って何か事件が起こると、本当に大きな事件が起こると、教育長がよく謝罪をするシーンがテレビとかであるんですけれども、そうなる前の段階だと思えるんですけれども、そういう、その子の親はきっと検査を受けなくてもいい、うちの子はそんな子ではないというふうに思っただろうと思うんですけれども、その辺の事情は把握されていますか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えします。

大変、教育委員会が把握しない情報までご提供、本当にありがとうございます。

学校とは、子供の件については十分情報のやりとりはしているかなというふうに、こう思って、相談体制としては、私のほうのSSWとか、そういう周囲との相談とか行っているという

ふうに、こう認識しております。

ただ、なかなかやっぱり改善が図れないという報告も受けておりますので、どのような対応策はということで、学校のほうと協議しまして、学校のほうでは今後の対応としては、自由参観日を設けて保護者の方に実態を見ていただくとか、そういうことをしてご理解いただくというお話はしておりましたので、今、議員おただしのとおり、十分やっぱり保護者の方に実情とか理解していく必要があるかなというふうに思いますので、学校のほうと協議しながら進めていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 先日、ふるさと会の副会長になられたのかな、菊地淳さんというKA教育の代表理事の方、本町にもセミナーハウスを持っていらっしゃいますけれども、夏休みにいらっしゃってました。いっぱい、何人も交代交代で利用されてましたけれども。そのKA教育の理事長の菊地さんとお話することがありまして、菊地さんは学校、教師のスキルアップ、3D教育プログラムというのを確立されて、それを教師向けに講演をしたりして、やっぱり子供の幸せは教師、教師のスキルアップが絶対重要だということで、この方は田島高校を卒業されて、東京国際大学を卒業されて、大原簿記学校で18年間、公認会計士の専門指導員までされた優秀な方だというふうに聞いております。その方が今独立されて17年目ということがあります。

その方がおっしゃるのには、その発達障害があるであろう子の実態をスマホでもビデオ設置でも構わないけれども、実態をきちっと親に通常の実態を認識していただくこと。その前には、親にあれこれ指導しても絶対無理なんだと。親がそれを理解していただく、通常の子供の行動、そういうものを。それでないと、その次の段階には進めないということをおっしゃってました。

ですから、それを得た上であれば、きっと適切な指導、それは薬があるのか、指導方法があるのか、対処があるんだと思うんですけども。そこへ支援に進む前の段階はそこだということなので、ぜひ学校のほうに、学校経営は校長、学級経営は担任だと思うんですけども、それらの実態を口で話すのではなくて、映像としてきちっと、やっぱりなかなか理解をされない親というのは多いんだそうですよ。そういう方にはきちっとそういうものを見せて、理解をしていただいて、受診をするなりして、それがその子のためになる、子供のためになる。

だから、菊地さんがおっしゃったのには、私は、担任が新採だからちょっと教育力が、指導

力が不足なのかなということ相談したら、そんなのは子供にとっては全く関係のない話だと、子供たちにとっては。ほかの子供たちが授業が進まないということで、プリントを渡されても授業になっていないからわからないという苦情なんです。

そういう状態では、子供は教育を受ける権利があつて学校に通っているのに、それが正常に受けられない。そういう状態は、そういう客観的事実をきちっと示した上で理解を得て対応しないと、新採の先生で指導力がなくて、うるさい学級で勉強が進まないで1年終わっちゃったなというようなことがあつては絶対ならないというふうにおっしゃっていましたので、ぜひともその辺、強く認識していただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 今の議員おただしのとおり、やはり保護者の方に十分に理解していただくということは大変重要なことかなと思います。

方法につきましては、学校のほうと協議しながら、十分保護者の方に理解していただけるような方策をとっていききたいなというふうに思います。保護者の方に子供の何を理解していただくというのは、やっぱり姿を理解していただく。障害があるかないかとか、そういうものではなくて、現実的な姿を見ていただくというのが、これは大事なことかなというふうに思いますので、十分進めていききたいなというふうに、こう考えています。

また、子供たちが学ぶ権利を奪われて、十分な授業がやっぱり受けられなということも、これは大事な問題かなというふうに思いますので、その点につきましても、先生の指導力も1つそこにかかわるやっぱり大事な要素かなと思うんですね。やはり新採の先生、なかなか慣れていないところもありますので、やはり指導力でカバーできるところもあるかなというふうに思いますので、新採の先生の指導もあわせてしっかりとやっていききたいなというふうに考えていますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 この点について最後、町長の考えを伺いたいと思うんですけども、先ほども話ししましたけれども、発達障害は遺伝でも親のしつけの問題でもなく、本人の個性であり、特性であるということがもうしっかりと認識されているわけです。それでも、周りからはだめな子とかというような烙印を押されてしまうと、さっき教育長がおっしゃいましたけれども、二次障害、そのようなことになって、本人が自己否定感を持つと、これは虐待、その子に対する。そしてこれは、ADHDの子ではなくて、LDの子供に多いんでしょうけれども、その子はひきこもりになってしまったりとかということが多くなるそうです。

周囲や親の理解不足のせいで、本来受けられるべき教育が受けられない。これは本人の不幸はもちろんですが、ほかの子供、そして先生にとっても非常に不幸なことだというふうに思います。行政の果たす役割は非常に重要と考えるので、町民全体の発達障害に対する正しい理解、差別をするのではなくて、正しい理解のもとに、みんなが助け合って共生する、そういう社会に向かうべきというふうに思いますが、町長のリーダーシップを最後にお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に深刻な事態だと、そういうふうに認識しております。るる、教育長が答弁しましたけれども、町としても、これらに対しての対応をしっかりとしていかなければならないと、改めてまた意を強くしたところであります。

そうした中であって、やっぱり子供たちは、そのときの子供たちの率直な考えが行動に出ると、そのようにも思いますので、これはやはり学校であったり地域、あるいは周囲の人たちが十分注意して配慮する必要があるだろうと思います。

そうしたことを含めて、私たちのこの南会津町に生まれた子供が本当に、いずれにしましても、学校ではそういう中ですが、やっぱり社会に出ればみんなが共存共栄、そして生活を安心してできるようなそういう社会をつくっていかねばならないというのは、そうならば今度は行政の役割ですので、そういうことも含めて、町としてはそういう人たちも、健常者といいますかそういう人たちも思いやりを持ってしっかりと対応できるような、そして生活できるような、そういうまちづくり、そしてそういう信頼のまちづくりを私はしていく必要があるだろうと思いますので、その現状を踏まえた中での個々の対応はいろいろ違って来るかもしれませんが、そういうことも含めてしっかりと対応できるように、また改めての検討を必要と思いますので、そのようなことをしっかりと対応していきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 3項目めに移ります。

時間も大分迫ってまいりましたので、先ほど、配置は現状のままという考えなので、例えば、西部地域であれば館小、伊南小、南郷小というこの配置はこのままいくという考えでよろしいですか。再度確認させていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

現時点では配置はそのままというふうに、こう考えていますが、今後の子供たちの状況とか、先ほど答弁しましたけれども、よりよい環境を考えたときに、教育委員会もしくは地域のほうから、今のままの環境よりも、もう少しこういう環境がいいんじゃないかとかというご提案とか出た場合は、それに従って十分に地域と協議しながら進めていきたいなというふうに、こう考えているということですので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 楠正次君。

○10番 楠 正次議員 現状のままずっといくんであれば、例えば今回8月25日に議会報告会の中で、教員住宅の問題を元役場職員の方からあった電話が、教員住宅、上郷住宅が非常にひどいという話をいただきました。それでこのまま現状でいくんであれば、当然もう建てかえの時期なんだろうと、50年ぐらいになっているんじゃないかなという住宅があります。

ことし、新採の先生と女性2人が1棟に入りましたね。そのお母さんが私のいとこの知り合いでありまして、新採のほうの。1週間前に事前に見に来たと。そして母親は、娘がせっかく教師として採用されて初めて赴任するところだからといって行ってきたら、もう玄関でショックを受けてしまったそうであります。それで、私のいとこのところに、娘をこんなところに住まわせるのはということで、アパートとか民間のものがないのかどうかということで連絡があり、すぐ近くには仁嘉会の、Wi-Fiが整備され、テレビがあり、レンジがあり、全てが調っていて、寝具だけあれば入れるというすばらしい建物がもうできていますよね。そんな中であの住宅は本当に、ことし転入された館中の校長先生が、平衡感覚がおかしくなると、ボールや何かを置くところころ転がって歩くぐらい傾いていると、うちが。

そんな状況もありますので、ぜひともこれは、私は今すぐそこにつくるとかということではなくて、西部地域を、先ほど児童数を聞くと、南郷が10人ふえるという結果がありました。ほかは12人、23人という減少もありますけれども、西部地域全体で考えると、和泉田から例えば番屋まで何キロあるかというところ40キロです。これは広域の中で調査した、大桃から何キロ、そういうのを計算して40キロの中ですから、その中間あたりに学校を統合する。そうすると非常にいい学級、昔統合の検討委員を私がやっていたときに、校長先生からお聞きしたのは、20人から25人が小学校では適正だということが、館岩村時代ですけれども、先生方、校長先生方から聞きました。中学生は30人ぐらいがいいというような意見がありましたけれども。今でもそういう学校をつくれれば、そういう生徒の成長に対して非常にいい学校ができる。

というと、町長が住んでいられるあたり、浜野あたり、その辺が20キロ地点ですよ。20キ

ロといえばバス通で十分通学できる、拾いながらであっても。ただ、館岩地域の場合は高杖経由で20キロという感じですが、例えば湯ノ花とか川衣とか、今、川衣の児童はいませんが、そういう枝線から来る場合にそっちの対応が必要になりますけれども、その辺もぜひ考慮していただいて、学校が現時点では現状維持するということでもありますけれども、将来に向かって保護者たちや、やっぱり3年後には1人の入学生になる予定なんですね、館岩の子の場合は。そういうことを踏まえたときに、本当に親は、じいちゃん、いやいや1人じゃかわいそうだよなという話も出ておりますので、よく保護者の声を聞いて、ぜひ検討を進めていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 議員が私の顔をじっと見て質問されたので、私から答えさせていただきますけれども、今後の生徒の減少、ふえるのは南郷だけというような状況でございますけれども、これは町全体、子供の数が減ってくるということはある程度、どのくらい減るかということはいわかりませんが、そういう確実な状況にあります。

そうした中で、減らさないことも考えなきゃならないし、そのような状況を踏まえてどのようにするかということも考えていかなきゃならない。そうした中でやはり今の現在の考え方としては、先ほど教育長が答弁したとおりでございますけれども、ただ、教員住宅とかそういう総合的なことになると、行政が絡むということで、私からお答えさせていただきますが、これは町も空き家対策等をやっています。民間のアパートもございます。西部はなかなかそれはないかもしれませんが、そうしたことを踏まえて、学校の先生、あるいはそのような仕事の関係で来られる方がこの地域で本当に安心して住んでいただけるような、生活していただけるような住宅の提供は、町としてもしていかなければならないと1つ思っています。

ですから、それらも含めて、教員住宅なのか、あるいは空き家対策というか、あるいは下宿したいという場合には、そういう民間の活用もあるのかということも含めて、町は早急にそれを検討しなきゃならないと思っています。

もう一つ、学校の統合であります。これは今までも何校か小学校、中学校を統合してきました。来年は檜沢中学校と田島中学校の統合がありますが、こうしたことも含めて、学校は非常に地域に密着しております。子供たちの負担も出てきます。ですから、そういうことも含めて、今後、私たちの状況の提供もしながら、地域の皆さんとしっかり話し合っ、どうしたらいいのかということをもまず相談させていただきたい。そして、町としてのこれからの将来のビジョンをつくっていききたいというのが今現在の考え方です。

ですから、教育長はそういう意味で先ほどの答弁になりましたものですから、私としては、やっぱりこれは1つの政策も絡むのかなという部分もありますが、そうした中で、当面はそのような対応の中で町としては進め、教育委員会、それから地域の皆さんと話し合いを進めさせていただきたいと、そのようなことをございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○10番 楠 正次議員 以上で終わります。

○五十嵐 司議長 以上で10番、楠正次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩にいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 丸 山 陽 子 議 員

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君の登壇を許します。

3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 議席番号3番、丸山陽子です。

通告に従い一般質問をいたします。

初めに、「赤ちゃんの駅」の設置について伺います。

乳幼児がいらっしゃるご家庭では、外出する際、急な授乳やおむつがえが必要になる場合があります。そのためのスペースがないことを心配して外出をためらう方もいらっしゃると思います。乳幼児連れの方が楽しく外出できるよう、授乳やおむつがえに安心して気軽に立ち寄ることができる施設として、「赤ちゃんの駅」を設置してはいかがでしょうか。町の考えを伺います。

次に、家庭照明のLED化について伺います。

全国的に省エネルギー化の促進及び地球温暖化対策などの取り組みがさまざまなされています。町としても街灯のLED化などの取り組みがされているところですが、家庭における照明

の省エネルギー化の促進を図るため、住宅用のLED照明を設置した方に対する助成制度を創設してはどうか、町の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、乳幼児連れの方がおむつがえや授乳に安心して気軽に立ち寄ることができる施設として「赤ちゃんの駅」を設置してはどうかのおただしであります。また、「赤ちゃんの駅」とは表示しておりませんが、現在、御蔵入交流館、会津田島ふれあいステーションプラザ、道の駅など、多くの公共施設におむつがえのできるベビーベッドを設置しております。またさらに会津田島祇園会館においては、おむつがえスペースと授乳スペースが設置されておるところであります。

今後は、これら情報を町のホームページ等へ掲載し、町民初め観光客にも周知を図ってまいりたいと、そのように考えます。

なお、「赤ちゃんの駅」指定につきましては、「赤ちゃんの駅」の認知度等、または今現在の状況、今まで申し上げましたことの中で見きわめながら、今後検討を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、家庭における照明の省エネルギー化を促進するため、住宅用のLED証明の設置に対し補助制度を創設してはどうかのおただしであります。家庭における消費電力量の15%程度を占めていると言われている照明機器をLEDに切りかえることは、今後のエネルギー対策において非常に重要であると、そのように認識しているところであります。

しかしながら、家庭向けのLED照明器具については、東日本大震災以降、海外メーカーの参入などにより、導入費用の低価格化が急速に進み、比較的短期間でもとが取れる状況となってきたことから、個人向けの補助制度の必要性は現在のところ感じていないと、今はそのように思っています。

本町においては、現在実施している集落の防犯灯の新設、更新に対する補助制度の継続や公共施設における照明のLED化など、まずは町民が広く活用できる施設を優先し実施してまいりたいと、そのように考えております。個人住宅に対する補助制度の創設は、現段階で実施する考えは持ち合わせておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ただいま町長より「赤ちゃんの駅」についての回答をいただきまして、その中で御蔵入交流館とか、あとそれから祇園会館等におむつがえの、また授乳ができる場所も設置がされているというふうに伺いましたけれども、これについての周知方法、ステッカーとかのぼり旗とか、そういうことでの周知をちょっと見てはいなかったんですけれども、周知方法については今どのようにされているのでしょうか、伺います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

今現在につきましては、特にどこに何があるということを知っているものはございませんが、今後ホームページ等を通じまして周知等をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 今はまだ周知方法が考えられていないというふうに伺いましたけれども、福島県としても「赤ちゃんほっとステーション」というところの名称で県のホームページがあるんですけれども、その中に、県と連動して南会津としてこの施設がそういう施設になっている、おむつがえとか、授乳ができる場所だというふうに登録をしていただければ、本当に福島県のホームページから入って、南会津にこのような施設があることも周知できるというシステムができていますけれども、そのほうを活用される、独自でホームページをつくられることも本当に大切だと思いますけれども、福島県のホームページをあげたときに、「赤ちゃんほっとステーション」という中から、南会津町にもこういう場所があるんだなというのがわかったほうがいいのではないかなと思うんですけれども、ぜひ福島県のほっとステーションのほうに登録をしてはかがかと思いますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

周知方法は、やはりこれはいろんな町によってと違いますか、自治体によったり地域によったりして違うのは、なかなか理解しにくい部分もあると思うんです。来年、新型特急が来ます。そうした中で、町としてもそういうサインをどのように情報提供するのか、あるいはサインをどのように表示するのかということは非常に課題であります。

そうしたことも含めて、今「赤ちゃんほっとステーション」という話も県のほうでやっているということも聞きましたから、その辺も県のほうと詰めて、じゃ、福島県としてというか、

これは全国レベルなのか、ちょっと私も今のところわかりませんが、そうした中で皆さん方に周知、認知してもらえらるような、そのような対策が必要かと思ひます。そんなようなことも含めて、今ほどホームページ等でもと言ひましたが、これも大事な要素だと思ひますので、それも含めて皆さん方に知っていただけるような情報の提供のあり方を検討していきたくと思ひます。よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ただいま、先ほど設置場所についてのことなんですけれども、まだまだ設置していただきたい場所というのがあると思うんですけれども、人がたくさん立ち寄れる場所ということで、道の駅とかそういうところとか、あと駅前の四つ角のところ、今回、私もこれを見て、祇園際のときに、周りにたくさんのお子様連れが、乳幼児を連れてご家族がいらっしやいまして、そのときに、近くでおむつがえができる場所があればというふうに声が出たものですから、ぜひそういう意味で駅前の四つ角のところとか、またたくさん人が集まる場所への設置等を検討していただひてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

具体的に今ほど駅前のところというお話もありましたので、あそこを高齡者だけではなくて、誰もが立ち寄れる場所ということで今やっておりますので、そういったところにも設置できるかどうか検討してまいりたいと思ひますので、ご理解をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 この「赤ちゃんほっとステーション」なんですけれども、「赤ちゃんの駅」ということなんです、野外でのイベント等とか、災害時でも使える非常携帯型の移動式「赤ちゃんの駅」もあるんですけれども、そういうものの導入は考えられないでしょうか。たくさんイベントが町としてもありますし、野外でのいろんなイベントの中で使っていくこともできますので、非常事態のときも使えるということですので、ぜひ移動式の「赤ちゃんの駅」の検討も願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

野外でのイベント、あるいは災害時というお話もありましたが、まだそこまでちょっと考えておりませんでしたので、今後ちょっと検討してみたいと思ひております。

以上です。

○五十嵐 司議長 丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 先ほど町長のほうからもお話ありましたけれども、明年は特急の乗り入れがあります。たくさんの方々に本町に訪れていただきたいという思いは皆さん一緒だと思いますけれども、乳幼児を抱えたご家族の方々も安心して南会津町に来て、その子供たちと一緒に遊べる場所、また「赤ちゃんの駅」を設置していただいて、本当に赤ちゃんと一緒に、お母さん、お父さん方、皆さんがご家族一緒に来れるようなそういう町、これは1つは子育て支援にもつながっていくと思いますので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

以上で「赤ちゃんの駅」については質問を終わらせていただきます。

次に、LEDの設置についてなんですけれども、現在、町としては考えはないというご回答をいただきましたけれども、今回既にたくさん地域で、住宅用の照明のLED化を進めている地域がたくさんありまして、その中でも私が目を引いたのは、茨城県の阿見町でして、そこでは県内でも初めてということで取り組みがされたようなんですけれども、そうしましたときに、高齢者からの申請が相次いで来たということなんですね。

そういう意味で、蛍光灯に比べて約5倍の長もちをするということで、高齢者の皆さんにとって、照明を交換する負担というのが軽減されるということもありますし、電気代も抑えられたという声もあったというふうに伺っています。町として、こういう声、またほかの地域でやられているそういう声に対して、町としてはどのように考えるかお聞かせください。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

高齢者世帯を対象にしたようなお話ありましたけれども、高齢者世帯を対象にする、どここのどういうところを対象にするというところで、今いろんな事業があります。必ずしもこの照明器具とかそういうものでないかもしれませんが、そうした中で何が大事なのかということ、いずれも大事だと思うんですが、そういう中でどれを優先すべきかということも含めて、今いろんな事業を組んでいるところでございます。

そうした中で、今現在のところは先ほど申し上げましたように、それぞれの、もう既に実施されている家庭もあるかもしれませんが、現状を踏まえた中で、町として今現在そのような考えでおります。よくよくといいますか、状況を調査した中で、それが本当にすべきかどうか判断もすることも大事だと思いますので、ですから、今のところはそういう考えはございませんが、そういうことも含めて、皆さん方の意見をちょっと聞いてみる必要はあるのかなと思います。

ただ、LEDをどうですかじゃなくて、聞き方は、本当に今大事なものは何なのかということも、それぞれ家庭の事情で違うと思うんで、町が全て対応できるわけではないんですが、そういうことも含めて、町としてはそういう情報交換といいますか、情報の収集も努めているところではありますが、なおその辺も含めた中で、町として調査してみる必要があるのかなと思いますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

当面、そういう意味でLED化の具体的な話は、今のところは進める段階ではないと私は思っていますが、そうした中で、全体的な中でのそういうことがあれば、それはそれで検討が必要かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 そうしますと、今回7月6日付の民友新聞の中で、交付税算定方式見直し、人口減の影響を抑えるということで、2016年度から2020年度までに2015年度国勢調査を使って算出するとありました。また田島におきましても、27年度財政調査では、地域づくり振興基金が約20億8,000万とあります。財源的には十分で、その中からということのできるかと思うんですけれども、ご意見をお聞かせください。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

交付税につきましては、今おただしのように交付税のほう、国のほうで大変見直しをしております、以前の議会でもご答弁申し上げましたが、合併町村につきましては、当初のいわゆるスケールメリットがないということから、広域的な経費がまだまだ多大にかかっているというようなことから現在見直しされております。

そのように当初見込んでおりました減額よりは大幅に、それは緩和されるというふうに思っておりますが、いかんせん、当初よりは6億程度は今後財政をやはり軽減、経費削減をしなければならないという状況でございますので、その状況を見ながら交付税の減額と照らし合わせながら、今ほどのご質問については、予算の要求、査定の中で検討をさせていただきたいと思っております。

また、基金につきましては、ご承知のように、平成18年度に合併時に基金の条例をつくらせていただきました。10年間は、基金の積み立て初年度の翌年度から10年間は運用するというような条例の規定になってございますので、実際に一般会計に繰り入れできるのは来年度、29年度からということになってございます。約20億ほど、基金は地域づくりについてはございますが、こちらについても、今後それぞれいろいろと各課によって重点施策、これまでも町長が

何度となく申し上げておりますように、来年は特急の乗り入れもあると、さまざまな受け入れ態勢をつくらなければならないというような重要な課題もございますので、町全体の重要政策等鑑みながら、その点についても、基金の取り崩しについては慎重に行ってまいりたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 そうしますと、ぜひそういう中から住民の方々の中で大変な世帯という方たちの支援も含めてぜひお願いしたいというふうに思います。

本町としても、省エネルギー化促進のまちづくりという中でどのようにこの省エネルギー、今現在LEDの街灯等をLED化にしながら、それぞれの省エネルギー化を進めていると思うんですけども、町としてどのように省エネルギー化の進め方をしているのかお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

全体といたしまして、LED化だけではなくて、いろんな面での省エネルギー化を進めさせていただいております。LED照明につきましては、当然のことながら、新しくできます新庁舎についてもLED化をしていくというような形で、町民の方々に目に見えるような形で実施をさせていただく、それから、例えばあとはバイオマス関係でチップボイラー等に関しての省エネをしていくというような形で、いろんな面で今後とも検討させていただければというふうに思っておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 本町としても、省エネルギー化を促進するまちづくりをしていくと思いますけれども、ぜひ家計の負担軽減、地域の活性化も含めて、住宅用のLED化の推進の助成制度の実施をその中から、財源の中から組み入れていただければというふうに思いますので、ぜひご検討いただければというふうに思っております。その中で、家庭内からの省エネルギー化も進めていけるというふうに思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

今後、皆さんいろんな形で、私たち各家庭の中でも一つ一つ省エネルギー化を個々人で進めていくわけですがけれども、町としてもそういうご家庭に対してのご支援というか、そういうものもぜひやっていただきたいというふうに願ひまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で3番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

◇ 湯 田 哲 議員

○五十嵐 司議長 次に、9番、湯田哲君の登壇を許します。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 議席番号9番、登壇順序に従いまして、一般質問を開始いたします。

2つ大きくありますが、まず1、県教育委員会の宇宙教育への本町の取り組みは。

県教育委員会はこの春、宇宙開発や天文学などを学ぶ宇宙教育の充実を目指し、宇宙航空研究開発機構（JAXA）宇宙教育センターと連携協定を結びました。国や県の学力調査で、本県の小中学生は、算数、数学と理科が苦手という結果が出ています。そのため県は、子供たちが宇宙について学ぶ中で、科学的な物の見方や考え方を育み、ひいては理数系の学力向上につなげる考えのようです。

そこで、以下の点を伺います。

1、本年5月に福島県立美術館内図書館において、宇宙教育が成果を上げるために、教員らを対象にした授業の質を高めるための宇宙教育フォーラム・研修会が開かれました。本町から教員の参加はありましたか。また、今後の研修会の参加予定はありますか。

2として、教育長としての宇宙教育に対する考えを伺う。

2、天文台による宇宙教育と観光振興を。

私は平成23年12月議会でも、「美しい星空を町の活力に」とした同様の質問をしています。前述のような宇宙教育の推進など、国・県全体の状況も変わっていることから、再度質問いたします。

1、平成23年12月議会での質問に対して、町は「子供たちの体験活動ができる環境教育の実践に努め、旅行代理店へ星空ウォッチングを企画として取り入れるよう要望していきます」と答えております。その後、これまでに行われた要望や活動があれば伺います。

2、県内では田村市の星の村天文台、福島市の浄土平天文台など、大きな天文台が存在します。全国からの家族連れなどの観光客や修学旅行の多くの子供たちの体験プログラムとして、子供たちが自分の目で見る宇宙の神秘やその感動体験に大きな役割を果たしております。その天文台があることが、その町の観光振興に重要な役割を担っております。

そこで、本町にも大型望遠鏡を備えた本格的な天文台を建設してはと考えます。町長の考え

は。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

私からは天文台による宇宙教育と観光振興に関してお答えいたします。

まず第1点目、旅行代理店へ星空ウォッチングを企画として取り入れるよう要望活動が行われたかとおただしであります。現在まで町では、宿泊客に対して星空観賞ツアーを企画するほか、教育旅行や農家民泊などの自然体験のメニューに星空観賞を組み込み、参加者から高い評価を得ているところであります。また、一般の観光客からも南会津の星空に対する評判もよく、本年度町の観光パンフレットの1ページ目に満天の星空を掲載し、観光誘客への活用を図っておるところであります。

このような取り組みや実績を通して、機会があるたびに、旅行代理店へ旅行商品として取り扱ってもらえるようお願いしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。大型望遠鏡を備えた本格的な天文台を建設してはどのおただしであります。通年型観光施設の乏しい本町にとって、新しい観光スポットが誕生すれば、交流人口の拡大につながると、そのように思いますが、本格的な天文台を建設することにより、どのような観光誘客を進め、教育旅行等に生かしていくかなど、さまざまな観点から議論する余地があります。現在のところそれが不十分でありますし、この天文台を設置するということは何のくらいの財源が必要になるのか、そういうことも含めて維持管理がどうなるのか、全く検討しておりません。

やはり、いろいろこれからもそうですけれども、これからの、先ほども総務課長が答弁したように、交付税が減る中で、町としての行財政運営をどのようにしていくんだということを含め、これによって活性化すれば何ら問題はないんですが、その辺も含めた中でやっぱり財政を見きわめながら、公共施設をどのようにしていくのかとか、あるいは新しいそういう施設をどのように建設していくのかということも含めた中で、全体的に検討する余地があると思いますので、今のところは議論しておらないということで、全く回答はできません。そういう考え方もあるのかなとも思います。

今後、その役割を誰が担うのか、地域のかかわりをどのように進めるのかなどの課題を解決すること、または地域を巻き込んだ観光誘客の仕組みづくりも必要不可欠でありますので、当面、針生天文台の利活用なども参考にしながら、観光物産協会などの関係機関と慎重に議論していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私から県教育委員会の宇宙教育への本町の取り組みについてお答えします。

まず1点目、宇宙教育フォーラム・研修会に本町教員の参加はあったのか、また今後研修会への参加予定はあるのかとのおただしであります。南会津町の教員の参加はありませんでした。今後の研修会への参加につきましては、先生方個人の判断にお任せしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目、教育長として宇宙教育に対する考えはとのおただしであります。広大な宇宙の謎や宇宙への探求は、子供たちの好奇心や冒険心をかき立てるすばらしい体験であると思います。それを学ぶ宇宙教育は、子供たちの科学に対する関心を高め、自ら学ぼうとする子供の育成が期待できる教育の1つと考えております。

現在、学校教育の中では、小学校、中学校ともに理科の授業におきまして、宇宙や天体に関する学習をしており、生涯学習の中では、公民館講座の中で星の観察等を行っております。宇宙教育においては、実際の星空の観察や宇宙に関する専門的な学び、施設の見学などの活動が大切だと考えております。それらの活動が十分できる場としては、社会教育における取り組みが大切だと考えています。また、そのような活動を通して、ふるさとの自然や人材のすばらしさを知るよい機会になることも期待できると思います。

今後も地域の有識者などと連携しながら、宇宙教育を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 町長答弁が先でしたけれども、まず1番目のほうに宇宙教育のことを質問していますので、それから進めていきたいと思っています。

これは3月の民友新聞にも各紙出ていたと思うんですけども、3月に福島県教育委員会からJAXAのほうの宇宙教育センターのほうに申し出があって、被災県である福島県の子供たちのために、今、産業関係でかなり福島県は力を入れていますので、そちらに快くというか協力したいということで、東日本では初めてだそうですけれども、本県の教育委員会と提携した

という流れがあるようです。

動きはこんな形で変わってきていましたので、2番目のほかの質問もあるんですけども、今、教育長のほうから、何か聞いていると独自に進めるような感じで感じたんです。せっかく県教育委員会がこれだけ、県教育委員会は全体の学校に、宇宙教育についてこんな動きがあるよとか、そういう情報が流れてくると思うんですが、その流れというか動きは、各学校というか各市町村に実際に伝わっているのでしょうか。その動きはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えいたします。

宇宙教育について、具体的な指導事項、指導計画等は、今のところ県のほうからは来ておりません。

以上です。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 静かな動きというか、多分そんな感じもしますね。もしあれば、やっぱりメディアのほうで取り上げたり、どこどこ学校でJAXAを呼んでこんな授業をしましたよということを多分、またニュースになってもうちちょっとわかってくると思うんですが、僕も何か静かな動きに見えて、3月のこの記事以降、そんなに余り動きもなかったように思うんで、教育長の答えがそのままなら全学校についても同じだと思います。これから動いていくような感じで書いてあるのも事実です。

それでは、教育長の考え方もありましたけれども、ぜひ教員独自の参加と今言った研修会にありましたけれども、本来なら、せっかくJAXAのほうでいろんな教材を準備しているようですね。はやぶさの開発スタッフとかが直接出前講座みたいな感じをしたり、いろいろ苦労談とか何かを持っていったり、いろんな実験を体験させたりするような計画だけは今できているみたいなので、その働きを待つ前にちょっと、ぜひこの福島県南会津町、星がきれいですし、その辺でどうでしょう。こちらのほうから先にJAXAのほう、研究所を通して既に連携協定を結んでいますので、喜んで宇宙教育センターのほうでは動くような体制は常にとっているみたいですので、教育センターができて10年近くたちますので、そういう意味ではこの町から、県を通すのはもちろん当たり前なんでしょうけれども、JAXAのほうに具体的な教諭派遣なり、宇宙実験なり、宇宙教育に関する実験なり、そういう働きをする考えというか、その辺は待つよりも働きかけても全然不自然でもありませんので、その考えはいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

先ほど答弁申し上げましたけれども、本当に宇宙教育は子供の学ぶ意欲を湧き立てる手段の1つというふうに考えております。今、本町では各学校において、みずから自主的に学ぶという取り組みを実際に行っているところであります。

大変いろいろ何とか教育というものがたくさん学校のほうに今入ってしまっていて、いろんな手だてが今学校のほうでも講じられているかなというふうに思います。それらを十分に今活用している段階でありますので、あえて時間を割いて、ここで宇宙教育の時間を設定するというのは、学校にとっても大変なことかというふうに、こう考えておりますので、機会を通じまして宇宙教育の大切さ等を学校のほうに伝えていくということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ぜひ進めてほしいです。もっと動きが、待つよりも先に行ったほうがいいと思います。ぜひ。JAXAはスタンバイしていると思います。

JAXAのホームページで教育センターの趣旨というか、初めにこんな言葉があったんです。「宇宙が子どもたちの心に火をつける」という言葉がありました。僕が使うとスイッチを入れるとかって僕はよく言っているんですけども、火をつけて、好奇心の分を、この中に「宇宙の謎は彼らの好奇心や想像力をかきたて、人類の宇宙への挑戦過程は冒険心を刺激する」と書いてあります。子供たちの強い好奇心や冒険心を拠点に、その秘密を解き明かすための科学への深い関心が向くように導いていきたいというのが、JAXAの教育センターの考えのようです。

本当に、あるきっかけが子供たちの目覚めというか何かにありますので、ぜひ、教育は毎日やっているから目覚めるのではなくて、本当に1回、大人に会ったり、望遠鏡をのぞいただけでも火がつくというか、目覚める子供たちが大勢いると思いますので、100人見て1人でも結構だと思うので、ぜひそういう部分では、せっかく福島県が東日本では初めてとっていなながら、動かないのが少し残念ですけども、この分で大いにJAXAの教育センターを利用してほしいなと思います。希望していきなさいと思います。

あと、流れなんですけれども、僕は実は4年前に、針生天文台は今、町長のほうからも話ありましたけれども、4年前ごろだったと思うんですけども、田島小学校の教頭先生の依頼で、6年生でした、2クラスがスクールバスもちゃんと予定して組んで2日間にわたって、昼間に何見ようかなという部分ですごく悩んだんですけども、多分薄い月があるはずですから、月

を見せられますかということで、その先生は教頭先生なんです、多分理系の先生だったと思うんですが、ちゃんと正式に小学生、田島小学校は2クラスありますから、2日間に分けて1クラスずつ連れてきて見させました。

午前中の行事だったんですが、9時からちょうど、両日とも晴れました。ちょうど太陽に近くの、太陽と黒点と月のまだ三日月の薄くて、肉眼は我々は見られないですけども、望遠鏡の力はすごいのでその辺を見せてあげました。観察しながら、黒点を見ながら、子供たちが両日2クラスですから、80人近いのかな。七十何人だったと思うんですが、見てきました。

まさに教員の力も、何か先ほどの学校教育の話の中で言いました、出てきたと思うんですけども、ぜひ、先生のちょっとしたそういう興味の部分が子供たちに伝染すると僕は思いますけれども、そんな意味では、そういう教員をつくる、あるいは育てるというのも、教育委員会の努めでもありますし、我々、先を生きている人間たちの努めであると思いますので、ぜひ教員のそういう、まだまだ20代の先生方もいらっしゃいますので、先生方ものぞけば火がついて、宇宙のことで子供たちに夢中で話す先生もいらっしゃると思いますので、その辺の教育、教員に対する、子供たちは先ほど話を聞きましたので、教員に対するそういう宇宙教育の、JAXAを離れてでもそういう人材育成の考えについて、教育長の考えを伺います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

なかなか星の観察、天体の観察は昼間に行うということが難しいということで、いろいろ工夫されて、多分議員のお力添えを得たのかなということで、本当にご協力に感謝申し上げます。

授業の中で、天体については先生方それぞれ工夫されて行っているというふうに、こう認識しております。また、子供の育成においては、いろんな教育があるんですけども、最終的にはやはり主体的な学びをする。町にとっては、地域を担う人材の子供に育ててほしいという大きな目標がありますから、その迫る方法につきましては、いろんな迫り方があるかなというふうに考えています。子供たちも学校もある程度限られた時間の中で、今それを行っているわけですので、やはりそれは計画的に進めていく必要があるかなと。

ただ、せっかくこういういいものがあるので、それについてはやはり学校のほうにきちんと紹介して、また地域にもこんな人材の協力してくれる方がいるよというような紹介は、学校のほうに十分していきたいなというふうに、こう考えております。

あと、先ほど月のお話が出ましたが、小学校で月を扱うんですが、なかなか夜全員を集めて研修が難しいということで、多分、日中のほうの研修になったのかなというふうに理解してい

ます。

以上、よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ぜひ進めてほしいなと思います。

この質問に対して、最後のほうに言いたいんですが、なぜJAXAと教育委員会が連携したかという、記事にもあるんですけども、県は航空宇宙産業の集積を再生可能エネルギー、医療機器、ロボットに続く本県産業再生の柱に据えているとうたっています。つまり宇宙産業も、航空宇宙産業も県の産業に力を入れていきたいという部分ですから、多分、先ほどの天文台の話で後でまた引用したいんですけども、そういう意味では本県に対する、子供たちの科学者とか宇宙開発とか技術者になる卵たちを育てたいという部分の考えがその裏にはあるので、ぜひ、うちの南会津町から科学者が100人は生まれることは難しいかもしれませんが、そんな科学者、技術者が育つようなことの1つのきっかけだと僕は思いますし、県と国との動きがそんな方向で進んでいる今だからこそ、そういう方向でぜひ学校のほうも進めてほしいなと思います。ぜひ進めてほしいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、天文台のほうに移りたいと思います。

天文台の質問をするときには、多分針生天文台の話も出ると思いましたし、まだその段階でもないとか、維持管理費も出ました。僕は、実は天文台は、当時、農林課の事業でしたね。農林課の役場のほうの1997年の事業で、完成したのが1998年だったと思います。ですから、ほぼ20年、間もなく20年たつんですけども、農林課の農村活性化バイタルプランというもので、各市町村で希望者が手を上げて採択されたというのが針生天文台でした。県60、町30、針生区が地元が幾らというような感じで、一千百何十万でできたんですけども。

先ほど町長の中では、維持管理とか人材はという話もありましたし、それが果たして観光に、果たして活性化になるのかという部分も、かなり未知のものがありますので、この場でやりますとか、やれるとか言いたいとは思わないんですが、ぜひ、これは独自の財源でやろうというんじゃなくて、今、宇宙教育が進んでいる、天文台はどこにいるか、それは浄土平にあるだろう、田村市にあるだろうじゃなくて、南会津方面です。あっちは北方面、県北のほうですよ。ここって、よく天文ファン、うちの友達なんかもペンション関係の友人なんかも言うんですけども、あっちよりこっちだよと言いますね。なぜかというと、向こうはやはり都会ですからね。隣にいかにも標高1,200になっても、ここは光害がないので、そういう意味では本当に首都圏からこの近さでこんなに見える星空はありません。

長野県の阿智村ですか、そちらが今かなりブームになっていて、有名になっています。その意味ではすごく観光に特化してすごく成功している例ではありますが、ぜひ、二番煎じとか後を追いかけるではなくて、この宇宙の話は僕も5年前とか、星の見えるということはすごい財産なので、ぜひそういうものを探して、財源を探してでも、自主財源ではなくて、町全体の動きの宇宙教育を進めるという意味で、そこで町としてそういう事業を探しながら、あるいはこちらから声をかけながら進めてほしいなと思います。それに対する考えはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

天文学というか、星空というか、その興味の教育のあり方というものは、いろんな考え方があろうかと思いますが、大宇宙を見たときに1つの星を観察して、それに興味を引くのか、あるいは本当に我々が原始的かもしれないけれども、それこそ光のないところに行って星座というか、天の川を見たり、いろんな星を見たりして宇宙を感じるのか、いろんなあり方があると思います。しかし、その人の感じ方によって、天文台に行って望遠鏡をのぞいて、宇宙に目覚めたという人もいるかもしれませんが、本当に星空を眺めていて宇宙に目覚めたという人もいるかもしれません。

ですから、その地域地域、その人それぞれのものだと私は思いますが、そうした中であって、実際に、先ほども答弁申し上げましたけれども、今現在、そんな十分でなくても何とか見れるような、そういう施設があれば、それは当面やって、そしてなおかつそういう中でそれを活用した中で、これが絶対必要だよとなれば、それはまた次の段階で展開はできると思うんですが、それを日ごろ小学校、年1回、2回のものに使って、そしてそれでじゃもっと大きなものをつくったらもっと使えるのかと、そういうような判断はいろいろあろうかと思いますが、私としてはまずそれを生かして、そして現在あるこの地域を生かして、そして観光客を呼んだり、あるいは活性化したり、宇宙に興味を持ってもらえるような教育に生かしたり、そういうことがまず大事なんじゃないかなと思うんですね。

ですから、最初からご褒美を上げてしまうよりも、そういうものを一つ一つ積み重ねた中で感じさせて、そして教育をしていくということが、私は教育の原点であると思います。確かに感じ方はいろいろ個人差があろうかと思いますが、それは私の考え方なんで、そんなことも含めた中で、そういうことが必要になれば、当然そのような時期が来ればそうなるんでしょうけれども、今現在のところは、先ほど答弁申し上げましたように、今の現状の中で対応すべき

ものは、対応できるものは対応して、そして宇宙に興味を持ってもらう子供ができれば、それはそれでまたそういう機会を設けるとか、そのようなことが今一番望まれるんじゃないかなと、私はそのように考えています。

ですから、新しい大きな天文台を1つ、最初から財源を探してつくとか、そういう考えは毛頭、今のところは持っていませんので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 毛頭ないというのが一番切ない話ですけれども、一応その可能性を探るといふか、そういうので言ってほしかったですけれども。

実は、僕はこの質問をするのに、先月、体験が2つあるんですよ。それは観光に関するところで、アストリアホテル、僕は東部地区なので、余り向こうに対して星空の案内というのは、聞いたことがなかったんですけれども、アストリアホテルさんのほうから、子供たちが今合宿に来ているんだと。まず初めの8月の頭の子たちは、八千代市だったかな、そこの中学生だったでしょうか。その子供たちが40人ぐらい来ているので、案内してくださいということで行ったら、すごいクラシックな望遠鏡がホテルにあったものがあるんですけれども、ぼろぼろのような、失礼ですけれどもね。全く古い、今から40年ぐらい前かもしれないような、理科室にあるような望遠鏡が1つあって、僕も双眼鏡を持っていきましたけれども、その中で見たのは、その中で本当に子供たちがおぼろげなる、あそこは場所がいいんですね、めちゃめちゃアストリアの前は。光がめちゃめちゃあります。ホテルの光ががんがん見える。合宿しています。向こうでブラズバンド、8時ごろ、どんちゃんどんちゃんやって、明かりがこうこうですよ。でも、その中で、駐車場の間でやったんですけれども、それでもわくわくしながらキャーキャー言いながら見ていました。暗いのが好きなのか、あれが面白かったんだと思います。

もう一つ言いたいのは、その後の60人で来た、それも合宿でした。高校生でした。世田谷の高校なんですけれども、毎年来ているんですよ。その人たちの合宿のスポーツ、片方が演劇、ちょっと忘れちゃったけれども、その合宿の2チームの星空の時間帯だったんですけれども、そこでまた、そのときは全体が見れませんでしたから、小さな望遠鏡を持って行って、僕の直径6センチぐらいのこんな小さな望遠鏡を持って行って土星を見せてあげました。そうしたら、豆粒ですよ。だから残念じゃないんですよ。豆粒だったけれども、子供たちはキャーキャー言いながら、何が楽しいかといっても、やっぱり見ていたんですよ。見えたよ、輪も見えたよと騒いでいました。

僕が思ったのは、今向こうで、さいたま市の自然の家もあそこは望遠鏡がありますよね。だ

けれども、アストリア近辺にやっぱり合宿でどンドン今来るといような想定で今なっています。だから本当は天文台の場所まできょうは言うこともなく、東部、西部と、あっちに本当は欲しいとは思いますが、こっちにもほしいんです。僕はだから1基に限らないんですよ。向こうは向こうであっても、先ほど町長言った、年に一、二回の利用なんていう話がちょっと出ましたけれども、実際は多分、何千人、何万人が利用するようになるでしょうということも想定していますし、今、針生天文台について言わせてもらおうと、少し中途半端、活用しなかったのは自分たちで同好会のほうは針生区から、町から譲渡が針生区に行って、天文同好会が管理しているという形をとっていますけれども、動きはお前たちだろう、僕たちですね。僕たちだろうという責任も確かにめっちゃめっちゃあります。

でも、その意味では浄土平も田村市も含めて、やはり南会津の星ってこの福島県ではベストワンだというぐらい言っても、これは嘘ではないです。これは過大じゃないです、全く。田村市なんかはもう周りが町だらけですからね。ここは900何ぼ平方キロの中のポツンですから、その中では光の害なんかほとんどないですから、今、長野県阿智村、すごく安定して、首都圏からも近いもの確かにあると思うんですが、この分で電化が乗り入れ、来年春に来るという中で言うならば、そんな計画をちょっと置きながら事業費を探しながら、宇宙教育が進もうとしていますので、僕はすごく追い風だし、だったらこの南会津、県北にはあるから、県北にはあるんだったら、この南会津、奥会津のここはかなり大きな40センチが、65センチのかせぐらいもありますけれども、田村市が東日本では一番なのかもしれませんけれども、そのクラスぐらいでも十分ですから、ぜひそういう考えというか、方向性、毛頭ではなくて、少し頭の片隅か5%か10%か、そういう考えはいかがでしょうか。

要するに動きを、僕は現場に行っていますので、僕の強みとしては、現場で見ている星空だ。もう一つ、町長答える前に1ついい。これもあるんです。専門で、すごいペンションの友人は、決して大きな天文台があることがベストじゃないよと。さすがに町長が言ったとおりに言っています。この星、十分じゃないか。小さな望遠鏡を備えて見ていいんじゃないというのも彼の意見です。決して大型でなくてもいいんだよと。だけれども、考えてみると、やっぱりそこでのぞいた土星の輪っかがきらきらして揺らいでいるのを見るのと、小さな米粒のようなものを見るのと、星座の星雲なんか色つきで見えますからね、大きいので見ると、ぐあーっと紫色で、ブルーで。そういうのは、その辺の2万9,800円では見れませんので、その辺の考えでぜひもうちょっと進んだような考えの部分で、要するに使われる部分の有効性はすごく期待できるということを僕は主張したいんですが。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

多分、議員の撮られた写真、いろんな宇宙の土星だとか木星だとか、体育館でしたか、文化祭のときに展示がありました。私も正直言って、あの写真を見れば、我々のところからこういうふうに見られるんだと、それは感動は受けますよ。それはわかります。

先ほどちょっと、毛頭は言い過ぎかもしれませんが、やっぱり現状を考えたときに、本当に今あるものを生かして、またその次という段階、やっぱり段階を踏む必要はあると思うんですよ。ですから、もう一つは、私の考えとしては、必ずしもそういう立派な天文台で星を見て感動する人、本当に広い宇宙を夜空を見て感動する人、いろいろだと思うんです。ですから、広い宇宙を見て、ああ、あの星を見てみたいと思うかもしれません。でっかい星を見て、もっと広い星を見てみたいと思うかもしれません。ですから、その人の感じ方だと思うので、とりあえずは、本当に今頑張っているわけでありましたが、針生天文台を生かしてください。そしてそうした中でやっぱり次の展開というふうになれば、それはそれで町としてもそうでしょうし、学校の教育としてもそうだと思います。

ですから、本当に星空を見る環境としては、私たちのこの地域は本当に全国でも誇れる地域だと、私もそれは思っています。ですからそういうことも含めて、観光に来られた方も星空、満天の星を見てもらって、南会津の星空はきれいだねと感動してもらおう。そういうようなこともやっていますし、私も首都圏とかそういうところに行ってそういうような話もしてきます。

ですから、いろいろな観光に生かしたり、また子供たちの教育に生かしたりというやり方、そういうことはいろいろな方法があろうかと思いますが、段階段階、そしてまた地域地域、今の町の状況を踏まえた中でそれは検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っています。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 まだまだ毛頭が少し進んだような気がしないでもないですけども、そういう意味では天文台を利用してくださいというのも、確かに利用しましょうというのは、それは自覚というか、戒めの意味でも言っています。そんなに簡単にぽーんとできるものではないと思っています。

ただ、先ほど言ったバランスとして、この南会津の空をさらに見せてあげるという道具ですね。単なる道具ですよ。単なる道具を設置するだけなんです。だから、その分では、さらに見たい気持ちを満たしてあげたらどうなのかということなので、ここの空は確かに天の川は白

濁しています。僕もよく言うんです。こんなのないだろうと、初めて見た子はいっぱいいますよ。ああ、白濁、いやこんなになっているんだ。本当にミルクウェイというのかなっているんですよ。これはやっぱり奥山というか、光が、隣に町がないからなんですよ。

ぜひ具体的に、これから商工観光課のほうで担当でツアー会社にもそうするという働きかけも進めていくということなんですけれども、具体的にその分で、それを目的に来たというか、その辺の違いはどうでしょうか。例えばたまたま来て、その合宿の地で見るというのか、家族連れで来て見たのか、その辺の違いというか、その辺の現場の話をもうちよつと聞かせてほしいです。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

先ほど町長が答弁に申し上げましたように、旅行代理店には常に訪問した際、議員おただしのよう日本一の星空なんだよと。ぜひ足を運んで見れば、本当にすごい思い出を持って帰れますよということでお伝えはするんですが、なかなかこの地域挙げての取り組みにもなっていない。それだけ全国的な知名度が低いということもありまして、あと、こういった星空ツアーは特に天候に左右されてしまうと。特に冬は10日のうち1日ぐらいしか見れないということもありまして、昨年度も観光協会とか針生の民宿組合の代表者を含めて、何とかならないかということで協議した経過はございました。そういうことで、これからも旅行代理店には行くたびに星空をPRしていきたいと。

まだ、決定ではないんですが、来年度はそういった、うちのほうも8月4日、5日、先ほど議員お話のありました長野県の日本一の星空ツアーをやっているところを見てきましたので、それら参考にすべきございましたので、来年、写真クラブとちよつと連携しまして、星空コンテストでもやったらどうかなんていうことで、まだ具体的にはしませんが、あといろいろそばウォークとか、いろんないちのほうで自然を生かしたツアーが行われています。それとミックスして宿泊ツアーに提供したらどうかとか、そういったもので、いろんなアイデアを提供しながら、お客さんの受け入れの態勢を整えていきたいなということで、今検討中でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ぜひ進めてほしいと思います。阿智村も研修に行ったということなので、本当に参考にして、我々もそういう部分では、本当に自分の戒めとしてこれを質問してい

ます。自分をあおっている部分でもあります。本当にもっとしっかりしなきゃならないと思っておりますので、その辺はぜひ協力していきたいなと思います。

先ほどの部分で言うと、僕は決定がないというのは、こういう田村市とかシンボリックなもの、人間というのはやっぱりそういうのに弱いですね。日本一の高い橋。そういう意味ではこういう、これは箱物ですね。箱物だけれども、こういう天文台のドーム型、僕は決してドーム型がベストだとは思っておりませんが、こういうシンボリックなものが南会津町にあって、行けば天気ですけれども、やっぱりさらに深いものが見えるという、シンボリックなものがやっぱり1つ大切なんだと僕は思っています。

だから、観光の中で、ただ行けば見えるよとかそういうものではなくて、あそこに行ったら見るとか、そういうビューポイントに対しては我々も協力しながら、町の高杖スキー場のちょっと陰に行くともめちやめちや見えるよと。高杖スキー場は本当にホテルの光の、街灯の建物の陰に行っただけでめちやめちや見えますからね。だから、あんなにまぶしいのにもかかわらず見えるということは、いかにあそこが条件がいいかと、僕は大発見だったんですけども。

だから、そんな意味では本当にそんなポイントも探しながら、観光課長いますけれども、そういうビューポイントなんかも具体的に、南会津町に行ったら、見えるから見てみなというんじゃなくて、あそこに行ったらよく見るとか。あそこに行ったら東が開けているから見えるとかというシンボリックなものに対しての箱物を僕は求めていますので、ぜひ今後そういう、何度も繰り返すように申しわけありませんけれども、そういう部分、自主財源じゃなく、そういうものがあります。ぜひあるはずです。

農村の活性化というか、町の活性化の中でそういうものを奥会津のほうで、今、特急来ますから、そこで直行して、降りてから15分ぐらい走ったら天文台があるというような部分であったり、高杖へ行ったら何千人、何万人という合宿の子供たちが来ているわけですから、その人たちの夜のプログラムとして組んであげれば、本当にわくわくしながら見るはずですので、ぜひ検討してほしいなと思います。

そういう全体に対して、町長の考えを聞きたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

全体的な考えは今まで答弁したとおりです。

ビューポイントといいますか、それは本当にこれだけ広い南会津町ですので、山の中に行けば、光も少ないから完全に見えると思うんですが、そうは言っても比較的何といいますか、見

やすいところでどのような観察ができるのか、どのような対応ができるのか。これはやはりいろいろ情報を集めてみる必要があると、それは思っています。

ですから、施設は云々はともかくも、そういうことを含めた中で、南会津の魅力が発信できるように、星空も1つの大きな材料になると思いますので、その辺も含めて、来年に向かってですが、これからのまちづくりの中で生かしていければと思いますので、ぜひいろんなアドバイスをいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○9番 湯田 哲議員 以上で質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で9番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◇ 森 秀 一 議員

○五十嵐 司議長 2番、森秀一議員にお諮りします。

3時まで40分以上残しておりますが、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○2番 森 秀一議員 議長、登壇をお願いします。

○五十嵐 司議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

2番、森秀一君の登壇を許します。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 本日、最後の登壇となりますが、もう少しの間おつき合いをお願いいたします。

議席番号2番、森秀一。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問は2点になります。

1点目の質問は、南郷スキー場第2ゲレンデに通じる町道の改良整備についてであります。

南郷スキー場は昭和51年に開設されたスキー場ですが、第1ゲレンデが急傾斜のため、第2ゲレンデの初心者コース区域に施設の整備が行われました。昭和52年には南郷ロッジが建設され、昭和53年には姉妹都市を提携した浦和市がキャンプ場を建設しました。その後、オフシーズンの活用を目的にパラグライダーによる飛行やゲレンデ内のヒメサユリ増殖など、誘客のための整備が進められました。このような状況の中から、南郷スキー場第2ゲレンデに通じる道

路が必要であり、村道として開設されたものと思われます。最近においては、第2ゲレンデ全域にヒメサユリが繁殖し、ヒメサユリ群生地との開花時期の違いから、ひめさゆりまつりの補完、それから早期観賞の場として活用されるようになりました。

ひめさゆりまつりはヒメサユリ群生地を対象に、高清水自然公園で開催されてきましたが、ことしは南郷スキー場駐車場に変更されました。開花時期の違うスキー場ゲレンデとサユリ群生地の双方を対象にしたことは、観賞期間の延長であり、誘客効果も発揮できるものと考えます。祭り当日は第2ゲレンデのヒメサユリ観賞地まで、26人乗りのシャトルバスが運行され、観賞者に対する便宜が図られました。

しかしながら、往復する区間は急傾斜地を通るため、急勾配のヘアピンカーブがあり、マイクローバスが尻をこすりながら通行する状況でした。カーブとこすれる音で乗客に与える印象は恐怖感であり、不快な印象は避けられません。好感を持って観賞していただくためには、本町道の改良整備と考えます。

このことから次のことについて伺います。

質問は2点です。

1点目は、町道の改良整備について検討されたことがあったかどうかであります。

ヒメサユリが増殖されるに伴い、観賞者も増加してきました。このような中で、第2ゲレンデまでの町道が恐怖感のある道路ということは、誰もが承知しているところであり、再整備はみんなが望むところでありました。このことから既に検討した経過があったのではとの思いから質問であります。検討した経過がありましたら、それらの状況について伺います。

2点目は、本路線の改良整備についてであります。本路線は、オフシーズンのゲレンデ活用を図ることはもちろんですが、宮床湿原に至る道路でもあります。誘客のためには安心で好感の持てる道路でなければなりません。そのためには新たな道路を整備するか、現路線を改良整備するか、そのいずれかと考えます。町長の考えを伺います。

次に、質問事項の2点目、ふくしま駅伝の応援体制についてであります。

私は、昨年のおくしま駅伝で南会津町チームの応援に参加しましたが、現地で応援できたのは、出発地の白河総合運動公園とゴールの福島県庁前、そのほか、中継所では鏡石町と大玉村の2カ所でした。応援できなかった選手の皆さんには大変申しわけないという思いがありました。ふくしま駅伝は16区間を16人で争う市町村対抗の駅伝競走大会であります。また、出場する選手は南会津町の代表であり、それぞれの選手を応援すべきと考えます。

しかしながら、駅伝という競技の事情から応援すべき箇所が多く、それぞれの選手を応援す

るためには非常に厳しいものがあります。国道をフルスピードで走る選手を脇道を使って追い越し、先で待つこととなりますが、思うとおりにはいきません。解決のためには分散し、手分けして応援する必要があります。そのためには多くの応援者と車両、運転者の確保が必要となります。

このことから次のことについてお伺いします。2点について質問します。

1点目、今まで行ってきた応援者の募集の状況と応援体制についてであります。ふくしま駅伝もことしで第28回を迎えるわけですが、長い歴史の中で行われてきた応援の状況は、今後の応援体制を整備していく上で大変参考になると思います。このことから今までの状況について伺います。

2点目、今後予定している応援者募集の方法と応援体制についてであります。昨年の応援の状況を思い起こしたとき、16人の選手全員の応援はできていなかったように思いました。このことはもっと多くの人に参加していただき、それぞれの中継所に割り当て配置し、選手全員を応援できる体制に整えるべきという考えであります。ことしの応援体制は今まで行われてきた応援の状況を反省し、参考にしながら実施されるものと思いますが、応援の方法についてどのように考えておられるかお伺いをいたします。

以上で演壇からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、森秀一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、南郷スキー場第2ゲレンデに通じる町道の改良整備についての1点目ではありますが、本路線の改良整備を検討したことがあるかとおただしであります。私も初めて行ったときに、この道路は何だと正直思いました。

現在、アズビルグループ、それからもともと南郷村時代からあのゲレンデにサユリ等いろいろな花を植栽されまして、かなり咲いてきています。そうした中で、あそこを訪れるお客さんもふえていますし、確かに自家用車も上がっていますし、町道があるから当然ですけれども、そうした中で利用されている方がある中で、どうしてこんな道路なのかなと疑問に思いました。

そして、ことしからあそこでさゆりまつりをやったわけではありますが、今までですと、高清水公園のほうでやっていました。実際は向こうのほうが開花が遅い、そうしますと、祭りのときには既に南郷スキー場のほうは終わっていると。そうしますと、南郷スキー場に咲いているサユリを活用しないで、ただ高清水公園のほうだけのさゆりまつりということになると。そうならば観賞期間もそれから観光客入場者も、せっかく来られてもPR不足になってしまうとい

うことで、そのような対応をしたところではありますが、現実にはかなりもう咲いてきていますので、ぜひ南郷スキー場を見てもらって、そしてまた観賞期間の長い幅のあるところで高清水公園のほうにも行っていただきたいという思いでそのような対応をしたところでもあります。

そういう意味で道路を感じていたんですが、旧南郷村時代に新設した際に、地権者の了承が得られなかったと、そのような理由で理想的なルートが確保できなかったために、現在の位置となったというふうに聞いています。

これまでヒメサユリの開花時期につきましては、本路線を利用するウオークイベントや自家用車による利用がほとんどで、大型車両での利用は想定しておりませんでした。今年度からひめさゆりまつりも南郷スキー場駐車場で開催し、ヒメサユリが咲くゲレンデまでマイクロバスによる送迎用のシャトルバスの運行を実施していたところでもあります。それが今議員のおただしの部分だと思いますが、通行に支障がありまして、本路線の改良工事の必要性については改めてまた認識したところでもあります。

次に、2点目ではありますが、今後、本路線の位置変更も含め、改良整備を検討する考えがあるかとおただしであります。町といたしましては、夏季シーズンのゲレンデ利用としてヒメサユリを積極的に活用していきたいと、そのような方針であり、さらなる誘客を図るために、利用者の安全面の確保という観点から、当面、現道の急勾配箇所を解消を進めますが、今後はゲレンデの利用を考える中で、トータル的にアクセス方法を検討する、それが必要ではないかなど、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からはふくしま駅伝の応援体制についてお答えいたします。

まず1点目、今まで行ってきた応援者募集の状況と応援体制についてのおただしであります。応援者の募集については、広報紙などを通じての募集はしておりませんが、町議会議員の皆様やスポーツ推進委員等の方々に案内を差し上げ、応援者を募っておりました。また、応援体制につきましては、応援者の人数に応じて複数の車両に分乗し、16区間全てで応援できるような体制を組んで応援しております。

次に、2点目、今後予定している応援者募集の方法と、応援体制についてのおただしであります。今までどおり、町議会議員の皆様を初め、関係者の方々に募集を行い、16区間全ての区間において、選手に声援を送れるような体制づくりをしてまいりますので、ご理解をお願い

いたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 森秀一君。

○2番 森 秀一議員 再質問をさせていただきます。

まず初めに、町道の整備ということですが、今、町長から、当面は解消しながら、その後検討をするということで答弁をいただきました。検討ということですので、それにご期待をして、全面的な前向きな検討ということで期待をして、町道についての質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

それでは次に、ふくしま駅伝の応援体制であります。16区間全ての応援体制ができていたというような今話でありましたけれども、私のほうの思いとしては、全区間の応援はできていなかったらという思い込みでありました。結果としましては、スポーツ関係者や一般の応援者が多くいられたのかなというふうな思いをしております。

それで、改めての質問でありますけれども、ことしの応援体制は今までのとおりということでありましたけれども、今まで参加されていた応援者の人数的な規模、どの程度の体制で応援されていたのか、これらについてお伺いをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

昨年度につきましては、森議員さんを初め、議員の皆様、それから町職員を含めて12名の応援団という形で、去年は人数が若干少なかったものですから、車両2台ということで、おただしにありましたとおり、当初全て16区間を網羅する予定でありましたが、なかなか移動に手間取ったりということで、結果的には、なかなか16区間全てこの2台の中で網羅ということはできなかったわけですが、ここ数年、若干応援に行っていただけの方が10名前後ということで大変少なくて、なかなか車両のほうの確保も難しかったのが現実でございます。

ただ、5年ほど前までは20名程度、多くの皆さんに応援に入っていただきまして、車両も5台から6台ということでそれぞれの車両を各区間に配置しましたので、それぞれの区間、必ず走っている南会津の選手に声をかけられるような体制をとって実施してまいりましたので、本年度につきましても多くの皆さんの参加を得て、全選手、全区間声をかけられるよう体制をとっていききたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 森秀一君。

○2番 森 秀一議員 大体の状況はよくわかりました。

それで、もう一点お聞きしますが、応援体制を万全な体制にするということになれば、スポーツ関係者、それから一般の方、これらの人たちに参加していただいて、応援体制を整えるということが必要だと思いますが、それらの人たちに対する便宜または支援、それからお考え等ありましたらお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、16区間ということで、国道4号を走ったり、県道を走ったりということで、かなり走路が、応援で選手を追いかけるのが大変難しい状況がございます。それぞれの区間の中で応援に適したポイント等もございますので、そういったポイントなり、どこに移るときはどの道を通っていくと渋滞に巻き込まれませんよとか、そういった情報については十分提供することができますので、町で募集する応援隊だけではなくて、個人的に、自分のうちの身内が行くので、この区間に応援に行きたい、どういうふうに行ったら渋滞に巻き込まれないかとか、そういったことについては十分情報提供が可能かと思っておりますので、生涯学習課のほうと連絡をとって、ことしのふくしま駅伝、いい成績が納められるように応援していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 森秀一君。

○2番 森 秀一議員 今のお話からすると、ボランティア的な参加が大きいということで、大体応援の体制についてはよくわかりました。

それでは、ことしのふくしま駅伝、これが昨年以上の応援体制ですばらしい結果が出せるよう期待して、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で2番、森秀一君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明15日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時18分

平成28年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成28年9月15日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

16番 星 登志一 議員

11番 山内 政 議員

5番 室井 英雄 議員

4番 渡部 訓正 議員

17番 室井 嘉吉 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
16番	星登志一	議員	17番	室井嘉吉	議員
18番	五十嵐司	議員			

欠席議員 (1名)

15番 阿久津梅夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
渡部正義	総合政策課長	居倉雅彦	税務課長
梅宮昭広	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
穴戸英樹	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
芳賀美恵子	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
馬場宗一	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

馬場秀成	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 星 登志一 議員

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君の登壇を許します。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 議席番号16番、星登志一。通告により、ただいまより一般質問を行います。

今回は大きな課題として4点ほど上げております。1つは、東武鉄道が来年8月より今市と鬼怒川間に土曜、日曜になると思うんですけども、SLを走らせるという計画を立てておりますので、東武鉄道SL運転計画と会津田島駅にありますSLの展示車活用について、1点目はお伺いします。2点目に、会津縦貫南道路の景観と活用についてお伺いいたします。3点目、乾杯条例の今後の推進計画。4点目に、基金の現状と運用計画についてであります。

実は、本題に入る前に、私、今回下の歯を4本ほど治療しておりまして、発音が非常に悪いかと思うんですけども、ちょっとご了承をいただきたいと思います。

それでは、1点目、東武鉄道SL運転計画と会津田島駅のSL展示車活用についてをお伺いいたします。

東武鉄道は、来年8月より下今市－鬼怒川温泉間にSLを走らせる計画の予定です。SL人気は根強く、全国で7社8路線ほどで活躍しているそうです。年1回くらいなら、あるいは会津線への乗り入れが可能かもしれません。また、会津田島駅には、ただいまSLが展示されております。その反響と今後の活用計画はあるのかをお伺いいたします。

2点目、会津縦貫南道路の景観と活用についてであります。先日は、国直轄工事の陳情も行われ、建設工事促進に向け機運と期待感が高まってきたと思われまます。当町区間について4点お伺いいたします。

1つ目、国直轄の感触と今後の対応は。

2つ目、現在も夜間は山形や新潟方面への大型トラック便の通行が非常に多いと感じられます。高速化されればさらに多くなり、平地部の騒音対策が必要になると思いますが、町の考えをお伺いいたします。

3つ目、長野地区採石場近くに馬頭観音堂があります。これについての影響と対策についてお伺いいたします。

4つ目、黒磯線との関連はどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目、乾杯条例の今後の推進計画について伺います。乾杯条例も、行政と民間の連携でかなり定着し、国においても日本酒輸出に向けた本格的取り組みが始まりました。乾杯条例の目的について2点お伺いいたします。

1つ目、地産地消についてはどのような効果があったのか。また、今後の推進計画はどのようなになっているか。

2つ目、この条例をつくるに当たって、米価の低落が考えられていたために、その米価の低迷に備え酒米の増産をうたっているのがこの条例であります。その効果と今後の推進計画についてお伺いいたします。

4点目、基金の現状と運用計画。平成28年度末で一般会計で約54億円の基金残高が予定されていますが、金額の大きい財政調整基金、公共施設等整備基金、地域づくり振興基金について伺います。

1つ目に、目的と合併10年間で使用した事業と総額及び今後の計画について。

2つ目、大江戸温泉グループでは、今後の観光施設開発にリート株式運用の株を上場したようですが、このような会社に投資し、館岩地区観光施設再開発の足がかりとなるようにしてはと思いますが、投資資金として活用する計画があるかどうかお伺いいたします。

以上、大きく4点について壇上からご質問いたしました。再質問については、再質問席より再度ご質問をしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。16番、星登志一議員のご質問にお答えいたします。少々答弁が長くなるかもしれませんが、ご了承願いたいと思っております。

初めに、東武鉄道SL運転計画と会津田島SL展示車活用についてのおただしであります。現在、会津田島駅前に展示されている蒸気機関車については、地域発展のため活躍した蒸気機関車の雄姿を見せる貴重な観光資源として、多くの観光客や鉄道マニアが訪れておるところでございます。

この蒸気機関車の活用について、平成25年度会津線SL運行可能性検討会及び会津線にSLを走らせたい運動SL友の会において、調査検討、研究、検討が行われた経過がございます。

その中で、現在、会津田島駅前に展示されているSL、C11を修復し活用する計画と、他の蒸気機関車を借用して会津線を走らせる計画の両面で検討が行われました。しかし、いずれも鉄道設備、維持管理費等に膨大な費用がかかることから、蒸気機関車を走らせることは非常に難しい、そのような結論に至っております。

今回、野岩鉄道区間についても蒸気機関車運行についての考えをお聞きしましたが、東武鉄道では一定区間走らせるような計画はお持ちでございますけれども、野岩鉄道でも、過去に蒸気機関車運転計画を調査、研究したことがあったものの、野岩鉄道区間内では、トンネルが長い、そして排煙設備の設置が必要であること、ディーゼル機関車の2倍の重量となる蒸気機関車が現在のレールや橋梁を走行することが難しい、そのような結論に至った経緯があります。そのようなことから、現時点では会津線の乗り入れは厳しい状況にあると考えています。

以上のことから、今後の会津田島駅前のSL、C11については、観光スポットとして展示し、引き続き観光誘客に活用したいと考えております。

また、来年度は東武鉄道新型特急の会津田島駅乗り入れを契機に、多くの観光客や鉄道ファンが本町を訪れることとなります。さらに効果的な展示PRや情報発信ができるよう検討してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、会津縦貫南道路に関する1点目ですが、国直轄権限代行事業の感触と今後の対

応についてのおただしであります。会津縦貫南道路の整備促進に関しましては、平成10年度に計画路線に指定されて以降、関係する市町村と連携を図りながら、これまで要望活動等を展開してまいりました。これまでも、この状況を皆さん方にも報告したり、あるいは同盟会の中で皆さん方とともに要望活動をさせてもらったわけではありますが、その成果として、平成24年度に4工区、湯野上バイパスが国直轄権限代行事業に採択されるとともに、その他の工区についても、県の工事の部分もごございますし、県にもご尽力いただきながら、着実に事業が進められているところであります。

本町が関係する5工区、下郷田島バイパスは平成27年度に福島県により事業着手されまして、早期整備が望まれているところでありますので、今後も着実に整備促進が図られるよう、要望活動を通して県や国に対して働きかけを行ってまいりたいと考えております。実施していきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、交通量の増加に伴う騒音対策に関するおただしではありますが、会津縦貫南道路の整備に当たっては、自然環境や生活環境への影響を事前に調査し、設計段階から配慮されるものと認識しております。

議員おただしの事項についても、必要な対策が講じられるよう、県に対して要望をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、会津縦貫南道路の整備における長野地区の馬頭観音堂への影響と対策についてのおただしではありますが、5工区、下郷田島バイパスで本町に關係する区間については、現在、詳細な道路設計を行うための必要な測量調査が行われております。おただしの箇所については測量調査のエリアから外れているということになっておりますので、直接的な影響はないものと考えています。

次に、4点目ではありますが、県道黒磯田島線との関連についてのおただしではありますが、この県道黒磯田島線は、栃木県や茨城県も含めた広域的な道路ネットワークの構築を可能とする路線であります。会津縦貫南道路とつながることによって、さらに大きな効果が発揮できる路線であると、そのように認識しております。

しかしながら、その急峻な地形から現道の整備が困難な状況にありまして、現在は、栗生沢地区から先の区間が通年で通行どめとなっているところであります。このため、期成同盟会の要望内容にも、現道整備からトンネル整備に切りかえること、それから、国道昇格を目指すということ、これらを視野に入れた要望活動を行っておるところでございます。

私もこの県道黒磯田島線は、合併したときに星議員にこの話を持ち出されて、初めてこの路

線があることを知りました。それから、この道路はこの地域にとって非常に貴重な道路だと私も認識しておりますので、実は先日、8月8日にこの黒磯田島線の期成同盟会総会があったときに、南会津町の議員の皆さんが行ったことがなかったということがあったものですから、深山ダムまで行ってきました。それで、ずっとその現場を見ていただきましたし、実際に今、町としてこういうトンネルを入れたらどうだ、そのような線を入れたものを福島県にも報告してありますし、それから、栃木県のほうまで報告してあります。そうした中で、期成同盟会としても、そのような路線の中でこれからトンネル化、そして国道に昇格、そういう道路があるよということをもっと認識してもらうことが大事だということでもありますので、それらを含めて、地域の皆さんと力を入れて頑張っていきたい。当面は、期成同盟会としての要望活動を強化するというので、そのような活動をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、この121号は、いずれ縦貫南道路につながる道路なのですが、ことしの夏ごろから栃木県のほうでもかなり動きがありまして、日光市、栃木県の県土整備部の部長さんが私どものほうに来られまして、一緒に期成同盟会ということで活動してもらえないかと。鬼怒川一山王峠間といいますか、そこのこれからの国に対しての要望を強めていきたいという話がありましたものですから、実は先日、289号線の期成同盟会もあったんですが、そのとき私は日光市と同行させていただいて、国土交通省にこの要望活動をさせていただきました。

ですから、今後、栃木県のほうでもかなり力を入れるということなものですから、私もその旨を県のほうに伝えておりますので、町としても全線につながる会津縦貫南道路、それから栃木西道路、これも含めた中での要望活動を強めていきたいと考えておりますので、参考までにご認識いただければいいかと思います。よろしく申し上げます。

次に、乾杯条例の今後の推進計画に関する1点目ではありますが、地産地消にどのような効果があったのかとおただしであります。平成25年6月に乾杯条例が施行されまして、その後、「地酒で乾杯プロジェクト」実行委員会を中心として、本町の特産品である日本酒の認知度向上と消費拡大のための事業推進を行ってまいりました。観光客を初め、多くの方に南会津町の地酒の味のうまさが評価されたことにより、町内の小売店や飲食店での消費が伸びており、これらの好条件が蔵元を鼓舞する大きな力になっていることや町なかのにぎわいを取り戻すきっかけになっております。私が参加しているようないろいろな宴会といいますか、そういうところでは、もうほとんど100%日本酒でまず乾杯ということが定着してきているのかな、そのように実感しているところであります。

そこで、本町の4つの蔵元、地元卸業であります。平成25年度を基準とした場合、平成27年度が103.2%、2年間で3.2%増加しているところであり、乾杯条例の効果があったものと考えております。

また、南会津町のアルコールの消費量といえますか酒の消費量の中でも、よそは日本酒の比率が低いと言われていたところでは、南会津町としては日本酒の比率がかなり高いと。何%というのはちょっと聞き漏らしましたが、そのようなことで、町としては日本酒の比率が高くなっているというようなことも聞いております。

今後は、田島料飲業組合と連携を行い、その店でしか食べられない地元産材を活用した一品料理等の提供を図るとともに、販路拡大のための各種イベントのふるまいの酒提供や酒造での試飲会の開催など、地酒の魅力を広める取り組みに新しい視点を加味しながら、特徴ある地域づくりの弾みになるよう地産地消の浸透・定着に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。米価の低迷に備え酒米の増産をうたっているが、その効果と今後の推進計画はとのおただしであります。本町における酒米の作付面積は、平成24年度には52ヘクタールであります。平成27年度には64ヘクタールとなりました。3年間で12ヘクタールの面積拡大が図られております。また、本年度においても、計画面積ではあります。68ヘクタールの作付となっております。酒米の作付面積は年々ふえているところであります。

主食用米の需要が減少している中で、町内の1,540ヘクタールの水田の有効活用を図るために、町では水田フル活用ビジョンを毎年、年度ごとに見直しをいたしまして、適地適作を基本として、他の作物への転換や主食米から酒米、加工用米への作付を促し水田の維持を図ることとしております。4つの酒蔵がある本町において酒米の提供は極めて有効でありますので、今後においても、需要に応じた作付計画について、酒造元、農家、JA等と連携を図りながら、酒米の品質向上と価格の安定化を図り、地酒の地産地消を推進しながら、地産外消にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、基金の現状と運用計画についてに関する1点目であります。財政調整基金、公共施設等整備基金及び地域づくり振興基金の目的と合併後10年間で使用した事業と総額、今後の計画についてとのおただしであります。財政調整基金につきましては、経済事情の著しい変動により生じた財源不足への対応等、年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、町村合併後に取り崩した総額は10億1,800万円となっております。今後は、普通交付税の合併算定替え終了により生じる財源不足への対応等に活用をしてまいりたいと考えております。

次に、公共施設等整備基金については、公共施設等の整備促進を目的とした基金でありまして、これまで町営住宅寺前団地建設事業の単独費分や新規就農者就農促進住宅建設事業、公共施設の修繕等の財源として活用しております。町村合併後に取り崩した総額は3億7,600万6,000円となっております。今後は、老朽化が進んでいる公共施設の大規模修繕等への財源として活用してまいりたいと考えております。

次に、地域づくり振興基金につきましては、地域住民の一体感の醸成や旧町村単位での地域振興等を目的とした基金でありまして、町条例において、積み立て年度の翌年度から10年間運用することとされていることから、平成29年度より取り崩しが可能となるものであります。今後は、毎年度の財源の状況を見ながら、人口減少対策等の喫緊の地域課題に対応するための財源として活用してまいりたいと考えております。

次に、2点目ではありますが、大江戸温泉グループへの投資と館岩地区観光施設再開発の足がかりとしての活用に関するおただしについてであります。町が保有している基金の運用に関しましては、現在、主に定期預金として預け入れを行い、公金の極めて安全な運用に努めているところであります。

地方自治体の公金運用は、安全かつ有利が基本とされておりますが、安全性が確保されるかどうか、また、情報を収集し、しっかり検討した上で、その中から一番有利な公金の運用を選定するという作業が非常に大事だと私は考えています。

また、今、マイナス金利等もありまして金利が非常に安いです。ですから、この金利をもつてのその果実での運用は厳しい状況にあります。そうした中で、安全も視野に入れた中で有利な活用がどのようにできるのかということも大事なことではあると思いますが、今申し上げましたように、現在はそのような考え方の中で資金の運用を図っているということでもあります。

お話しいただきました大江戸温泉グループの大江戸温泉リート投資法人の投資証券取得に関しましては、今までにない公金運用の新たな提案であると受けとめております。今後は、公金運用の基本的考えを踏まえ、新たな公金運用の方策について調査研究を進める必要があるものとも考えております。

次に、大江戸温泉グループとの関係を構築し館岩地域の観光施設再開発の足がかりとすべきとの提案につきましては、民間企業が参入し、観光振興に資する取り組みが進むことは、大いに歓迎すべきものと考えております。しかしながら、町が関与して対処すべき課題としては、会津高原リゾート株式会社の安定経営のあり方を優先すること、そのように考えております。現時点で新たな観光施設の開発計画は持ち合わせがございませんので、ご理解をお願いしたい

と思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、1番目から順次、再質問をさせていただきます。

まず、1点目、会津田島駅のSLの活用でありますけれども、私も改めてあのSLの前に行ってきましたが、あれはどう見ても、前に柵がつくってあってなかなか見づらい、目立たないということがある。これは前の議会でも多分、室井実議員が提案していたと思うんです。あそこを何とか前面にSLを出して、もっと目立つような方法、あるいはあそこで機関車に乗って記念撮影をできるように、そういったような方策はないかという質問があったと思うんです。ただ、あのときも検討しますということで、それから音なしだったものですから、再度お伺いしますけれども、あれは、C11は鬼怒川を走る蒸気機関車と形が一緒なんですね。ただ、鬼怒川のものは、両サイドにヘッドライトみたいなものがつくようなんですけれども、会津田島駅前にあるのは、両サイドにヘッドライトが今ないものなんですけれどもね。ですから、あそこで乗ってきて会津田島駅に来れば、多分東武鉄道ではなかなかできないだろうけれども、会津田島駅に来れば記念撮影ができますよとか、そういった連携性を持つことによって、もうちょっと相乗効果も上がるのではないかと思うんですが、移転について、例えば前に出すとか、そういったことについて検討したことがあったかどうかと、それから、検討していなければどのくらいかかるかわからないだろうけれども、そういった検討したことがあったかどうか、ちょっとお伺いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今現在、線路脇にあるSLでございますが、今、正面に黄色いタワーがあるのをご存じだと思いますが、そこに移設をして、観光客がおりたとき目立つようにしたらどうだということで、いろいろな方から質問を受けた経過がございます。その後、その移転に関するさまざまな関係者とのお話をしたんですが、経費が大変かかると。あと、その広場ですが、今、年間30団体ほどが、盆踊りとか祇園祭とか、いろいろなイベントで使用していると。真ん中に持ってくることによって、そういったイベントの会場としても使えなくなるということから、当分の間は今のままのところ置きまして観光客に見てもらおうということがありまして、その対策として、うちのほうで誘導するサインと、あと大きな案内板を設置させていただきました。先ほど

議員おただしのとおり、見づらい分があるものですから、今後当分、乗り入れに合わせまして、
どういう展示方法が有効なのか再度検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 多分、相当大きな費用がかかるということは、前回、たしかご答
弁あったと思います。ただ、私が見た感じで、やっぱりあのタワーまで持っていくのはなかな
か大変だろうなど。ただ、前に藤棚とか何かの小さな棚みたいなものがありますから、あれと
逆に、あの棚を後ろに持って行って、それからS Lを前に持ってくれば、スペース的には十分
移動可能なスペースではないかと私は見ていたんです。そうすれば、前面に出てくれば大分違
うと思うんです。なおかつ、記念写真を撮るときには位置がありますから、そこに写したとき
にどの方向から写真を撮ればより目立つようになるか、その写真スポット部分もここだと。例
えば札幌の時計台なども、この位置に立って押すと時計台が全部写りますよ、一番いい位置に
写りますよというセッティングをしてありますから、そのようにS Lを前に持ってきて、この
角度から記念写真を撮るとききれいに撮れますよと。そういった一工夫も入れてやれば相当目立
つような感覚が私はするんですけれども、その点についてちょっとお伺いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

今現在、S Lの正面といいますか、街路灯と木があるんですが、ことしの秋には、この街路
灯と大きな木については整理していこうということで考えております。

今おただしのとおり、前に持ってこようという話でございますが、以前、移動する業者にお
伺いしましたところ、S Lの重量が相当なものですから、今、新庁舎で来ているクレーン車以
上のクレーン車が2台ないとつれないのだということで、相当の経費がかかるということがあ
りましたものですから、先ほど申し上げましたように、駅におりた観光客がすぐわかる、見
やすい、あと写真撮影ができる、そういった環境整備を今後していきたいと考えておりますの
で、しばらく時間をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 今、課長から答弁があったように、相当と、我々も相当というそ
の金額がよくわからないので賛成も反対もしようがないのですけれども、1億円なのか、10億
円なのか。10億円だったら、これは諦めるしかないですけれども。ですから、そういった相当
額も調べておいていただきたいと思います。

それと、先ほどS Lの話がありました。会津鉄道の場合にはちょっと運行が、基盤とかトン

ネルの高さで無理だろうと。私も、野岩線がもし適合すればと書いていたら、町長答弁だと、なかなか脆弱だということなので諦めたいところなんですけれども、実は同じ、軽便だと線路の幅が合わないでしょうから、軽便を使うわけにはいかないで、ただ、同じ線路の幅で、重量が軽い機関車とか、そういったようなことも少し、ここで諦めるのではなくて、何かもっと、脆弱であれば脆弱なように、もっと軽い機関車はないかとか、そういったことも一考して、せっかくだから、鬼怒川から来ますから、一番は、多分私が思うのは、スポット的に五十里湖のところの、今でも全国的に有名ですけれども、あそこを野岩線が通ると撮影スポットになっていると。風呂の中から撮れるしということになっていますから、そういった、今こういうところがだめで蒸気機関車が走れないのだということをもう一回洗い直して、基盤が脆弱であれば基盤を直す——直すといっても相当金がかかるから、それだったら、逆に軽い蒸気機関車はないのかとか、簡便なものはないのかとか、とにかく今出ただめな欠点を一つ一つ洗い直して、何とか通れるような工夫ができないかどうかということが私の思いなんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

東武鉄道が下今市—鬼怒川間でS Lを運転するということではありますが、要は、そのS Lが来られないかという話にも行く行くはなるのかと思うんですが、ただ、先ほど答弁しましたように、排煙の設備がない長いトンネルがあるということ、それから、あそこにS Lが入ったことがないので、やっぱりその重量がかなりあって無理だというのが、今のいろいろ話をしたり、そういう検討をしている現状です。

ですから、私も専門家ではないからよくわかりませんが、そのようなことが可能なものがあれば、そういうことも当然この視野に入ってくるのかと思いますが、ただ、重量の軽いS Lがあるかどうかは、今後製作すればわかりませんが、多分、今のところはわかりませんが、そんなことも含めて今後の課題にはなるかと思っています。

ただ、私も、今度会津線で舟子トンネルの中を工事するんですが、正直、あそこで説明があったのは、何か線路の高さというのかな、3段階ぐらいあるそうですね。それはもちろん重量を計算したもので、舟子トンネルのものは低いから、今度高いもの、重量に耐えられるものを使うというような報告をちょっと聞いているんです。今度工事をやるんですけれども、ですから、野岩線の鉄道がどういうレールを敷設してあるのかわかりませんが、いずれにしても、やはりS Lというのは、ディーゼル車とか電車とかと違ってかなり重量があるということで、多

分そういう下から、レールから直していかないと厳しいということも、また改めて調査をすれば言われるのかなと考えています。

そうした現状を踏まえた中でも、東武鉄道はSLを走らせるということでもありますので、どうということが今後検討するものがあるのかということは、十分話し合いを進めて、また報告させていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 この質問ばかりやっているとあれなのですけれども、実際にこれは全国の7社で、いろいろなところでSLを走らせると、お客さんの奪い合いになって、普通は協力しないのでしょけれども、今回だけは特別に、何かあのSLは北海道から無償で持ってきたらしいんです。北海道で無償で貸し出しますということで、北海道から機関車を持ってきた。それで、運転士の養成に対しては、育成に対しては大井川鉄道が協力をして育成していると。ですから、全国の鉄道会社も、いろいろなところにSLが走ることによって、相乗効果で自分のところのSLの収入も上がると踏んで、これからも力を入れていくという話ですから、ぜひ、いろいろな課題はあると思います。機関車だけで50トンという重さがあるそうですから。ですから、何とかない知恵をお互いに出し合って、できればという私の要望ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目に、国直轄の感触と今後の対応についてですけれども、代議士たちに聞くと、その進捗度については、もう土地の収用次第だと。そこがスムーズに進めば、早くもなるし、これは話の中ですから、半永久的にもなるよというような話も聞きましたが、何とかここを、南会津町にとっては初めての高規格道路ですから、ぜひ町民のみんなの後押しを得て、一日も早くできるような宣伝活動なり啓発活動なりを私はすべきではないかと思うんです。ですから、その辺のことについて、現在はどのように考えているかお伺ひいたします。啓発について。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この会津縦貫南道路ですけれども、最近、特にこの南会津地方といいますか、周りの環境がかなり進んできている状況になっています。議員さっきもお話しされましたけれども、本当に現在でさえこの121号は、秋田、山形、新潟の大型トラックが通る。特に夜間。この件に関しましては東北整備局でも確認してもらっています。ただ、ここが東北整備局と関東整備局との境にあるということで、両者の連携がなかなかうまくいってなかったことが、確かに大きな原因の一つなのかなと思ったのですが、最近はかなりそういう話し合いがされてきているなど

感じています。それは、今度、八十里越も、大体8年ぐらいの間にあの峠が通れるのではないかという見通しはあるのですが、これをもっと時間を縮めたいという話もあります。ですから、この289号を通して121号に流れてくる車というのは、今までより以上に大きくなると思うんですよ。ですから、そういう意味では、地域の皆さんとぜひ一緒になって、県も国のほうへの要望も、そういうようなことをする、もう少し力を入れていく活動が必要かなと思っています。

栃木県も、実は、先ほども申し上げましたけれども、地域の住民と一緒にこの間行ってきたんですね。ですから、我々も、この町の地域の住民と、それからまた周りの自治体とも連携した中での、会津縦貫南道路あるいは121号の一日も早い全線開通を目指して、みんなして運動をやっていく必要があるだろうと思います。

ですから、会津縦貫南道路も、大体、湯野上バイパスの期間ぐらいの中でおさまりそうな状況に、今そういう動きになっていますから、あと10年ぐらいの間に田島まで来るのではないかと。それで、バイパスもあのような状況ですし、それから栃木の動きもあります。八十里越の動きもあります。そういうことも含めた中で、一気に道路が大きな展開を見せるというような、何となくそういう環境になっていますので、皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思いますので、皆さん方にもご協力を今後お願いする場面がいっぱい出てくると思いますので、一緒になって協力していただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 以前は栃木県の議員たちが、会津縦貫南道路、今市まで余り急ぐと野岩線が危なくなるのではないかなんて冗談も言っていたくらいなんですけれども、今、町長のお話を聞いていると、栃木県側もいよいよ本気で推進しようという機運になってきたということなので、大分情勢が変わっているのかなと思います。ぜひ、そういった意味では、栃木県と一緒に進んで推進のほう、陳情活動をお願いしたいと思うんですけれども、この規格については、長野地区までは大体山の中を来るんですね。ルートから見ると。長野地区から、今度第二小学校の辺から下におりてくる。

私も東京の多摩ニュータウンに住んでいるときにつくづく思いましたけれども、平野部に入ってくると、意外と夜間がうるさいんですよ。これは、田島の場合は、冬は雪が大分積もっていますから音が吸収されますけれども、夏場は相当うるさいと思うんです。遮蔽だけではなかなかだ。それで、私は、国とか県にお願いする前に、こちらから、例えばあれは何メートル、幅30メートルぐらいあるのかな、私も確認していないですけれども、高規格道路の底辺からもうちょっと奥まで少し買い占めていただいて、その間に、例えばメープルシロップのとれる木

とか、そういうものをあの沿線にずっと植えておいて、20年ぐらいたつと、メープルの木から汁がとれるとか、あれは1本80万円とか幾らと言っていました。そういった景観と実益を合わせたような新たな路側帯をつくって、そこを観光の資源にするようなことを今から提案していったほうがいいのではないかと思います。多分あれ、遮蔽だけでは相当うるさいと思いますよ。夜中には相当の大きな車が通ると。ですから、遮蔽プラス、脇に路側帯を、町独自か、新たに国、県にとってもらうかして、その路側帯に樹木を植えて夏場の騒音を防止すると。冬は、雪が降りますからある程度吸収されると思います。そういった計画をこちら、町のほうから国や県に提案してやってもらうという方法が必要だと思います。もう10年、15年はすぐ過ぎてしまいますから。私も町議会議員になってから、あつという間の15年ですから。そういう意味では、今から計画して、こちらから提案してはと思うんですけども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いずれにしても、私たちが会津縦貫南道路を何とかしてほしい、一日も早く開設してほしいというような運動をしてきました。それが本当に現実味を帯びてきましたし、それに対するの景観とか地域に与えるいろいろな課題とかが当然出てくると思うんですね。ですから、今から想定されるものはある程度、県のほうにも、私どもも、自分たちの考えをしっかりとって、そして、その対策あるいは対応を考えてもらうようなことが非常に大事だと思います。そんなことも含めて検討した中で、その対策が同時にできるか、あるいは今後どのような対策が必要になるか等も含めて、町としての提案ができればと思って、そういうことをしっかりと検討して、これから県のほうにも、国のほうにも要望していければと思っています。よろしく願います。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 この問題について、最後の黒磯線との関係なんですけれども、町長の答弁を聞くうちは、私は、田島から下今市までは高規格道路を少し諦めてしまって、黒磯まで高規格道路を持っていったほうがいいのではないかという考えだったんです。ただ、町長の答弁を聞いていると、栃木県のほうも一生懸命になって、向こうのほうからやってこようという雰囲気になっているということなので、これはどう決断するか。両方、2つの路線を追うのはなかなか難しいので、これは町民の同意もあるでしょうけれども、私は、黒磯まで持っていったほうがいいのかという雰囲気もあるのですけれども、町長はどんなふう考えていますか。ちょっと悩むところではあるのですけれども。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も、正直、今の栃木県のこれまでの状況ですと、福島県の中は、我々が福島県と一緒になっているわけですが、いろいろお話し合いをさせてもらっている中で非常に厳しい感触でございました。しかし、黒磯田島線にしても、栗山館岩線は県道ですが、そういう話し合いをする中で、何か私たちのほうに関する感触が鈍いなど本当に感じたのですが、やはりいろいろ、多分、野岩鉄道とか東武鉄道のこの動きに刺激されたわけではないと思うんですが、やはり日光市もかなり危機感を持っています。私たちの会津との連携、歴史もありますし、そういった中で会津と絶対大事だということを多分再認識されたと思うんですね。ですから、我々が今まで言ってきたこと、栃木に西街道はあるんだよ、会津西街道はあるんだよと言ってきたことが、少しずつあの地域の人たちにも理解されてきたものかなと思っています。

ですから、栃木県があれだけ進めるといふには、別に我々も本当に協力しますと。本当にそう心から思うんですが、また、黒磯田島線につきましては、甲子道路があつて、それから400号があつて、そのちょうど中間ぐらいに、私はもっと高低差のないこの道路が、地形があるということは非常に有利だと思いますので、これは、二兎を追うものは一兎をも得ずとか言いますが、私は両方、それは栃木県と一緒に連携するもの、こちらは私たちと那須塩原市と一緒にやるもの、あとは、国道ですから当然国も絡みますから、では、国道のあり方をどうするのかということは国のほうの判断もあるかと思いますが、私としては、こっちもしっかりやって、こっちも自分たちの考えの中で計画をしていければと思っています。

町内にいろいろな考えがあることも聞いています。それはそれとして、やはりこの地域の将来を考えた中で、その判断、運動をしていきたいと考えています。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それで、ご提案申し上げたいんですけれども、那須塩原市の市長ですか、阿久津さんは退陣、今いなくなったと思うんです。

〔「君島さん」と言う者あり〕

○16番 星 登志一議員 君島さんですね。あの阿久津さんは、栃木県の県議会議員のときから、あの人は板室温泉の出身ですから、県議会議員のときからこの路線には非常に執着を持って、県議会議員の一つの仕事として俺はやるのだと。昔は、田島黒磯線は、1泊しながら、風呂の中でほかの議員と話をしながら、そういったことを話した記憶が私にはあるんです。ですから、再度あの人と連絡をとって、板室と田島の交流事業みたいなものを一つ起こして、板室、

ここに何とか阿久津さん一緒にやろうよと、そういった企画をこちらから持っていくと、多分あの人は出てくると思うんです。ですから、そういった交流事業も企画してはと思うんですけども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

実は、昨年12月に市長選挙がありまして、今度は、阿久津さんから君島さんになられたんですよ。その君島さんは、実は平成22年9月に、副市長のときに実際に栗生沢から踏破しているんですね。その現状を知られていますし、今度、私が聞くところによると、君島さんは自分の政策に入れたということなので、それで、実はこの間、表敬訪問してまいりました。それで、南会津町と期成同盟会の連携だけではなくて、市民と町民の交流をしていただけませんかということをお願いしてきました。それで、向こうも快諾いただいたものと思っていますので、道路はもちろんそうですが、そういうこと。市民、町民が交流することによって、その道路の重要性と申しますか、そういうことが図れるものと思ひまして、そのような活動をこれから強めていきたい、そのように考えています。

まだ具体的なものは挙がっていませんが、実際にできるように話を詰めていければと思っていますので、そのときは皆さん方にもご協力をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 町民の方々は、道路はいつになるかわからないだろうというようなことですが、実際ここに来て急展開していますので、両方の路線も非常に機運が高まっていると感じますので、これは行政、議会、両方力を合わせれば何とか加速がしそうなと、そんな雰囲気がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、乾杯条例の件ですが、実は、この乾杯条例には、つくるときにわけがありまして、ほかの農産物とか、そういうものも、地産地消という意味で、ぜひ地産地消条例をつくらうではないかという話も当時はあったわけです。ただし、余り広げるとほかの地区のように、条例はつくったけれども、その条例が一つも生かされていない、アクセサリ条例になるおそれがあるので、それはやめよう。今回は1本に絞って、まず、こういう条例をつくれれば町民も盛り上がるということで乾杯条例に絞った経過があるんです。ですから、ここでうたっている地産地消というのは、例えば学校給食においても地産地消、食材をなるべく地元のもので賄うようにしようとか、そういった意味も当時のこの条例には込められていたわけなんです。

そういった意味で、例えばこの前、大内宿とあれで、藻谷さんが里山資本主義でやっていますけれども、創生論でやっていますが、あの方ももう五、六年前から、とにかく、これからの地方は、自分たちの持っている資源をいかに使って、外から入ってくるものに対してお金を払うのではなく、地元で生産をして地元で使うほうが、少し割高になっても経済状況は回るんだよということをあの人は言っているわけです。ですから、木材のバイオマスも、少し割高であっても、自分のところで使えば、例えば岡山県の真庭市のように、5年、10年たつとそれが実ってくるよと。目先の金額じゃないよ、長い目で見ると、そのほうがはるかに地元にとっては、産業も起こるし、それから、よそに出ていくお金も少なくなる。これからの地方は地産地消だということをやっているわけですね。ですから、この条例も、行く行くは町全体で地産地消をやっていきましょうという意味合いも込めた条例なんです。

だから、聞くところによると酒米はうまくいっているみたいですから、これからは、そういった意味で、例えばこの山の木材をどう使うんだとか、あるいは、この乾杯条例をもっと拡大して地産地消条例にして、とにかく地元のものを使っていこうと町民に呼びかけるような政策をすべきだと私は思うんですけれども、地産地消と今後の対策についてお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も当初から地産地消はもちろんでございますけれども、地産外消ということも含めた中で、いかにこの地域のもの、特産物あるいは地域のいろいろな産業を伸ばすかということがポイントだとは思っています。そんなことで、少しずつではありますけれども、木材とかこういうものに関しては、少しずつ前に進んでいるところでありますが、地域にとって、今後ともずっと継続できるものとも思っていますしね。

ですから、先ほども答弁申し上げましたけれども、料飲組合の皆さんにも、今度、来年、この東武の新型特急が来るということ、これは、やはり我々の環境も大事ですけれども、食べ物も非常に大事である。町におりられたときに、南会津町に行って、おいしいものあったねと。その原料として、この地域の特産物とかそういうものを提供してもらえれば、それはそれでいい。すごく効果があるし、また、地域の活性化もできるし、そんなことも考えているところです。

しかし、現実に現場となれば、それはなかなか厳しいところもあるかもしれませんが、それらについて、町も一緒になってやっていきたいと考えていますし、庁舎の建設も、あえて木材は100%県産材ではなくて、100%町の木材を使おうということを心がけています。100%は厳

しいかもしれませんが。そんなことも含めて一つ一つ、公共事業として町がやれるものは、何とか地産地消でやっていきたいと考えています。

町の間伐材も、棚倉町だったかな、あそこの特養か何かの建設に材料として提供、使ってもらったということもございますので、少しずつそういう運動を広げていって、地産地消、地産外消を図っていききたい。これは町にとっては非常に重要なことでありますから、木材ばかりではなくていろいろ、人であったり、そういうことも含めて、町としてできるだけ力を入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 最後の基金の現状について再度質問いたしますけれども、実は、私がここに上げた目的というのは、多分今の基金の運用ですね、昔ですと、例えば20億円基金があったから利子がこのくらい出たから、それで二、三千万円の事業をやろうかという時代でしたけれども、今は多分、基金の運用をしても、1年間にさてどのくらいの利息としての、利息とか利回りがあるのかなということを見ると、前年度は総額で幾らあったかわからないのですけれども、ちょっとその辺、前年度の基金の運用について、運用で実際にどのくらいのお金が町に入ってきたのかお伺ひします。それから再度質問します。

○五十嵐 司議長 会計室長。

○宍戸英樹会計室長 それでは、私からお答えします。

平成27年度のいわゆる基金の利回りは0.05%、つまり、基金の運用収入として入りましたのが300万円ちょっとでございますので、総額60億円程度の基金に対して0.05%の利回りであったということです。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 そこで私が考えたのは、たまたまテレビでこういう報道があったので、それで、大江戸温泉グループに例えば2億円なら2億円投資すれば、これは相当な株主になってきますから、情報を聞きに行ったときに、これからの観光はどうなんだ、ああなんだというときに、もう相手と話しやすくなると思うんです。

そのほかにも、例えば、ただ2億円出ただけではなくて、そこからの配当も多分、0.05%ですから、60億円のうちの1年間300万円ですから、それよりは率はよくお金が戻ってくるのではないかと、私はこんなふうに思うんです。ですから、投資兼情報を得るためのツールとして、こういったものを今後検討するのでしょうかけれども、検討すれば、例えば5億円やっただけ、これは5億円を捨てるわけじゃないですから、配当もあるわけですから、そういった

ことを考えれば、そういった多額を投資することによって、あの町は何だとアテンションプライズをさせるぐらいの刺激を与えて情報を、いろいろな観光情報を持ってくるべきだ、こんなふうに思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

議員提案の内容につきましては、現在、町については、南会津町資金管理運用基準というものと、それから、さらに南会津町債権運用指針という規程がございますので、このような中で個々にある程度条件が含まれておりますので、この中で今後検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 そういった規約があるのであれば、その変更をさせるぐらいの意気込みでやっていかないと、例えば国だって、我々の年金をあれだけ株に昔はぶっ込んでいなかったのに、ぶっ込んでいるわけでしょう。もう時代は完全に変わっているわけだから。規約があるからだめだではなくて、町のためによかれと思えば、規約を変えてでも新たな投資をしようかというような新たな方式を見つけ出すぐらいの意気込みでやらないと、これだったらほとんど眠っていると一緒でしょう。60億円で300万円ぽっち。そういった意味で、新たな方式を探るべきではないかと私は思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど私も第1答弁の中でさせていただきました。町の基金の運用は、やはり安全かつ有利な方法ということが基本に実際なると思っております。議員もご存じだと思いますが、年金機構でもああいうような話もあります。ですから、株は生き物でありますし、そういう専門家も、我々のスタッフの中には正直言っていない。ですから、いろいろな情報があって、これが有利だよ、あれが有利だよという話はあるかもしれませんが、町としては、そこを十分考慮した中でも、その中でも安全かつ有利な方法でその運用を図るのが最善だと私は思っています。ですから、そういう意味で、その基金の運用は、むしろそれを町としてどういう事業に生かしていくか、そのような活用を考えた中で基金の運用をするということも一つの方法だと思いますので、それも含めて、町として今後、別に今おっしゃられたことを全然やらないというわけじゃないですが、そういうことも含めた中で今後の活用を考慮していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 星登志一君。

○16番 星 登志一議員 残り1分で、多分最後なんでしょうから。国は、もうあれは何兆円もぶっ込んだんだから。国が、これ、株は危ないよと言って、足を引くわけにいかないでしょう。もうあれは泥沼ですよ。国が、では、株が危ないからと引っ張ったら、株はどかんと落っこちてしまうんだから、そんなことできるわけない。

ただ、町の場合、二、三億円の金であれば、市場において、ここは危ないなというときに抜ければ、別にお金の安全性は保てるわけですから、ぜひ、そういった意味で検討していただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 答弁をお願いします。

○大宅宗吉町長 私は株をやったことはありませんが、二、三億円の金といっても、二、三億円ためるのは大変ですよ。二、三億円を1秒で失うことだってあるんですよ。ですから、そこは、先ほど申し上げましたように、基本的には、そのような考え方の中で、町としてはその対応をしていきたいということでありますので、改めて、それも理解しますが、理解というか、今の意見として拝聴いたしますが、そういうことでお願いしたいと思います。

〔星登志一議員「議長、最後」と言う〕

○五十嵐 司議長 時間が来ました。

以上で、16番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 山内 政 議員

○五十嵐 司議長 次に、11番、山内政君の登壇を許します。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ただいまから一般質問を行います。

1点について質問をいたします。町補助金の不正支出未遂についてであります。これは、補助申請対象団体の責任者が、知らない間に他の第三者に補助金申請書が届いたもので、どうしてこのようなことが起きたのかお伺いしたいと思います。

1つ目、南会津地区交通安全協会伊南支部長、馬場久一様宛てに、どうして「平成28年度南会津町交通対策協議会各支部・各団体活動補助金の申請について」の文書が届けられたのか。本人は支部長ではありません。

2つ目、伊南支部の補助金ですが、支部のある伊南総合支所の担当者に確認等は特段とらなかったのか、それとも確認はされたのか。

3つ目、うそをつかれた形の現在支部長をされている方は、この申請について、最初の馬場様から話を伺って初めてわかったそうです。それで、この申請についてはかなり立腹されておられます。私は、平成26年12月定例議会で、職員の綱紀肅正ということの中で質問を申し上げましたように、この伊南支部では、当時の職員の職務怠慢により補助金が支払われなかったことがありました。その答弁の中で、二度とこのようなことがないようにという答弁であったと記憶しております。また、答弁の中では、事務処理を1人の職員に任せ切りにしないようチェック体制を徹底しますという答弁もありました。以前迷惑をかけた団体への補助申請は、もっと慎重に対応するべきではなかったのかと思います。どう考えられますか。

4つ目、申請者がかわったという電話で、担当者はそのまま事務を進めたようではありますが、この間、上司と協議はされなかったのか。

5つ目、電話を受けた担当者は、電話をしてきたのは本人だったと話をされておられるようですが、もしもこれが事実だとすれば、役場版のオレオレ詐欺に似ていて、確認をしないがために起こるべくして起きたように考えられます。常に町民にこのような詐欺に対して注意を喚起している立場としてどう思うか。

6つ目、今後このような架空の申請者を名乗る者があらわれる可能性がないとは言えません。再発を防ぐ方策はあるか伺います。

7つ目、伊南支部とは修復不可能な状態と思われそうですが、今後どう対応されて関係修復を図っていくのか。対応を誤れば、役場不信、職員不信、行政不信が増大しかねません。抜本的な解決策があれば伺いたい。

以上であります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 11番、山内政議員のご質問にお答えいたします。

町補助金の不正支出についてのおただしであります。1点目から7点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

本件につきましては、4月13日に交通安全協会伊南支部長、菊地敏博氏を名乗る者から担当職員に、「今回、伊南支部長が馬場久一氏にかわった。送付された総会資料は私から久一氏に届けておくので、次回から伊南支部に関する書類は全て同氏に送ってください」、そのような電話があったということでもあります。これは、4月13日に電話があったということ、それで、こ

の書類を送付した日付は4月12日です。ですから、翌日にこの書類は届いていると思います。ですから、その時間的なものも考えたときに、この事実を知っている人間はごく限られています。ごく少数です。ですから、そういうことを知っている人間が、このときの新支部長の住所も言ってきたのかなど、私はそう推測します。

そうした中で、担当職員が電話の内容を係長に報告し、相談しましたが、支部長の氏名を名乗り、町交通対策協議会総会欠席者のみに送付した総会資料の存在を知っていたこと、一部の人しか知り得ないことだと私は思います。そして、伊南支部の役員任期が3月末で満了する時期でもあったこと。この電話の内容をそういうことで信用して、4月21日に馬場久一氏宛てに町交通対策協議会から活動補助金の申請関係の書類を郵送したということでもあります。

この支部長交代について、伊南支所の確認はとっていませんが、この書類を受け取った馬場久一氏から4月27日に電話がありまして、私は支部長にもなっていないし交通関係の役員にもなっていない、そのような電話があったということでもあります。久一氏には、4月13日の電話の内容を担当職員が説明いたしまして、謝罪いたしました。

また、この後すぐに菊地支部長から、補助金申請通知を馬場久一氏に送った経緯について問い合わせの電話がありましたので、担当職員が同様の内容を説明し、謝罪いたしました。

今回の事案は、電話連絡を信用し、事実確認を怠ったことが原因ということでもありますけれども、私としては、去年の件もあるし、そういうことも踏まえた中で、職員としては最善の、できるだけ早く対応したいという気持ちが先走ったのかなと思います。ですから、それをどうのこうのとなれば、またいろいろ、町はそんなに何回も確認するのかとか、そういう話になると思いますが、確かに確認を怠ったことは一つの落ち度だと思います。

そういうことも含めて、去年もあのような、私もしっかり事務をやるように、確認するよということにはしますと申し上げましたが、そういう中でもいろいろな失敗があったりすると思うんです。公務員は絶対失敗してはならないという思いの中で仕事はしているんですが、やはり人間ですから失敗もありますよ。もしもそういうことばかりをとがめれば、逆な意味でまた私は行政の停滞につながると思うんです。ですから、それはしっかり確認しなければなりません。そういうことを思ってやっとなら、仮に性善説といいますが、本当によく解釈してもらえれば、そういうことを一方で考えてもほしいなど。

今回、また教訓ということになるわけですが、そういう先入観にとらわれることなく、しっかり関係者への確認を行う、そして、書面もしっかり確認して、届け出のときも確認する、そういうことが今回の教訓になったということをございます。

今、事実関係を述べました。ですから、この状況を知っている人間は、1日ぐらいの差しかないので、かなり情報といいますか、それをわかっていた人間だと私は判断しているところがあります。そういうことで、事実関係のみ答弁させていただきましたけれども、そのほかの具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 事実関係の答弁はいただきました。答弁の中で話がありましたけれども、突然申請書を送付された馬場久一氏には、こういう結果が出て、正式に謝罪はされたか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

町長答弁にもありましたが、馬場久一さんから4月27日に電話をいただきました。担当者から13日の電話の状況をお伝えいたしまして、ご迷惑をおかけしましたということで謝罪しております。

以上です。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 こういったときに電話で謝罪をするというのは、相手から来た電話でその謝罪を返すというのは、まして行政の中でですね、そういうことでいいんですかね。そう思いませんか。私は正式な謝罪をすべきだと思うんですが、どうですか、今後謝罪されるお気持ちはありますか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 お答えいたします。

担当者的話からとして、謝罪した際に了解を得たような感触を受けたということでしたので、改めて担当課長からの謝罪はいたしませんでした。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 なるほど。謝罪というのは、電話でそういうふうに思ったからと。だけど、相手があることだから、やはり顔を見てやるべきではなかったですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、課長答弁はそのようにいたしました。私も、このようなことを、これだけ一般質問をいただきました。ですから、この説明は久一氏にもしつかり私自身からやりたいと思います。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 町長からじかにやられるということですので、私はそうだと思うんですよ。今回、実は5月ぐらいの段階で、この話は私も認識をしておりました。困ったなということをおもっておりました。先ほど町長答弁の中で、余りやると職員が萎縮するみたいな話をご答弁されたわけですが、正直言って、私もそういう気持ちじゃなかったわけではありませんでした。だけれども、支部の皆様方といいますか、役員を含めて、総会を開いたときに、この間の話を総会の席で経過、前回のことも今回のことも話をされたときに、どうして伊南支部だけがこういうことを受けるのだと会員は思われたわけですね。だから、その席で、ぜひ、何でこういうことが起きたのか、それはきちんとただしてもらいたいという話になったわけです。

私もその話を聞いて、皆様方の怒りをそのまま、議会でするので怒りをぶつける場ではありませんから、行政として何が悪かったのかということをおたずねすることはいたしますけれども、皆様の思いを、本当に怒り心頭でしたが、その思いを100%伝えるということはできませんという話を申し上げました。今、町長がみずからということで、それはよかったと思います。

それでは、菊地敏博氏に謝罪する考えはありますか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私は謝罪する前のその答弁の前に、私は役員の人にも実は個人的に相談しました。役員会の状況も聞きました。ここで申し上げられませんが、そういうことで、伊南支部にも、私は逆な意味で問題があると思います。一方で、この問題が起こってから以降のことを聞いています。私も、伊南支部の役員ではないけれども伊南支部の会員です。ですから、私は町の首長である、一方で伊南支部の会員です。両方です。そういう意味では、私は伊南支部としての、私は知っていますが、伊南支部からの報告は役員からも何も聞いていません。ただ、役員と直接話をして私は聞いています。そういうことも含めて、以前、伊南支部の件に関しましては答弁したとおりでありますけれども、綱紀肅正とかそういうことも言われますから、これも改めて職員の体制といいますか対応も、反省を踏まえてしっかりやっていかなければならないと改めて思いますが、そうしたことを含めて、今までのありのまま、現状を含めたままの説明はさせていただきたいと思います。そういうことであります。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 今の答弁ですと、現状はお話しするけれども、謝罪はするというよ

うな話は今されませんでしたね。しないということですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

謝罪するもしないも、お互いの現状をしっかりと認識した中での話になると思いますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 謝罪はしないということですね。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今、答えたとおりであります。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。今、ユーチューブで流れていますので、町民もそういうことは見ておられますので、今のやりとりについては、町民も広く認識されると思っております。

先日、委員会で南会津町交通安全計画第10次の説明をいただきました。これは平成28年から32年までの5カ年計画を定めたものであります。余り早口の説明で中身がよく把握できませんでしたが、その中で、伊南地域において、平成9年10月10日の死亡事故以来、平成25年9月18日に死亡事故、無事故ですね、6,000日を達成し、更新中でありますという、わざわざそういうふうに書いてあります。これは褒めていただいたなと思っているんですが、これは、支部の日夜のボランティア活動の、それこそ交通対策の前線で活動されてきた皆様のものだと私は理解しています。

この計画推進に当たって、こういった団体、いわゆる安全協会との連携・協力なしには目的達成には至らないと思うんですが、どう思いますか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

日ごろの交通安全運動、伊南支部のその活動には、そういう意味で、それだけの実績が上がっていますし、また、日ごろの活動を私もわかっています。承知しています。私も会員ですから、いろいろ私も参加しましたよ。カーブミラーを拭いたり道路の清掃をしたり。ですから、そういう活動もわかっていますが、そういうことで、別にそれがどうだからといって、私は、それで自分の考えが変わるわけではありませんし、その評価が変わるわけでもありません。

ですから、そういう意味で、皆さん方がそうして努力した結果がそういう実績を上げられたということは、私としても敬意と感謝を申し上げます。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 ちょっと今観点が違ったかと思うんですが、いわゆるこの10次計画書の中では、説明の中で、関係団体との連携を深めていくというような説明をされたわけですが、その連携を深めていくという中には、やはり友好的に、そういう関係でないとなかなか深められないのではないかと思います。そういう意味で答弁を求めたんですが、どうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町としては、やるべきことをしっかりやっていきたい、そのように考えています。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、経過説明の中、一つ一つにお答えはいただけなかったんですが、最後の7番目、関係修復というようなことについては、特に、特段おやりにならないですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、今の経過をしっかり説明した中で、お互いの理解をさせていただければと思います。いずれにしましても、この送付を12日にした、13日に受け取っているはず。その事実を知っている人間というのは、先ほど申し上げましたが、いろいろな、ユーチューブなどと言われましたが、それでぱっと広がればわかりませんが、普通の考え方としては、ごく限られた人間しかその情報は知り得ない、その資料は持っていない。そういうことでありますので、その点も踏まえた中で、町としては、決して犯人捜しをして、誰だとかというわけ、そういう気持ちはありませんが、やはりそういう状況があった中で、こういう錯誤とか間違いが起こったということ、これも事実でありますから、そこも踏まえた中で説明させていただいて、理解をしていただく、その努力はしていきたいと思います。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 町長と今、私はこういうふうには話を質問と答弁という形でさせていただいていますが、一番悪いのは、その電話をした、全く余計な電話をした人です。これは本当に、ここは議場ですので犯人捜しをする場所ではありませんけれども、ただ、先ほどの話の中でもありましたように、行政システムとしては、やはりチェックをすべきでしたよ。そこは

しっかり反省していただきたいんですよ。確かに、1回やって失敗したから2回目は余りしないようにということで、確認するのはちょっとそれは控えるかなと、優しい気持ちですよ。私もそういう思いで、わかった段階では余り言わなかったんですけども、ただ、そこだけはきちっと行政としてはやるべきですよ。いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も先ほどの答弁の中でもそれは申し上げました。ですから、現場ではいろいろな事務の手続はあるかと思えます。そうしたときに、今度、同じ人に何回も確認したときに、何でそんなに何回も確認するんだと、そういうことも現実には起こっているものもあるんですよ。ですから、職員はそういうことも、いろいろな状況を、今回やったかどうかわかりませんが、そこまで確認していませんが、いずれにしても、現場ではいろいろな状況が起こるわけです。想定しないことも実際起こると思えますよ。その中で判断した中で、できるだけ迅速に事務を進めたい、そう思ったかどうかわかりませんが、今回は、確かに言われれば、そう言われれば、その手続、確認を怠ったことは間違いないですよ。

ですから、そういうことも含めて、本当に町民といいますか、役場の事務を執行するに当たって、そのようなことがしっかり行われるように、再度、このようなことが起こったということもありますし、気をつけてはいたのですが、それでも、やはりそういうことも踏まえた中で町として対策を考えていきたい、そのようにできるだけ、できるだけといいますか、本当にそういうようないろいろな手違いがないように町としては体制を組んでいきたい、そのように思っています。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私からも補完してご答弁させていただきたいと思えます。

事務の誤りを犯さないように、チェック体制ということで日ごろから行っているところがございます。書類上のチェック体制は、複数体制とかそういった手法があらうかと思っております。今回のいわゆる電話の本人確認の話でございますけれども、通常、いわゆる警察署からの問い合わせ、検察庁からの問い合わせ、個人情報を含む、そういった場合には、かかってきた方からの電話ではなくて、こちらから電話番号を聞いて、折り返しお答えする、必要に応じてお答えする、日常の個人情報にかかわる分については、そういった体制をとっております。

今回は、要するに町民の方から、いわゆる伊南支部での問題となっていた3月に任期を迎える、そういった背景の中で、町民の方からのお電話でしたので、その折り返しの電話の作業は

できませんでした。今後、こういった事案が発生したことは事実でございますので、役場に対する電話が全て折り返しでいいのか、これまた不可能な話でございます。当然、ケース・バイ・ケースの対応が必要になろうかと思っています。今回の事案があったということは事実でございますので、こういったチェック体制のあり方については検討を深めたい、そのように考えていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 今回は、申請書が届いた人が本当に善良な方でありましたので、悪意がない、もしもこれが悪意のある人だったら、申請書を返すかもしれませんね。つくってといひますか。そういう意味で未遂というようなことを質問事項の見出しに書いたんですけれども、そういうことがなくて本当によかったと私は思ひています。

今後、こういうことが起こらないようなことで、今、副町長よりご答弁いただきましたので、それは本当にやっていただきたいと思ひます。今後、このような質問を3回目しなくて済むように、ぜひお願いしたいと思ひます。本当に悪いのは、そのにせの電話をした人でありますので、その人を教訓にして、町民もならないようなことで、なお一層の啓発をしていただきたいと思ひます。

この質問は行ったり来たり、同じようなことでありますので、最後に、町長の今までの中で、今後ないというような思ひをお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

問題が起こるたびに「二度と」といひような話になるわけですが、また、「またか」といわれるかもしれませんが、そう言わざるを得ません。できるだけ、できるだけといひますか、本当にゼロになるようにみんなして努力していく、これは当然のことだと思ひますので、それを皆さん方にお話をさせていひだいて、この件はご理解いただきたいと思ひます。

いずれにしても、今回の件、私は伊南支部の人にも理解していただきたいです。そういうことで、確かに発端は町にありました。発端は、町の事務の不適切がありました。それは認めざるを得ませんし、それを反省してこれからの対応をしていひたいと思ひますが、そのところはお許しいただけなければ、この問題は逆に先に進めないのかなと、私はそう思ひています。ですから、そのところはぜひ寛容に判断いひだいて、協力いひただければ、そのようなことをあわせて申し上げさせていひだきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 山内政君。

○11番 山内 政議員 今回の町長答弁にありましたように、多分歩み寄りというようなことなのかもしれませんが、丁寧な説明を尽くしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、11番、山内政君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 室 井 英 雄 議 員

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君の登壇を許します。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 議席番号5番、室井英雄。通告に従い、貧困世帯について質問いたします。

厚生労働省が2014年7月にまとめた国民生活基礎調査によると、等価可処分所得——収入から税金、社会保険料などを除いたいわゆる手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得——の中央値の半分に当たる貧困線は、2012年の場合122万円になります。その額に満たない世帯の割合を示す相対的貧困率は16.1%となっており、日本人の約6人に1人が貧困層とされています。この調査で生活意識が「苦しい」とした世帯は59.9%でした。

貧困率が過去最悪を更新したのは、長引くデフレ経済下で子育て世帯の所得が減少したことや、母子世帯が増加する中で、働く母親の多くが給与の水準の低い非正規雇用であることも影響したと分析されています。特に、子供の貧困率が過去最悪の16.3%になったのを受けて、政府は2014年8月、子供の貧困対策大綱を初めて策定し、親から子への貧困連鎖を防ぐため、教育費の負担軽減や親の就労支援などに乗り出しました。

このような社会情勢の中で、次の3点についてお伺いします。

まず1点目、本町における貧困世帯とその割合を伺います。

2点目、子供を抱える貧困世帯に対する町の支援策の有無と内容を伺います。

3点目、貧困世帯に対して無料低額診療制度があると聞いていますが、どのような制度なのか、また、南会津地方でこの制度が該当するのかをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井英雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、貧困世帯についての1点目ではありますが、本町における貧困世帯数とその割合についてのおただしであります。国民生活基礎調査は、抽出調査のため、自治体ごとの基礎数値をデータとしてとっていないため、全国、全県での推計は可能ではありますが、各自自治体ごとの推計値を示すことができないのが実情であります。このため、町における貧困世帯率あるいは世帯数を示すことは困難でありますので、そのような理由から、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、町として生活困窮の実態としてお示しできるものは、生活保護世帯数、保護人数であります。平成27年度末における生活保護受給者世帯は83世帯、99人となっております。

次に、2点目ではありますが、子供を抱える貧困世帯に対する町の支援策の有無と内容についてのおただしであります。小学校、中学校におきましては、要保護・準要保護児童生徒及び特別支援児童生徒援助事業として学用品費、修学旅行費、学校給食費ほか、教育にかかわる各種費用への助成を行っております。

なお、町では、貧困世帯に限らず、ひとり親家庭医療費助成制度や、独自事業として子育てスマイル支援事業、年長児保育料無料化を実施し、子育て世帯の支援を行っております。

次に、3点目ではありますが、無料低額診療制度はどのような制度か、また、南会津地方でこの制度が該当するかどうかのおただしであります。無料低額診療制度は、低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者などの生計困難者を対象に、無料または低額な料金で診察を行う制度であります。

無料低額診療制度を行う医療機関は、生活保護を受けている患者と無料または1割以上の減免を受けた患者の合計が全患者の1割以上などの基準を満たした都道府県知事等の認可を得なければならないこととなっております。現在、福島県内では11医療機関が指定を受け、会津地区では会津中央病院が唯一指定を受けている状況であります。

以上、私に求められた答弁とさせていただきましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目ですが、抽出調査ということで町として数字を示すことは難しいということは理解いたしました。しかしながら、貧困世帯が存在することは事実であります。

そのような中で、平成27年4月1日に生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法が施行されましたが、貧困世帯は、この法律に規定する生活困窮者と同等に捉えてよいのかお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

今ほどありましたように、生活困窮者自立支援法というものが平成27年4月より施行されております。当然、先ほど申しましたように貧困世帯をここでは数値として示すことはできないのですが、当然ないということではなくて、この町にも生活に困窮されている方がいるわけですから、その中で、今ほど言いました生活困窮者自立支援法の中に含まれる形で対応をすべきであると思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 2点目の質問にもちょっと関係してくるんですが、含まれるということなので、生活困窮者自立支援法の施行により、具体的にどのような支援が行われるようになったのかお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

この制度の中では、まず、事業主体は県になりまして、県では、相談窓口の体制を整備するというになっております。実際、保健福祉事務所単位ということになっているんですが、南会津は1カ所ということに圏域がなっております。県では、福島県社会福祉協議会に委託しまして、社会福祉協議会が、生活自立サポートセンターというものを会津若松市の社協内に事務所を借りまして設置しております。そこには、相談支援員あるいは就労支援員というものを配置しております。この方たちが、南会津町のほうから相談があった場合には、こちらに出向いてきて相談に乗る体制をとっております。

具体的には、まずは、町のほうに、生活が困窮している、あるいは福祉の制度を利用したいという相談があるものですから、そういった場合に、そちらにつないで相談を持っていくということですが、昨年の実績でいきますと、自立プランと申しますか、その方の収入、支出を計算しまして、こういう体制で生活レベルと申しますか生活をしていったほうがいと持っていた件数は9件、あるいは就労、職業をあつせんしまして、就労まで結びついた件数が7件、実際的にはございました。

以上です。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 すみません、7件は何だったのか、もう一度伺います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 仕事が、雇用のほうがなくなってしまうと、生活費に困って、生活が困っているという相談がありまして、その方に対して、自立支援サポートセンターで職業あつせんをしまして、就職に結びついたケースが南会津地域の中で7件ほどございました。職業としましては、旅館の従業員あるいは道路の交通案内等で職業をあつせんして、就労に結びついたケースでございます。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 再度、申しわけないですが、この制度における事業の内容をもう少し詳しくお話をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 説明不足で申しわけございませんでした。お答えいたします。

この自立支援法の中では、相談窓口を設置しまして、相談者に対しまして自立支援の相談業務に乗って、その方のお困りの部分を聞きながら、具体的に生活の支援プランを作成し、あるいは関係機関に、例えばお金が不足して、短期的に借入れをしたいとかといったところに結びつけたり、あと、就労準備支援ということで、先ほど言いましたように就労に結びつけるために職業のあつせんをしたり、あと、家計相談ということで収入、支出を細かくその家庭の聞き取りを行って、どこに問題があるのか一緒に考えて生活再建に向ける、あるいは公的な制度の利用ができるものがあれば、そういったところに結びつけていく、あるいは法テラスへつなぐといった事業として、事務所は会津若松市なのですが、電話すると、こちらまで相談員が来て、その方と面接を行うことになっております。そういった際に、町のほうでも立ち会って、一緒に支援をしていくという体制をとっております。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 了解いたしました。

では、2点目について質問いたします。2点目に関連しまして、教育長にお伺いいたします。

現在、中学生を対象に実施されている海外交流事業に、本年度も約2,000万円の予算を計上していますが、参加生徒の負担金は幾らになっているかお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

個人負担は1人10万円となっております。ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 10万円の負担ということで、その負担金は、貧困世帯にとっては大変大きな負担だと思います。負担金は世帯の収入状況に関係なく、皆同じく負担されているのかお伺いいたします。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

生活の状況によって金額の変更はありません。全員、参加者1人10万円をいただいております。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 この海外交流事業は、町の事業として行われている事業であります。生徒が平等に参加できることが大変重要だと思いますが、その点に関しては教育長のお考えを教えてくださいたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたしたいと思います。

確かに、議員おただしのおり、教育ということで平等にということ、それは正しい考えかと思いますが、募集に当たっては、その点を考慮しまして、強制ではなくて自由参加ということで、本当に子供たちと家庭の意思を尊重した募集をしております。

ただ、一律10万円負担ということで貧困家庭への配慮が大事ではないかというおただしであると思いますので、その点につきましては、今後検討するということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 教育長から検討するというお答えをいただきましたので、安心しました。

では次に、3点目ですが、この制度について町民で知らない方も多いと思います。町としては、この制度に対して周知したことはあるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

3点目の無料低額診療制度につきまして、特に町のほうでこれまで周知したことはございませんでした。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今後、周知するお考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

こういった制度は、先ほども町長答弁の中で申し上げましたとおり、会津若松市ですと1カ所やっているとございますので、ホームページの中にこういったことを入れていくようなことで検討したいと思っております。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 この診療を行っているのが会津地方では中央病院だけだということですが、実際に南会津町民がこの制度を利用したかは、町として把握しているのか、まだできていないのか、お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 この制度についてでかかった方がどなたであるとか、そういった情報は町のほうには来ておりませんので、その辺、把握はしておりません。

あと、先ほどの答弁にちょっと追加して言いますと、ホームページだけではなくて、例えば、広報紙に健康のコーナーもございますので、そういったところでも周知していければと思っております。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 なぜ把握できないのか、その仕組みを簡単にご説明願います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 どなたがこういった制度でかかったというもの、病院のほうでかかった場合、病院から町にそういったデータが流れてくる仕組みにはなっておりませんので、う

ちのほうで誰がかかったかということで病院に問い合わせたとしても、そういった個人情報の中で出せるのかどうかということもあるかと思います。

○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 下世話な話ですけども、そのかかった診療費は、どこが負担するのかお教え願えませんか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

この制度でかかった場合は、その分は病院として免除あるいは減免している状況になります。ただし、何が病院にとってメリットがあるかといいますと、この制度の認可を受けた場合、医療機関としては、固定資産税や不動産取得税などの税制の優遇が受けられるというメリットがありますので、こういったことに病院としては取り組むという状況になります。

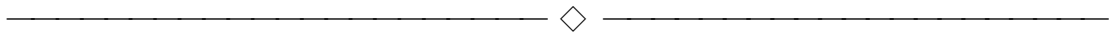
○五十嵐 司議長 室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 了解いたしました。

では、最後になりますが、これは、子供の貧困対策大綱からの一部抜粋になりますが、最後に締め言葉といたします。

「明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが」、ここにおられる我々大人の責務だと強く痛感しております。今後、町としても、常に貧困世帯の状況把握に努め、適切な支援をしていただきますようお願いして、一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、5番、室井英雄君の一般質問を終わります。



◇ 渡部 訓 正 議員

○五十嵐 司議長 次に、4番、渡部訓正君の登壇を許します。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 4番、渡部訓正です。私は、大きな項目で2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。新型特急の会津田島駅乗り入れについて。そして、2点目が、木質バイオマス燃料の普及についてでございます。

まず、1点目の新型特急の会津田島駅乗り入れについてでございますが、6月定例会一般質問でも、来年春の新型特急乗り入れ決定に当たり、本町での散策、滞在の手だてについて質問しました。答弁は、駅から観光施設へのシャトルタクシーの運行に着手し、観光客の利便性の向上に努めておりますが、今後は、駅周辺の散策の魅力アップの手だてとして、まちの案内人の拡充を目指す必要がある。そして、関係団体や地域住民と連携をしながら、会津田島駅に下車した観光客に対し、有意義な時間を提供する取り組みを進めるとのことでした。

新型特急の乗り入れまで半年となりました。6月の質問で申しましたように、町挙げての盛り上げを図ることが、その後の利用促進にもつながると考えます。その考えのもと、以下質問いたします。

1点目、この3カ月間における取り組みはどのようになされてきたのか伺います。また、今後の取り組みはどのようにされるのかを伺います。

2点目、まちの案内人の拡充を目指すかと答弁されましたが、これまでの取り組みはどうだったのか伺います。

3点目、会津鉄道沿線である隣町の下郷町には、首都圏でも有名な観光地があります。会津若松市も観光資源は豊富です。東武鉄道でも、首都圏からの観光客を会津観光に誘致する考えが打ち出されています。つい最近の新聞報道でも、下郷町は会津田島駅にシャトルバスを配置し、大内宿等に誘客する。会津田島駅から連結し、会津若松市等に誘客との内容が出されていました。これらを考えますと、会津田島駅は乗りかえの通過駅の利用がほとんどになると危惧されます。

当駅に下車し、当駅を起点とした散策ルート、短時間型、宿泊等の滞在型などはどのように取り組まれているのか伺います。当駅から当町利用の観光客をつかむには、各種の散策ルートを設定し、首都圏、東武鉄道やこれまで関係のある観光会社等へのPR活動を行い、浸透を図っていくことが必要と考えます。取り組み状況はどうかお伺いします。

次の2点目でございます。木質バイオマス燃料の普及についてでございますが、本町は、90%を超える森林面積を有しています。再生可能エネルギーの中で、木質バイオマス燃料の普及は、本町にとって循環型社会形成、さらには地産地消による地域経済への貢献等、重要な課題であり、これまでも進められてきたものと考えております。今後も引き続き普及推進することが必要であるとの立場で、以下質問いたします。

1点目、舘岩地区アストリアホテルにおいて、国による実証試験は終了したと聞いていますが、その後、バイオマス燃料の利用はどうかお伺いします。

2点目、きらら289とアストリアホテルの本格稼働で年間2,800立米以上の丸太材が必要となると聞いていましたが、現状はどうかお伺いします。

3点目、町が進めている森のエネルギー創出事業は、木質バイオマスへの活用につながり、雇用確保にもつながっています。現状は、重油等の化石燃料が安価であり、チップ加工の木質燃料が高くなると聞いています。このような現状打開のためには、町として活用促進に向けた手だてが必要と考えますが、町の考えを伺います。

壇上からの質問については以上でございます。なお、再質問席で再質問等していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、渡部訓正議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型特急の会津田島駅乗り入れに関する1点目ではありますが、この3カ月間の取り組みと今後の取り組みについてのおただしであります。この3カ月間の取り組みといたしましては、関係機関・団体の代表者による意見交換を実施し、対応を要する分野ごとの内容を確認するとともに、関係機関や団体が計画している事業等についての意見交換をしたところでありました。

また、田島地域協議会では、これまでの検討状況を説明し、意見や提案をいただいたところでもあります。

さらに、荒海地区区長会からは、新型特急乗り入れに関する要望書が提出されるなど、沿線行政区の取り組みも着実に進んでいるものと感じております。今後の取り組みにつきましては、関係機関・団体とのさらなる協議を進め、受け入れ体制や対応方針を決定していきたいと、そのように考えております。

組織的にはそのような動きもありますが、また、一方で各地域での個々の動きも、私ども個人的に話される部分もあります。町もやらなければならない部分もありますので、沿線の行政区を初め、町内の行政区との連携を深め、より多くの町民がかかわった取り組みとなるよう対処してまいりたいと、そのように考えておりますので、皆様方のご協力を呼びかけながら、町としてもその対応を進めていきたいと考えております。

次に、2点目ではありますが、まちの案内人の拡充についてのおただしであります。現在、まちの案内人は20名の体制で、町なかの嶋山城址や旧南会津郡役所等の歴史的建造物を案内し、観光客の受け入れを行っております。しかし、会津田島祇園祭では、まちの案内人自身が、御党屋行事や屋台当番といった役割を担うことがあるために、スタッフを集めるのに苦慮してい

るのが現在であります。

このような理由から、まちの案内人の拡充は必要不可欠となりますので、まちの案内人の会とガイド養成をどうするか検討した結果、単に人を募集し、補充すればよいというわけではなくて、まちの案内人には、観光、歴史、自然、文化といった幅広い知識が必要になること以外にも、お客様への接客、案内の立ち振る舞い、安全な誘導といった幅広いスキルが求められます。そういうことで5回程度の講座が必要になっているという意見がありました。即座での対応は難しいとの判断をしているところであります。

現在、まちの案内人の会と連携し、まちの案内人養成講座を開催する準備を進めております。まちの案内人の組織強化と人材育成を進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、会津田島駅に下車した観光客に対しての散策ルートについてはどのように取り組まれ、首都圏へのPR等の働きかけはどのようにするかのおただしであります。散策ルートの設定につきましては、まちの案内人の会の協力のもと、先般開催されました全国町並みゼミにおいて、会津田島駅を起点とした約2時間の散策ルートを設定いたしまして、23名のお客様を案内いたしました。また、来年開催される南山の桜と歴史めぐりウォークのコースの一つに、歴史文化に特化した散策コースを設定いたしまして、参加者を案内する計画を進めております。

また、公共交通関係では、二次交通対策として、観光地をめぐる循環バスやタクシーの運行計画等を検討しております。会津田島駅からの散策ルートの設定について、受け入れ準備を進めるところであります。

これらの取り組みについて、首都圏での観光誘客キャラバンやSNS等での情報発信をしていきたいと考えています。

大切なことは、やはり町全体でどうして皆さん方を迎え入れるかということでありまして、できるだけ一人一人の皆さん方に意識を持ってもらって協力をいただくことも大事だと思えます。また、確かに私どものこの会津田島駅が終着駅となるわけではありますが、そうした中で、周りの郡内あるいは会津のほうもあると思えますが、只見川沿川の5町村の皆さんとも連携し、全体での周遊ができるような対応も必要ではないかと思ひまして、そのような話を、まだ具体的なものは挙がってきていないのですが、そのようなことを呼びかけながら、何とかそういうルートも開発できればとも考えておるところでございます。

次に、木質バイオマス燃料の普及に関する1点目ではありますが、館岩地域の実証事業終了後

のバイオマス燃料の利用はどうなっているかとのおただしであります。福島ミドリ安全株式会社が平成25年度から実施していた木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業については、本年3月の実証事業期間終了後、町としての施設利用形態のあり方を関係者間で調整中でありまして、この間はボイラーは稼働しておりません。そのため、4月以降の燃料チップの利用は、きらら289のみへの供給となっているのが現状であります。

次に、2点目でありまして、ボイラーの本格稼働で必要とされる丸太材の現状はどうなっているかとのおただしであります。きらら289における年間の燃料消費量は、実績ベースで、原木で約360立米であります。また、アストリアホテルの木質バイオマスボイラーについては、本格稼働による利用想定量を原木約3,000立米と見込んでおりますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、燃料チップがきらら289への供給のみとなっていることから、原木ストックヤードに保管し、再稼働に備えているのが現状であります。

次に、3点目でありまして、化石燃料安価による木質燃料の高価の現状を打開するために町は考えているかとのおただしであります。化石燃料の価格は、平成27年度末には、高騰していた時期と比較して約半額となっております。チップ燃料の価格が変動していないために、少なからずこの経費的な影響があると、そのように思っています。しかしながら、現段階で会津高原リゾート、きらら289、両施設ともに木質バイオマスボイラーの導入効果が目に見えてあらわれていることから、今後の化石燃料の価格の推移を見ながら、引き続き事業を継続してまいりたいと考えています。

町といたしましては、本町での木質バイオマス事業の2つの柱である森林整備と自然エネルギーの活用という基本的な方針のもと、南会津森林組合や第三セクターへの経営支援とあわせ、化石燃料の価格に左右されることのないよう、持続可能な施策を進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、化石にしても木質バイオマスといえますか木材にしても、価格の変動はあると思います。そうした中で、この町の特性を生かした地域づくりを進めていかなければならないと思いますし、今ほども申し上げましたように、やはり森林の活用と、それから自然エネルギーをどうしていくのか、再生可能エネルギーの利活用は町にとって非常に重要な課題でありますので、これを経済効果、その価格ばかりではなくて、全体的な継続の中で対応するのが肝心かなど。バランスはいろいろあるにしても、そのようなことを検討しながら、この施策を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担

当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 まず、1点目の新型特急の会津田島駅乗り入れについてですが、前回、町長の6月議会の答弁の中では、冬場も考えると残りあと6カ月だから一生懸命頑張っていくんだというような形で回答があったやに記憶しています。ただ、今ほど聞いた中では、やっと今、打ち合わせが終わって意見交換だというような形からすれば、やはり具体的な動きとしてちょっとおこなっているのではないかと私は危機感を持ちます。

私は1つ、先ほどの回答に係る中での提案として申し上げたいと思います。もし検討できれば前向きな検討をお願いできればと思います。実は、私もいろいろ関係者の方にお話を伺った中で考えた内容でございますので、ぜひ参考にしていただきたいという形で申し上げます。

まず、会津田島駅への特急乗り入れの提案でございますが、東京は、この前、私も合宿ゼミというか、大内・前沢の町並みゼミにも一般参加者という形で参加させてもらって、やはり参加した全国の方が言っているのは、ここは歴史があって、かつ、自然景観が本当に素晴らしいものがある。これを生かさない手はないのではないかとという形で、むしろ私らも元気づけられたというような内容でございます。

それで、今ほど申しましたように、会津田島祇園祭や鳴山城址などの重要文化財や歴史建造物、そして、駒止湿原や田代山を初め自然景観には、ほかにはないすぐれたものが数多くある。それをPRし誘客につなげるべきではと考えています。来客を待っているのではなく、大いにアピールし誘客を図ることが必要と考えます。

そのために、まず、誘客に向けた観光窓口の一本化が必要と思います。窓口は、やはり会津田島駅内に配置すべきではと考えてございます。これまで、町の活性化に向け活動をされてきました、先ほど回答の中でもございましたが、まちの案内人、そして、駒止湿原案内の会、それ以外にも、森の案内人や各種の組織に対して協力を呼びかけ、やはり協議会を早急に立ち上げて、そして、先ほどありましたようにガイドの養成講座を実施する。回答どおり、その講座は5回程度を一応予定したいと書いてありましたので、そして、私は、講師はもう既に先ほど申しあげましたそれぞれの団体の方に依頼するなどすれば、対応可能なのではないかと考えた。それぞれの箇所案内をしている方が、大ベテランというか、本当にお話もうまいというような形を一応聞いてございます。

そして、その講座の中で、東京の3泊コースの設定の検討を行ってはどうかと思います。一例でございますが、駒止湿原は、田島からの入れ込みは数年困難でございますが、南郷からの

来年からの入り込みは可能と思います。それで駒止湿原コース。あと、奥会津博物館コースには、田島から戻るような印象がありますからなかなか大変だなと思うんですが、やはり現在でも、何か聞きましたら、藍染め体験等々は結構人気があると聞きました。そしてあと、酒蔵見学、歴史建造物コースには、試飲等も入れたらいかがかと思います。あとは、屋台格納庫、田出宇賀・熊野神社コース、あと鳴山・南会津郡役所コースなど、各種の観光コースを講座参加者の意見をもとに設定すると。そして、特急開設までにこれらを全て、今言ったようなことはまさにすぐ対応できるのではないかと思います。やはり既にもう基礎はあると私は思うんです。まちの案内人とか、先ほど言った駒止湿原の関係の方がございますから、そういう方々に最大限の協力ももらっていくということで考えてはどうかと。

それ以外にも、宿泊等の滞在型のコースや、きのうも議論が出ましたように、4つのスキー場コースなど設定をして、いろいろメニュー化を図りながら、それらを首都圏へ、東武鉄道とか、先ほど申し上げましたようなPR活動をメニューをそろえてやっていくと。来たお客を、こうですよではなくて、もうその前段からやっていくような形でいくべきではないかと思いますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、議員からいろいろ提案いただきました。本当に皆さんがいろいろ考えていただいてありがたいと思いますが、本当にありがたいのです。それで、実は今いろいろ提案を受けた中でも、幾つか町が具体的に話をしていることもございます。実際に企業といいますか、そういう会社から提案を受けていることもございますし、それも実施したいという話も伺っています。

ですから、そういうことを実施するに当たってどのような課題があるかということ、町も、お互い連携して、話し合いをして、そして、それが実現できるように、今後、残された時間の中でしっかり対応していく必要があると思っています。今、形が全く見えていないから何もやっていないように見えるかもしれませんが、実は、そのようなことが結構ありまして、それに向かって今準備しているところであります。

もう一つは、駅のステーションプラザ、みなみやま観光が、今、本社機能がありますが、あそこを移転したり、それに対しての駅の機能をどうするかともろもろございますが、そういうことも含めて、町としても具体的な検討に入っているところでございます。

そしてもう一つは、会津田島駅に、確かに終着駅はそこになるのですが、もう一つは会津高原の駅、ここも、来られた人たちの受け入れをどうするかということ、そこをスタートとした

体制をどうつくるかということも、今いろいろ検討しているところであります。そんなことも含めて、これからまた各町村にもしっかり呼びかけて、そのようなルートづくりであったり、お互いの協力できるものは協力できるような体制づくりを半年間の中でやっていきたいと、そのように今、準備を進めているところであります。

いずれ、これは来年4月までにはしっかりした体制の中で迎え入れるということが一番肝心でありますので、それはそのようにしたいと思います。

それから、あとはなかなか、確かに私どもの地域として有名な観光地といえますか、そういうところがないのでありますが、これもある意味、今あるものをしっかり活用した中で、そして、将来の地域づくりをどうするかということも町として大きな課題でありますので、これも含めた中で、地域づくり、関係者の皆さん方と話し合いをして、そして、協力していただいて、その将来の資源づくり、観光地づくりを町としては進めていきたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 私も冒頭申しましたように、いろいろな人の意見を聞いて、こういうようなことが考えられるのではないかという形で、その方の意見なども参考にしながらやってきたところがございますので、今ほど、確かに私も、おこなっているように見える、決して何もやっていないという考えは持っておりません。ただ、やはり冬場になる前に形が見えていかないと、ちょっと取り組みとしてはなかなか大変なのかな。あとは、首都圏へのPRが、田島での、南会津のような、そういうような観光客の確保、いわゆる来た方に、ぜひここを見てよと言ったとしても、それは、やはりなかなか大変だなと考えるものですから、それらについて、ぜひお願いしたいと考えてございます。

あと、次の質問に移ります。一応、先ほど1つの散策コースということで、この町内、旧田島町内の散策コースを私もちょっと歩いてみました。そして、私は田出宇賀神社と熊野神社のところが一つの大きなルートの位置づけにもなるのではないかということで、一応その祇園公園と、あと鳴山城址を見てまいりました。そして、祇園公園でございますが、橋が壊れています。さらに、公園内というのは、やっぱり公園をつくってからもう大分たっているんですね。そうしますと林内が、もう木々が大きく育ってしまって、その樹木が光を遮って大分薄暗くなって、なかなか入りづらいなど。歩道も大分壊れているような状態にあります。橋は、話を聞きましたら、今年度中につけかえる予定ということで聞きましたが、やはり光を遮っている樹木とか、あとは歩行に支障となっている樹木の伐採、そして、歩道の補修等の公園内のリフレ

ツシュ工事が必要と感じました。

あと、嶋山城址についてでございますが、ちょうど愛宕山祭礼の2日前で、刈り払いはきれいになされていて、すごく歩きやすくなっています。しかし、林内に入りますと、やはりここも樹木が大きくなって薄暗い状態となっています。観光客が入りやすい、そして、入りたくなるような施設整備は必要ではないのかな。当面、この町内の中で、もう少しほかの箇所も歩く場合は出てくるかもしれませんが、一応それらは必要ではないかと考えます。

そんな形で、ちょっと祇園公園のリフレッシュ工事と、今言いました嶋山城址の樹木の間伐等についてのお考えは、多分、現場は見ているかと思しますので、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答えします。私からは、祇園公園の質問に対する答えをしたいと思えます。

今、議員おただしのおり、この公園もできてから20年が経過しているということで、出入り口3カ所に橋があるわけですが、2カ所については、大分傷みがひどいということで、あと、中央にある橋についても、今、通行どめの表示をして制限をかけているのが実態でございます。

そういうことで、先日も中身を一通り見せてもらって、今の状態ではちょっと観光客が入りづらいというような認識もしていますので、中央の橋については、雪が降る前には何とかしたいなということで、あとの橋関係、あと階段も大分傷んでおりますので、その辺の環境整備をどうするかは、今後検討しながら、予算化できるものは当初予算に反映できればという考えであります。

あと、樹木については、所有者もございますので、所有者と意見交換をしながら、切ってもいいのか、いろいろありますので、樹木については、ちょっと時間をいただければと思っております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 それでは、私から嶋山城関係につきましてお答えさせていただきます。

嶋山城の入り口の部分の石垣周辺につきましては、通年、春から秋にかけて3度ほど草刈り等を実施して、嗽清水まで、あの周辺までについては、しっかり管理をさせていただいております。それから、9月上旬に地区の祭礼がございまして、たまたまことし、私が当番でありま

して、山頂まで何度か上がらせていただいたのですが、それなりに参道の部分については管理をされておるのでありますが、確かに風倒木等があつて、なかなか支障を来すというようなこともありました。今回、風倒木につきましては、当番である我々のほうで処理をしたりしてございますが、あの一帯が県の史跡の指定を受けてございますので、参道を倍に広げるとかということを我々の中で勝手にするわけにもまいりませんので、当然県の文化課とも協議の上で、かなり大きくなって山頂からの見通しも大変、私ども子供のころのイメージからすると随分変わってきているということも十分認識してございますので、県とも協議の上で管理については万全を期していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ぜひ、所有者とか、あとは県のそういう関係があるというのは私も承知しますので、この2つの例として挙げたような、やはり来年、お客が来た際に、すごく印象がよかったなというような感じでの、まさに来た方の印象でしょうから、ぜひそれらについてはお願いしたいと思っております。

次に、南会津町のホームページについて、その関連でございます。このホームページの中に観光情報があります。1つが自然、2つがアウトドア・レジャー、3つが歴史・文化・芸能、4つがスポーツの4分野に分かれていまして、私は全てちょっと見てはみたのですが、その中で、一つの統一した形でホームページの見直し等はいかががかと考えたので、ちょっと考えを述べさせていただきます。

3番に申し上げました歴史・文化・芸能を開きますと、これは、そのホームページの中身が2ページになっています。そして、1番目から、前沢曲屋集落、2番目が廣瀬神社の祭礼、3番目が南泉寺楼門、4番目が長沼氏の墓、そして5番目が旧斎藤家・旧山内家、6番目が旧南会津郡役所、7番目が鳴山城址、8番目が久川城址等々で、写真と施設内容説明の紹介がされている。そして、今度2枚目を開きますと、途中ありますけれども、全部やっていますと時間がなくなってしまいますから、一応最後のほうに出てくるのが奥会津博物館、御蔵入交流館、そして祇園会館、そして最後に祇園祭が紹介されている。

他の、1、自然、アウトドアとか、それらの紹介も同様に、順序はどのような考えのもとに構成されているのかなと感じました。私もホームページは余り見ていないのですが、ただ、これは、やはり旧町村単位でもなく、ばらばらとなっています。やはり観光を売り込むためには、ホームページも見直すことが必要ではないかと考えます。

これは一つの参考事例でございますが、これはちょっと、きのう印刷して持ってきたんです

が、これが「FUKUSHIMA TRIP」。これは、書いてあるものを見てみますと、福島県出身のライターとフォトグラファーが運営する観光情報メディアと紹介されています。そして、県内多くの観光地紹介がされており、南会津町の田島周辺の紹介もされています。題名ですが、「美女と巡る“重要文化財”の宝庫、南会津観光の見どころ」ということで組み立てがされています。会津田島駅において、そして、そこから、会津田島駅がアップされて、その中で載っていたのが、この方は決してモデルではないみたいな人なのですが、会津田島駅の写真が載って、いろいろ中にこういうものがあるよとか、そして、それから和泉屋旅館の外側の紹介がなされていて、その後、国権酒造の門構えが写って、その後、上大屋台の格納庫、そしてそこに、この大屋台の格納庫のところに祇園祭の七行器行列とか、あとは大屋台の歌舞伎の運営とかが載せられています。そしてその後、南会津郡役所の紹介で、これは中がどんなふうになされているかというような、そしてその後、鳴山城址が載って、そしてその後、昼食休憩ということで、柏屋でそばを食べたよとか……

〔「質問は何ですか、質問は」と言う者あり〕

○4番 渡部訓正議員 待ってくださいよ。待ってくださいよ、何ですか。今説明をしているでしょう。

そして、やはりこのような観光案内をホームページに載せることにより関心も高まると考えますが、急にぽっと言われてもあれだと思っんですが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答えいたします。

今ほど具体的事例を出していただいて見直しの必要性についてのお話をいただきましたので、当然町としても、対外的に町の見どころを紹介するにはホームページが一番有効だと思いますので、ページのレイアウトを含めて、掲載内容を含めて検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 説明が長くなってじれったくなったかもしれません。

次に、私は、冒頭申し上げましたように、南会津にはほかにはない雄大な自然、そして、歴史的建造物も多くあります。これらはやっぱり誇れるものだなと考えています。ぜひ、みんなで知恵を出し合って、短時間滞在、宿泊等の滞在などのコース設定をやりながら、そして、それらを首都圏、やはりこれから来るお客様へのPRをし、一人でも多くの観光客に呼びかけ地域振興につなげる必要があると考えておりますが、これらについてはどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろな具体例を挙げて、また、ホームページの件も大いにいただきました。町もいろいろなところはあると思うんですが、案外この中にいると、それが見なれているというか、多少感じ方の違いが出てきているのかなとも思います。いろいろな外部の人の意見も聞きながら、そういうことにしっかりどう対応するかということが、この半年間の残された時間の中での開通一番列車に向かっての対応だと思いますので、それも含めて、地域づくりを本当に根本的にどうするのかの部分も含めて、そして、これから協議して、実際に4月に間に合わせられるもの、それから先のもの、しっかり検討してやっていく必要があると思います。

そうした中で、やはり今、外国の人たちが東京に来て、私たちはビジネスホテルとか立派な設備が整っているようなホテルに泊まってきます。ですけれども、外国の人たちは、昔ながらの本当に1間、2間の、床の間があって、畳の部屋で布団で寝るということが、浅草近辺ですともう3年先ぐらいまで満員なのだと。そのようなこともございますので、私たちのこの地域として、そういうことも私たちとして振り返ったときに、では、どのようなものが本当に魅力になるのか、首都圏の人たち、あるいはインバウンドを考えて、そういう外国の人たちを迎えたときに、どういう体制づくりといいますか対応が必要なのかということをしっかり検討した中で、それに対応していきたいとも考えているところであります。

そういう意味では、ぜひ、地域の皆さんのご協力がなければだめだし、そして、今いろいろな見るところとか、そういうところをお話ししましたが、私は、一番大事なものは、やはり会津田島の駅におりてきてもらった人が、時間帯がいつになるかわかりませんが、3時間も乗ってこられるということで、おなかをすかせて来られるのではないかと思うんです。そうしたときに、やはり田島地区でのおいしい、南会津ならではの食べ物を提供していただくような、そういう対応をぜひこの田島地区の皆さんにお願いしたいと思っています。ですから、それらに対しての皆さん方の研究と、そのサービスといいますか、そういうことをできるように、この残された半年間、開通までは半年間ということではありますが、そこからも継続するわけでありますから、町として皆さん方と一緒にあって、そして、それらに対しての対応をできれば、またしなければならぬと思っていますので、皆さん方にご協力をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今ほど町長から回答をいただきましたので、1番の質問については、以上で終わらせていただきたいと思います。

次に、木質バイオマス燃料の普及について。これは、私が議員になる前から、やはり議会の中でそれぞれの質問があったり、そして、その中で木質バイオマスの普及について、各施設、そして、あとは公共施設等への木質バイオマスの普及を図っていくというような考えが出されて、そのことが循環型社会といいますか地産地消、この中で金が動くことによって地域の活性化にもつながっていくというような形の回答を見てまいりました。

そこからすれば今回の、なかなか今努力をされているという、この前、私らの常任委員会でも、実は舘岩支所から、アストリアホテルのこれからの運用についてお話をしたところですが、これはなかなか厳しい点というか、逆にバイオマス燃料のほうが高上がりで、そして化石燃料のほうが安上がりというのは、アストリアホテルとしても大変だなと。それを、例えばもう少し単価を釣り合うような形にすれば、当然、今度は森林組合のほうが赤字とか採算割れという形にもつながりますが、そういった手だてをやらないと、アストリアホテルでも稼働するということになっていかないのかなと。

先ほども申しましたように、若干割高であっても、地域内で金が循環していくことが地域の活性化にもつながる、これはきのうからきょうにかけての他の方の一般質問の回答の中でも述べられていると思いますので、ぜひ、その点について再度考えをお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

実際にいろいろな、化石にしても木材の価格にしても変動するわけでありまして、これらを具体的に検討しているときは、最初、化石はそこまででなかったのですが、物すごく上がった時期があって、これは絶対的に効果があるなど実際は感じたのですが、そうしているうちに、間もなく化石が下がった、半分ぐらいになってしまったということで、ただ経済的な、ただお金の面だけですればそういうことになりますが、やはり町が進めているのは、自然の環境であったり、あるいは雇用であったり、そして、防災であったり、そしてもう一つは、それに対してのいろいろな事業を町もやっていますから、それらの総合的な判断の中で経済効果がどのようにあるのか、地域に対する活性化はどういう状況なのかということを経済的に、お金にかえられない部分もあると思うんですが、そんなことも含めて総合的な判断が必要となります。

そうした中で、一時的な判断でなくて、これからある程度、一定程度続ける中で、そういう判断も当然その視野に入るわけですが、そうしたことを含めた中で、町としての考え方をしっかり基本的に持ってやっていくんだと。そういうことを町の施策の中でやることをまず基本に考えていきたい、そのように思っています。今やっているところでもあります。

そうした中であって、森のエネルギー創出事業とか、これも町持ち出しがかなり多いのですが、そういうことでいろいろな変換もできますし、そんなことでやっていますし、それからもう一つは、環境を整備することによって、今、地域では有害鳥獣の害が大変多いですが、このことに関しては里山の整備ばかりでは間に合わないかもしれませんが、そういうことをすることによって、やはり我々の生活が守れると。食料も、それから今、周りで野菜をつくっておられる方々の楽しみであったり、健康づくりであったり、収入であったり、大きな影響がありますから、そういうことを守ると。ですから、総合的な効果という中で判断して、継続していく必要がある、そのように思っています。これは、確かにここの部分だけ見れば、高い、安いの話になりますが、総合的な判断をして、継続していきたいと思っています。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ぜひ、町としての方針を確立しながら、バイオマスの活用について、引き続き前向きな検討をお願いできればと思います。

それで、あともう一点は、公共施設というのが、例えば今、南会津会が運営しているホームとか、そういう箇所もあると思うんですが、現状の中で、そういった木質ボイラーの入れかえ等の中で考えられるかと思いますが、それらについての具体的な手だてというのは、今時点ではどの程度進んでおるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

南会津町地域新エネルギーの策定の中でうたわれております公共施設、それから特老関係の福祉施設等について導入を検討するというような形になっておりますが、具体的にはまだ、特老については、町の施設ではなく南会津会の施設ということになりますので、検討していただくという形での話は進められますが、町が主導してというわけにはいきません。

ただ、今般、伊南地域であります窓明の湯の建てかえの事業につきまして、現在、実施設計が進められているかと思いますが、設計を担当しております支援機構のほうに町のほうでバイオマス関係でチップボイラーを推進しておりますので、ぜひ導入に関して検討していただきたいというような形で我々のほうから申し入れをして、現在、検討していただいているような状況でございます。

○五十嵐 司議長 渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 これらは、意識してその更新時期とか、ボイラーを入れていくんだという方針をきちんと確立していかないと、今ほど言った、やはり南会津会の場合も、施設整備

とかそういうときには、当然、これは広域市町村圏の形まで波紋は広がるかもしれませんが、そこは、ぜひ南会津町としてそれらをリードしながら、こういうチップボイラーの活用、それが先ほど町長が回答された循環型社会なり、あとは地域経済の活性化に、間違いなく私は地産地消によってこれはつながっていくだろうと思いますので、ぜひそのところは意識して、これからの導入に向けてご検討をお願いしたいと思います。

以上申し上げて、私の時間はまだあると思うんですが、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 以上で、渡部訓正君の一般質問を終わります。

17番、室井嘉吉君にお諮りします。3時まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。



◇ 室 井 嘉 吉 議 員

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君の登壇を許します。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 議席番号17番、室井嘉吉です。今議会最後の一般質問者ですが、いましばらくの間、お時間をいただきたいと思います。

それでは、今回の一般質問については3点ほど準備をしておりますので、順次質問していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、1点目は、町民の歌の扱いについてでございます。

我が南会津町の例規集を開くと、第1ページに役場の位置を定める条例文が載っております。次に町民憲章、そして町の町章と続き、町の花、町の木、町の鳥が制定され、記されております。本年3月、我が町は合併10周年記念式典を御蔵入交流館において盛大に開催いたしました。その場で南会津町町民の歌「春夏秋冬」が町民の歌として決定、披露されました。この町民の歌について制定とすべきと考えますが、どうか伺います。

次に、2つ目、町の宣言看板などの設置場所についてお伺いいたします。

これまで役場庁舎前に種々の宣言看板などが町民の皆さんにアピールするため設置されてき

ましたが、今般の新庁舎建設との関連を含め、今後どのような宣言の看板を設置するのか伺います。あわせて、これまで新庁舎敷が看板設置の前提であったと思いますが、先ほど来の話にもありますように、来年4月からは新型特急が会津田島駅に乗り入れとなります。そうした意味では、この看板を会津田島駅舎敷に設置して町内外に広くアピールする、こういうことの考えもあろうかと思いますが、この辺についてどうか伺います。

3つ目には、本年度3月、我が町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画が策定されました。この創生総合戦略の地域の産業、雇用創造チャートの中で、本町の林業について修正特化係数が2.366で基盤産業であると、こういう位置づけがされております。しかしながら、雇用力が極めて低いとも分析されております。ちなみに、我が町の基盤産業と言われる修正特化係数が1以上の産業は林業、農業、そして鉱業・採石業・砂利採取業が一つの事業になっているのですが、それとあわせて複合サービス事業、この4つが我が町の基盤産業だと、こういうような分析がされております。

町は、雇用力の弱い林業について、需要面、さらには供給面からの取り組みを進めて森林林業の活性化を図り雇用力を高める取り組みをしていくということをこの総合戦略の計画の中で明らかにしております。まさに林業の活性化に向かって具体的計画が示されていると私は評価をするものであります。

そこでお伺いたします。それは、間伐材を核とした林産業復活プロジェクト事業というものの中で、本プロジェクトについては、間伐材等搬出促進事業とグリーンワーカー育成事業というものに取り組む、これを森林組合が主体に取り組むということになっております。さらには、林産業人材育成事業については、NPOであります森林ネットワークが取り組むと。こういったこの3つの事業を通じて、計画3年後の平成29年度については、木材生産量で2万8,000立米、総生産額で3億3,000万円、そして新規の林業従事者10人というものを目標に取り組みをして、さらに、計画最終年の平成31年度では素材生産量が3万立米、総生産額が3億6,100万円。ちなみに、この総生産額3億6,100万円というのは、平成27年度の穀物類の我が南会津町の売上高に匹敵する額でございます。そういった生産額を目標に、さらには、働く新規林業労働者は15人というところを目標に取り組みをしていくということで、今、既にこの計画に入っております。

この計画に入って、現在取り組みを進めておるわけですが、現時点における、特にこの林業労働者ですね、新規の林業労働者、従事者の取り組み状況というのはどうなっているのか、ひとつお聞きいたします。

さらに、この新規林業労働者の取り組みという中から見えてきた問題点があるのかなのか。あるとすれば、その内容はこういったところが問題なのかお聞きしたいというのが2点目でございます。

さらに、あわせて、これらの取り組みを平成29年、来年6月には外部組織参画者ですね、さらには9月には議会の検証というものもこのチャートを見ると予定がされております。そして、実は私は、議会の立場からすれば、これを検証しろということを言われていますが、今持っている知識で、どこをどう検証したらいいのかということがちょっと頭に浮かばなかったものですから、この検証に当たっては、事前に何らかの私らに対する説明会やら取り組みの中間報告やら、何かかにかこれあるのかな、こんなような点についてお聞きしたい。

以上、壇上からの質問は終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 17番、室井嘉吉議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町民の歌の扱いについて、町民検証、町章、花・木・鳥と同様に制定すべきとおたただしであります。合併10周年記念式典で「町民の歌」として正式にお披露目をさせていただきました。式典を開催いたしました平成28年3月19日を制定日として例規集へ掲載する手続を進めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、町の宣言看板などの設置場所に関する1点目ではありますが、今後どのような宣言の看板を設置するのかとおたただしであります。4町村が合併する際に、各種宣言は、新町において必要に応じて宣言するという事で合併協議会の決定を受けております。現在、南会津町として宣言しているものは、平成21年に議決を受けた「非核平和の町」宣言だけあります。

なお、看板については、新庁舎の外構工事に合わせ設置場所等の検討を進めておりますが、新たな宣言については、今後さらに庁内において検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、特急乗り入れに合わせ、駅舎敷に宣言看板を設置し広くアピールする考えはないかとおたただしであります。各種宣言は主に町民に対して行うものであることから、多くの町民が利用する施設を基本として考えております。現時点では新庁舎の敷地が一番ふさわしいのではないかと考えています。しかしながら、今後行う宣言の内容によっては、多種多様であることも予想されますが、新庁舎を基本としながらも、例えば生涯学習の意味合いが強い宣言であれば御蔵入交流館に設置するとか、宣言の内容を勘案しながら、その設置場所の検討が必要になると、そのように考えています。

次に、新規林業従事者に関する1点目ではありますが、新規林業従事者の取り組み状況はどのおたただしではありますが、森林組合では、間伐材等搬出促進事業で1人の雇用をしたほか、緊急雇用事業等で期間を限って雇用していた作業員の中から、グリーンワーカー育成事業により、新たに10人を通年で雇用しております。

また、林産業人材育成支援事業では、町内の林産業者3社が、この事業を活用してそれぞれ1人の通年雇用を開始しています。

次に、2点目ではありますが、取り組みの中から見えてきた問題点の有無とその内容についてのおたただしではありますが、森林整備は主に夏場の仕事となるため、通年で仕事をするためには、冬場の仕事を確保することが必須となってまいります。

また、補助事業の終了後も作業員の雇用を継続していくため、間伐材を建築用材として販売することや燃料チップの販売先を確保するなど収入を得る方法が課題となる、そのように認識しております。

次に、3点目ではありますが、事業の効果検証に当たっては、事前に事業内容等について説明すべきとおたただしではありますが、この検証につきましては、事業の概要や重要業績評価指標の目標値、実績値、そして内部評価の結果等を事前にお示ししたいと思います。その上でご意見をいただきたいと考えております。

なお、具体的な検証方法につきましては、今後、県の指導なども受けながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 町民の歌については、制定ということで、当日にさかのぼって例規集に記すということですから、了解いたします。

これは通告しておりませんでした。この町民の歌を、事務的にはそういう扱いをすることでいいわけですが、やっぱり広く知っていただくということも重要かと思えます。そういった意味では、キンコンカン、チャイム、キンコンカンにこの町民の歌を活用するということもあわせて考えてはどうなのかということなんです。これは私、質問を書いた後にある人から指摘をされまして、キンコンカンでやったらどうだと。考えてみれば、なるほどな、こんなような状況もありましたので、ぜひその辺の考えについてお聞かせいただければ。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答えいたします。

町民の歌の広い意味での活用ということで、今、チャイムについては、朝の6時、お昼の12時、そして夕方の17時という3つの時間帯で回していますが、この中の一つに使いたいということで、メロディーの加工をちょっと今進めているところでございます。でき上がりましたらば、内部で協議の上、しかるべき方法でチャイムに使っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 今、総合政策課長からそのようなお話がありましたし、ぜひ私もそうしたいと思っていますので、今、準備していますということで、よろしく願いしたいと思います。

そして、現在、町民の歌はなかなか、カラオケというのかな、種類がなくて、ことしだよね、自衛隊の第6音楽隊、交流館で私たちにコンサートを開いていただきました。そのときに演奏されたものが、私たちもとてもいい感じだったので、実は申し込みまして、そのカラオケ、2番までと4番までのものをもらっています。ですから、これは希望者に配布したいと思います。ですから、私もメロディーだけは覚えたのですが、1番の歌詞だけで、あと2番、3番、4番と正直覚えていませんが、そういうことで広く皆さん方にいろいろな場面で歌っていただくような、町としてもその努力をしていきたい、皆さんにも協力いただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 1点目の町民の歌の扱いについては了解しました。

次に、2つ目の町の宣言看板等については、今ほど来の回答からすれば、この新庁舎建設に当たっては、新庁舎敷地内に核廃絶の宣言看板を設置する、こういうことで私は受け取りしたのですが、そういう理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

現在、庁舎建設の本体をやっておりますが、外構工事は別発注になってございますが、その中でその看板設置については現在、検討を進めているところでございます。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 その看板は、私の質問している趣旨の宣言等の看板というのは1本だけだという理解でいいですか。これは確認です。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 それでは、宣言についての広い意味での中身についてご質問いただきましたので、ちょっとご紹介したいと思います。

旧田島町の時代から、庁舎を取り壊すときに看板がありました。そのときに残っていた宣言は、「生涯学習の町」宣言、それから「納税完納と青色申告の町」宣言、「交通安全都市」宣言、それから「シートベルト着用推進の町」宣言でございます。これは旧田島町時代の引き継ぎ、そのまま壊さないでおいたということで、先ほど町長答弁にありましたように、これらの宣言については新しい町で検討するということで、合併時は引き継いでいないということでございます。

それから、これ以外にもきちっと合併調整の中で検討された事項がありました。1つは「生涯学習の町」宣言、これは重複するものです。旧田島町が宣言したものです。それから、旧館岩村が宣言した「自然健康村ヘルシーランド」、それから旧南郷村が宣言した「非核平和自治体宣言に関する決議」、こういったものがあります。今ほど申し上げました3つについては、新町に引き継がないで必要に応じて宣言するのだ、こういう取り扱いになっております。

それで、前段申し上げました旧田島町の宣言、さらには各町村で宣言したものを、これらをもう一度見直しをして、新しい町として宣言する必要があるかどうか、今、各課内で検討しているところでございます。

さらに、これ以外にも新しい町の方向性として宣言するものがあるかどうか、あわせて今検討している段階でございます。中身については、今後、新庁舎ができるときに、基本としては、そこでお披露目をするという形になりますので、3月の議会で議決をいただくような事務の進め方になるかと思っております。ただし、3月の議会でがちがちの状態議員さんにお示しするわけにもいきませんので、事務方としては、できれば12月の議会にあらかじめ案としてお話をし、議員さんの意見を踏まえながら、町として宣言を何にしていくのかということを決めていきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、例規を見れば、例規の中には、核廃絶だけが決議ということで上がっていますよね。あと、そのほか、今ほど課長が言われた旧田島町の宣言やら、旧町村での宣言やらというものは、例規上はないですね。例規上はないと思うんですが、その辺どうですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答えします。

私どもで調べた中身では、まず「生涯学習の町」宣言、これは旧田島町の例規に平成6年6月26日の制定で出ております。それから、「自然健康村ヘルシーランド」については、旧館岩村の例規に昭和59年5月3日で出ております。そして、「非核平和宣言に関する決議」については、平成11年9月17日。これ以外に、町として正式に宣言が行われているのは、議員が今ご紹介いただきました「非核平和の町」宣言、これ1個だけでございますので、これに付随して、さらにつけ加える宣言について、今後検討を施していくということでございます。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ということは、新南会津町での宣言は、決議されているのは1本だけですね。あとは旧のところだから、そういったものを整理して、ことしの12月議会に決議をとるということの手続をとるという理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 12月の段階では議決という形ではなくて、執行部で考えたものを議員の皆さんにお示しをして、その結果も踏まえて3月の議会で議決をいただくというワンステップを踏む必要があると考えております。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 わかりました。そういうことで、ひとつ進めてください。

次に、3点目の関係ですね。これは結局、最終的には森林組合で10人、あと会社3社で1人ずつだから3人、あと、その上に1人と言ったよね。この間に14人の新規林業就労者があったという、現実的にですよ、あったということでいいですか。それをちょっと確認したいんです。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、森林組合の10名につきましては、緊急雇用から通年雇用にかえたというようなことで、顔ぶれは同じなんですけど、緊急雇用といいますと雇用が不安定なものですから、やはり通年にしましょうというようなことで、その10名を通年雇用にいたしました。それから、林産業につきましては、町内の3事業所ですか、それぞれ1名ずつ3名をこれは新規に雇用いたしました。それからもう一名は、森のエネルギー創出事業のほうで1名を森林組合で雇用して、全部で14名ということになっております。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 そうすると、最終年のところの15人というのは、もうばっちりですね。この目標の。極めて結構なことだと私は思いますよ。それは、確かに、これは森林組合ベ

ースに15人ということを考えていくのであれば、これは林業で働いている、請負でやっているところとか、そういうところの人たちを森林組合直雇用ということでやっていけば、15名というのは、本気になって取り組めばこれは可能な数字だなと、私もそういう見通しを持ってこの計画を見ていました。だから、そういう面では極めて結構なことだと思うし、この通年雇用された者の労働条件というのは、やっぱりそれなりに有給の年次休暇があったり、あるいは年に2回ぐらいの賞与があったりというような、我々一般的に考えるサラリーマン的な労働条件というのかな、そんなような労働条件下にあるのかどうなのか、ちょっとお聞きいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今までは緊急雇用でそういう待遇が余りよくなかったのですが、今度は通年ということですので、一般的な待遇というようなことで、ただ、賞与については、現在まだ検討中ということでございます。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 その辺は、そういう深いことは聞くつもりはありませんが、あと問題は、冬場の業務というんですか冬場の仕事というのは、これはどういったものを今時点では準備をされているのかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、冬場の仕事として1つ考えておりますのは、チップ生産ですね。これは冬場でもできますので、チップ生産。それから、最近、都会のほうでまきの需要が結構多いものですから、まき生産ですね。あとは、やはりかなり雪が深いものですから、除雪的なものも覚えていただきたいということで、主にこの3点を考えております。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 チップ生産、まき生産、あと、やっぱり炭なんかもね、炭焼きなんかも私はいいと思いますよ。炭なんかも結構需要があるのではないかと思いますし、いい炭を焼けば、上品なところで使いますから高くも売れますし。そういう意味では、炭焼きなんかも、冬季の仕事とすればいいのではないかと、こんなふうにも考えますので、ぜひ検討していただければと思います。

あと、除雪の関係ですね、私も、これはこれからの地域づくりの中で、林業で雇用した労働者を、冬期間は町道なんかの除雪作業にうまく組み込んで通年雇用ということも、実は私も考

えておりました。そういった意味での除雪という意味なのか、そんな大々的でなく、その辺のちょっとしたところの除雪だと。本来、除雪作業として毎年度位置づけしてやっていくような、そんな大々的なものではなく、ごく細々とした除雪なのだという事なのか、その辺はどうなんでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 これは、町の安全・安心の対策だと思いますので、森林組合とかそういう夏場の事業者ばかりではなくて、実際には、広くは農業法人とか、そういうようないろいろな、冬場はどうするんだという課題を持っている組織があるわけですね。ですから、そういう組織での冬場の課題解決というかそういうことを町としても進めながら、雇用を確保して、町内の安全・安心を、しっかり冬場の対策をするんだというような方向の中でこれを検討していくのが、町の一つの課題かなと。

それで、まだなかなかそこまで進んでいないのが現実なんですけど、森林組合ではないですけど、たていわ農産がそのよう体制をとっていますので、見本があります。ですから、そういうことの中で、町としてもそういう除雪オペレーターの養成とかということをやっていければと思って、そのような意味合いの中で、この森林組合も大きな役割がある、私はそのようにこれからの課題として考えています。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ぜひ、この新規の林業労働者が、本当に夏場は山で働いて、冬場は関連する林業にかかわる部分もやる、これも一つだし、あと一つは、これからやっぱり高齢化して、いろいろ町の機能低下を来す中で、この林業労働者がその補完的な役割を、例えば町の中でいろいろやってくれる。1つには、高齢者になると屋根に上がって雪おろしもできない。そういうところの雪おろしを請け負ってやってあげたりとか、いろいろこれから考えられることがあると思うんですね。高齢化社会を迎える中において。だから、そういうものとうまく抱き合わせで、全国的に、やっぱりこの南会津町では、新規の林業労働者がふえて、その人たちが本当に南会津町の活性化の第一線に立っているぞと。これは全国から大いに見学に来られるような、そんな労働者づくりをぜひ引き続きやっていただきたいと思いますし、これは目標、平成31年、15人になっていますが、それで終わりだということではなく、もっともっと高目なところに計画目標をぜひ置きかえていただいて取り組みをしていただきたいと思うんですね。

農業で言ったらば、これは30人という目標を持っていますね。新規就農者、平成31年度30人というこの目標で新規労働者をやっていくということですから、それだけ広げることは、若

者層がこの町に定着するということにもつながっていくことですから、ぜひその視点ということを中心に頭に持って、この取り組みをやっていただきたいと思いますし、目標拡大もぜひやっていただきたいと思いますが、その辺、事務担当とすればどうなんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

実はこの10名の平均年齢が32.6歳なんです。ですから、今本当に働き盛りでございますから、議員今おただしの様に、林業だけではなくて、その地域に貢献できるような、そういうものは一遍にはできませんから、徐々にやっていきたいと考えております。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 議員の質問の趣旨とはちょっと違うんですが、いろいろ雇用の関係で発掘してきましたものですから、商工観光課長から、今の若者定住の事業、ちょっと時間をください。

○17番 室井嘉吉議員 どうぞ、お願いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今の農林業とは違った意味での支援策を申し上げたいと思います。

議員もおわりの部分もありますが、若者定住応援プログラムという事業を展開しているんですが、ことし3年目ということになります。当初、平成26年度が34名、昨年度が45名、今、平成28年の中途でございますが約30名ということで、合計しますと約80名を超える人間が企業に就職しているという実態がございますので、農業のほうと合わせて、若者定着という意味合いから、うちのほうも、企業向けではございますが、一緒に手を携えながら若者定住の事業を展開していきたいということでございます。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いや、私は15名の目標をアップできないのか、計画変更できないのかという点をお聞きしているのですけれども、その辺はどうなんですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

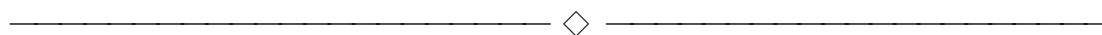
一応目標はあくまでも15名、これはちょっと変えられませんが、現実として、15名にこだわらないで、20名、30名を目標にしてやっていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 了解しました。ぜひ、そんなことで頑張っ、我が町を元気づけるのは林業労働者だ、こういうようなまちづくりに向かってお互いに努力したいとも思います。そんな点を申し上げまして私の質問は終わります。

以上です。

○五十嵐 司議長 以上で、17番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明16日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時54分

平成28年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成28年9月16日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第78号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第79号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第80号 字の区域の変更について
- 日程第 4 議案第81号 工事請負契約の一部変更について(南会津町新庁舎建設事業空調換気設備工事)
- 日程第 5 議案第82号 物品購入契約について(南会津町新庁舎建設事業庁用備品その1(デスク廻り)購入)
- 日程第 6 議案第83号 物品購入契約について(南会津町新庁舎建設事業庁用備品その2(収納)購入)
- 日程第 7 議案第84号 物品購入契約について(南会津町新庁舎建設事業庁用備品その3(会議室)購入)
- 日程第 8 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 報告第 6号 平成27年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第10 報告第 7号 平成27年度南会津町継続費精算報告書について
- 日程第11 議案第85号 平成27年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第86号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第87号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第88号 平成27年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第89号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第90号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第17 議案第91号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 議案第92号 平成27年度南会津町水道事業会計決算の認定について

日程第19 議案第93号 平成28年度南会津町一般会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第94号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第95号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第96号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第97号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第98号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第99号 平成28年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第26 委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
追加日程第1 議員派遣の件について

追加日程第2 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員

16番 星 登志一 議員

17番 室井嘉吉 議員

18番 五十嵐 司 議員

欠席議員（1名）

15番 阿久津 梅夫 議員

説明のための出席者

大宅 宗吉	町 長	渡部 龍一	副 町 長
星 英雄	教 育 長	湯田 文則	総務課長
渡部 正義	総合政策課長	居倉 雅彦	税務課長
梅宮 昭広	住民生活課長	渡部 浩治	健康福祉課長
渡部 徹	農 林 課 長	相原 盛隆	商工観光課長
阿久津 弘典	建 設 課 長	野中 英昭	環境水道課長
穴戸 英樹	会 計 室 長	五十嵐 小一郎	農業委員会 事務局 長
芳賀 美恵子	学校教育課長	星 不二夫	生涯学習課長
長沼 豊	館岩総合支所長	星 正信	伊南総合支所長
馬場 宗一	南郷総合支所長	木下 光廣	監 査 委 員

事務局職員出席者

馬場 秀成	事 務 局 長	齋藤 二郎	事務局 長補佐
-------	---------	-------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、15番、阿久津梅夫君であります。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡単明瞭に質疑されるようお願いします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎発言の申し入れ

○五十嵐 司議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 おはようございます。

事前に配付してございます平成27年度事務報告の一部に誤りが発見されましたので、おわびを申し上げ、その訂正内容をご説明申し上げます。

なお、訂正方法につきましては、この後議長の許可をいただいて、職員のシールの貼付によ

って訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、事務報告をごらんいただきたいと思います。

事務報告の234ページをごらんいただきたいと思います。

234ページの大きい2番、観光施設の管理運営のところでございますが、これに関連する表のうち南郷スキー場の表でございますが、まず、平成27年4月の欄を削除させていただきます。次に、月別の行の平成26年12月の欄を平成27年12月に、さらに平成27年1月、平成27年2月、平成27年3月のそれぞれの欄を全て、平成27年の箇所を平成28年に訂正させていただきます。

以上、訂正内容をご説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。大変申しわけございませんでした。

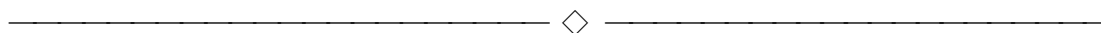
○五十嵐 司議長 ただいまの総務課長説明のとおり、議案の附属資料の一部訂正についてご了承願います。

暫時休議します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○五十嵐 司議長 会議を再開いたします。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第1、議案第78号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第79号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第2、議案第79号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第3、議案第80号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第81号 工事請負契約の一部変更について（南会津町新庁舎建設事業空調換気設備工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第82号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第82号 物品購入契約について（南会津町新庁舎建設事業
庁用備品その1（デスク廻り）購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

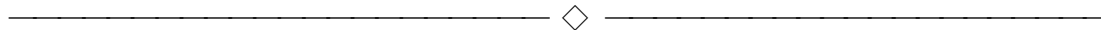
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第83号 物品購入契約について（南会津町新庁舎建設事業 庁用備品その2（収納）購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

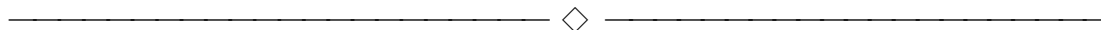
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第84号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第84号 物品購入契約について（南会津町新庁舎建設事業 庁用備品その3（会議室）購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第2号の質疑、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。

◇

◎報告第6号及び報告第7号について

○五十嵐 司議長 日程第9、報告第6号 平成27年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について及び日程第10、報告第7号 平成27年度南会津町継続費精算報告書についてを議題とします。

本件につきましては、これから審議に入ります平成27年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計に係る決算承認に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

報告第6号及び報告第7号は、次の議案第85号以下各会計歳入歳出決算の認定についての審議と合わせて質疑することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、報告第6号及び報告第7号は、議案第85号から議案第92号までの各会計歳入歳出決算の認定についての審議とあわせて質疑することにします。

◇

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第85号 平成27年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、前段に質問事項のページ数と事業名をお願いいたします。

それでは、これから質疑に入ります。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 私のほうから2つほどで、住民生活課と監査委員の方にお尋ねしたいと思えます。

まず1点目でございますが、事務報告の69ページでございます。その中の交通安全、③の各啓発活動という中の交通安全パレードという部分がございます。それで、なぜ交通安全パレー

ドをお聞きするかといいますと、本日間もなくヨークベニマルから交通安全パレードがスタートするかと思われませんが、この中で、この母体となるものは交通安全対策協議会ということで、住民生活課が事務局でございまして、会長は町長でございまして。そういった中で、こうした議会中の中で、きょうに至ったパレードの期日の経緯をまずお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○梅宮昭広住民生活課長 答えいたします。

本日10時15分からだと思いますが、パレードを予定しております。今回のパレードにおきましては県警の音楽隊が参加するという予定になっておりまして、その時間帯が、到着する時間帯を考慮すると、10時15分というような設定になりました。昨年ですと議会開会前9時ごろから開会というような形で、開会には町長出席間に合っていたんですが、今回はそのような事情で時間が議会の開会后ということになりましたので、交対協会長としては出席できないというような状況になりました。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 各団体等の予定もございましてその点はわかるんですが、この議会中というようなことで、会長が町長という名で文書が各団体にこういうふうに来ているわけがございまして、やはり、たまたまことしは専決処分がなく皆さんほっとしているところがございますが、昨年度のときに町長が交通事故ゼロを目指すんだという意気込みの中で、皆さんに答弁しているわけがございまして、やはりこういった意識改革の中で、どうしても今回みたいなように日程が調整つかない場合は別ですが、やはり町長が朝出席できるような日程で、こういったパレード活動等をお願いしたいなという次第でございます。

また、こうした中で、運動月間ということでこういったパンフレットを配布されるんですが、今、新庁舎が建設している中でございまして、新庁舎ができましたら、ぜひ交通対策の本部でございまして、垂れ幕等も交通安全週間だよという意識を皆さん持っていただいて、また、住民も役場を見たときに、あ、交通安全週間なんだなという意識を持ちますので、ぜひそういった部分の中で意識改革に臨んでほしいと思っております。どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私の方からお答えいたします。

議員おただしのおり、大変そういう意識改革は重要でありまして、さきに町長が議員の皆さんに申し上げているとおりでございまして、現在も課長会議等々で、町長からその部分につ

いては厳しく課長会議で言われておりまして、課長からも各課員のほうには交通安全と交通事故ゼロということで、意識の掲揚を図っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思いをします。

なお、庁舎につきましては、現在ステーションプラザ等に垂れ幕等々いろいろなものを実施しておりますけれども、新庁舎でもそのようなものができるかどうか、今やっておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思いをします。

なお、本日のパレードでございますけれども、大変議会と重なったということで申しわけございませんが、年間を通して町長は非常にいろいろと行事等々多数に、また多岐にわたりますので、なるべくかぶらないようにということで日程調整はしてございますが、やはり一つ一つの、住民課長申し上げたように事情も当然出てまいりますので、極力かぶらないようにスケジュールの調整はしておりますが、その辺はご理解をいただきたいと、そのように思いをします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 ご多忙なところでございますが、やはり、まず私たち議員は専決処分専決処分ということで昨年やった経緯もございまして、ぜひできるだけ町長、もしくは町長が出席できなければ課長の方々が出席できるような、ぜひ日程をお願いしたいと思いをします。

それでは、続きまして監査委員の方にお尋ねしたいと思いをします。

監査の審査意見というものが配られておりまして、これの一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見についてということで、5ページをお開き願いまして、5ページの一番下でございます。出資による権利についてという報告がございまして。その中で、状況の中で公益財団法人尾瀬保護財団に対して600万円の出捐金があるが、出捐証書等の出捐確認資料が保管されていないという報告がございまして。これは昨年の報告書を見ますと、昨年の報告書には記載されておられません。ということは、ことしに入ってなくなったということでございましてでしょうか。

○五十嵐 司議長 代表監査委員。

○木下光廣監査委員 今回の決算審査の中で、財産に関する調書というのが提出されておまして、その中の現物、現物というのは株式があるとか株券があるとかというのを、今回、今年度27年度初めてチェックいたしました。今までは現物のチェックはいたしておりませんでした。今回初めてチェックした中で、この出捐金に係る確認資料がないということで、一応このように指摘をいたしました。

その後の調査の結果、尾瀬保護財団ではこの出捐証書は発行していないということは報告を

受けております。調査したのは今年度でございます。監査のほうは抽出監査というのが一般的でございますので、全てを毎年度やるということではありませんので、重要なものを毎年度抽出して監査を行うようになっていきますので、この出捐金等の現物の監査は、27年度初めて実施いたしましたところでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 今年度初めてということでございますが、この出資による権利の表を見ますと、今まで合併してからになるかと思いますが、8億7,000万円ほどの出資金と出捐金があるわけでございまして、これは出資金・出捐金というのは、言ってみれば寄附金というようなことで、財産には上がっているんですがお金のない財産ということの、私認識をしております。

という中で、8億7,000万円も寄附金をしていながら、今年度は動きがなくて、中間ゼロ・ゼロになっておりますが、昨年は森林組合の合併等で動きがあったようでございますが、そうした中で、確かに寄附金とはいえ、現物のないお金ではございますが、これは毎年こういったものを見るということはできないのでしょうか。

○五十嵐 司議長 代表監査委員。

○木下光廣監査委員 毎年見ることは可能だと思いますが、動きがあったときには動きのあったものをきちんと見たいと、このようには考えております。資料としては非常に莫大な資料がありますので、その中から何を見るか、監査委員の3人の合議の中で決定しております。資料としては、この審査報告書に書いてあります関係書類というのは、こういった別紙で担当者のほうに提出を依頼していますが、資料としてはたくさんありますので、全てを毎回見るというわけにはなかなかいかない。

関係書類も2年に1回とか3年に1回になる可能性も高いのもありますので、全てを毎年見るというのはなかなか難しいのが現状であります。限られた人数と限られた時間の中で我々監査をしているということをひとつご理解いただければと、このように思っています。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 毎年見るのということでございますが、今この項目の中で、動きがあった部分に関してはやはり今後見ていただいて、私どものほうに報告願いたいなと思っております。と申しますのは、今まで8億7,000万円もの寄附金をしていると、言い方はあれですが、

出資金・出捐金をしているというようなことで、これは言ってみれば住民からの税金をいただいて、それを出資金・出捐金にしているわけでございます。

というようなことで、こういった部分に関しては8億7,000万円もの10年間で寄附をしているというところがございますので、ぜひそのところは動きがあれば今後見ていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 代表監査委員。

○木下光廣監査委員 はい、議員のおっしゃるとおりでございます。動きがあれば、当然我々も見たいと思っています。動きがあるものについては、今後その辺を徹底して見ていきたいと、こういうふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうですね。私も昨年はなつたばかりでよくわからなくて、よく見ましたら、昨年は先ほども申しましたが、森林組合等の合併等で動きがあったというようなこともございますので、今後、こういった団体等がありますが、これは累積でございまして今までの部分でございまして、昨年度動きがなかったということになるんでしょうが、次年度等からよろしくお願ひしたいなと思っております。なお、こういった部分は報告がないとなかなかわからない部分もございますので、ぜひ適正によく見ていただくことを願ひます。

以上で終わります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私から3点お願ひしたいと思ひます。

1点目は、職員の出勤に関する事項について。2点目は、事務報告から2点ほど、27ページ、総合戦略推進管理指導委託事業に関する事項について、それと41ページ、空き家対策事業について。

1点目から質問させていただきます。内堀福島県知事、イクボスの育成というようなことで、県職員に対して男性職員に対して、育児休業を積極的にとってはどうかと。30年後を見据えたときに、社会の常識が変わっているというようなことを見据えて進めていらっしゃるようです。そうした中で、平成27年度南会津町の職員の中で、男性職員で育児休業をとった者がおるのかいないのか、お聞きしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

平成27年度中ということでございますが、該当者はございませんでした。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 わかりました。

2点目です。国がただいま推進しております女性活躍社会ということで、女性活躍推進法というものを制定したようです。それに基づきまして、町では今後現状把握ですとか行動計画を立てるような、そういった法律になっているようですけども、現在の進行状況というのを伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

その計画につきましては、県のほうからも以前から指導がございまして、本年3月31日をもって計画は策定済みでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 女性活躍社会を推進するということは国全体の合意事項かと思うんですけども、町として、やはり女性が活躍するためにはどうしても子供を産むということは非常に大きな、家族にとっても大きな出来事です。そういった中で、南会津町として今後人口を減らさないために、または若い人が帰ってきてもらうために、女性が活躍するために、役場がある程度そういったことを推進するかしないかというのは大きな、若者にとっては大きなことかなと思います。そういった意味で、町としてこういった育児休業を推進するかしないかについて、現在の意向はあるかどうか伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

育児休業については、年々少子高齢化という中で制度の見直しがされておりまして、かなり3年間という長い期間育児休業がとれるということで、女性の方は育児休業を現在、かなりそれを利用されているという現状でございますが、男性についてはまだまだ周知ということもございまして、とりづらいという部分もあるかもしれませんが、現時点では先ほどご答弁申し上げましたように、かつて男性がとったという事例は全くございませんが、今後庁内の中で、ぜひ議員おただしの部分についても検討させていただいて、男性も育児休業をとりやすい職場環境をつくってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 私も子育て、小さい時期は終わってしまいましたが、やはりそのときに妻ともよく責められたことがございまして、何で男性はとってくれないんだと。私がやらなくてはならない理由は何かということ、個人情報ですが暴露してしまいましたが、そういったことがありました。

恐らく、今の若い人の中にもそういったことはあるんだろうと思います。そういった生きやすい社会をどうやって構築していくかという中で、家族の問題って非常に大きい。核家族化も進んでいます。そうすると、どうしても妻か旦那さんがやらなくてはならないというような現状がございまして、そういった意味では、これから南会津町がどういうそういった育児の考え方を持つのかという部分、知事がおっしゃるように30年後変わっている、そういったことを長期スパンで考える必要もあろうかと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

次に移ります。ページ27、企画政策事務一般の中の（7）総合戦略推進管理指導委託事業に関する事項におきまして、昨年度、施策評価会議、経営会議、事務事業成果優先度研修会、そして事務事業評価研修会、さまざまな事業を実施されました。事務報告の中には実施いたしましたというような報告になっておりますが、成果という部分、こういったことで指標を出してらっしゃるのか伺いたいと思っております。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 答えいたします。

昨年度、町のまち・ひと・しごと創生総合戦略なるものを策定をするということで、この計画には、成果指標をしっかりと決めてそれを今後検証していくんだ、PDCAを回していくんだというのが国のほうの指針でもございますし、町もそれにのっとり、それぞれこれまで計画をつくってきたわけがございます。

その計画を、成果指標を定めるに際して、今回はこの団体にノウハウをお借りしながら、成果指標を積み上げをしてきたと。内部の作業では、施策マネジメントシートなるものを各課から出していただいて、複数関係するところは複数課から出ていただいて、それを一つ一つ中身を精査をしながら、この施策はどういうふうに動かすべきなのかというようなところを積み上げてまいりました。これは振興計画の今後のまちづくりのあり方を示す一つのやり方なんだろうと思います。

今後は、こういったものを町の予算編成の指針になれるように、関係各課が連携をして一つの目標に向かっていくという面では、非常にわかりやすく、見えやすいものだというふうにご覧いただいておりますので、そういう面では非常に効果があったのかなというふうにご覧いただいております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 大きな成果があったということで、ご努力の賜物だなと思います。非常に仕事のやり方、決算からいかに反省を踏まえて今後の予算編成に持っていかと、非常に大事な作業でありますし、今大事な時期にあらうかと思ひます。そういった中で、そういったことをしっかりと検証しながら進めていくのが大事かと思ひます。

そういった中で、その結果について公表するとか、そういった部分に関してはどのようなになっているでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 結果の公表は、まず一つは、昨日室井議員から一般質問もいただきましたけども、やはりその成果指標がどういふふうに動いて、その結果がどうなったというその部分も、当然議員の皆様を初め明らかにしていく必要があるというふうに感じております。

まずは、町に振興計画審議会なる組織がありますので、そちらのほうに内容をお示ししながら、成果指標をどういふふうに動いているのか、そういったものを今後点検をしながらやっていくというふうなことで考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 公表されるということですので、ぜひ随時進めていただきたいと思ひます。私はこの事務報告を拝見したときに、分野を横断的に各課を横断して評価する、判断するということだったので、非常に評価しています。そういった視点は非常に大事ですが、ただ、やはりわかりにくいという部分もあらうかと思ひます。最終的な段階においてセクショナリズムが働いて、どうしても最終的な目的を達成できないという部分、どうしてもジレンマがございますので、ぜひそこについても徹底して進めていただきたいと思ひます。

3点目に移ります。ページ41、7、空き家対策事業についてです。危険空き家等除却事業補助金、そして(1)の空き家等の適正管理についてという部分で、非常に進展があったなと思ひます。全国的にも問題になっていることではありますけども、町民の中で区長さんを中心に、それぞれの区単位で問題を認識して、じゃ、どうしたらいいだろうと、具体的に手段ができて達成された、大きな成功事例だと思ひております。

そんな中で、どうしても残念な、なかなか難しい部分も出てきております。そんな中で1点、私、ソフトボールを一生懸命やっているんですけども、その中で、びわのかげソフトボール場の土手脇にある危険空き家と言っているんでしょう、火災のあった施設であります。これまでも議会でも何度か、どうなっているんだということがありましたが、現在の状況はどうなってい

るか伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 危険空き家についておただしをいただいたところですが、びわのかげにあります火災の災害廃棄物といいますか、そういう捉え方でおりますので、危険空き家という認知はしておりません。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そうしましたら、空き家対策ということで私質問しましたけども、どの分野でどのような対処を、方法があるのか、役場としてどのように考えてらっしゃるのか伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員おただしのとおり、火災発生時から今まで相当数経過している物件だと思っております、その物件に関しましては空き家対策事業からは外しているというふうに、町では統一見解というか、にしております。

その中で、建物の土地の所有者は町で、上物がいわゆる競売物件で、競売にかけられたものを取得した人が明確におります。そこに関して、いわゆる土地の所有者としての、利用されていない物件があるので、町としては早急に撤去していただけないかという働きかけはしております。

しかしながら、現実には動いておりませんので、所有者の意向としては、競売物件で一定程度投資をしている。投資をしたものを回収するというのが、一つの経済的な考え方からいうとそういう意向があって、その辺で町の考え方と所有者と折り合いがつかないというのが現状だというふうに認識しております。

ただ、それは時間が経過していて、いろいろな複数の要素も途中にもいろいろありますので、今後も諦めているということではなくて、町として何らかの解決手法がないかということは、随時検討していきたいというふうに考えております。

それから、前回の議会でも関本地区で火災物件があって、同じようなご質問がございます。これについては土地・建物ともいわゆる金融機関が差し押さえをしているという、所有者が金融機関にあるということで、これまた町が働きかける相手方がまた違う次元でございまして、町としてはこういう状況にあるので、何とか近隣の人たち、景観上も生活上も阻害、危険度がないように、適正に建物の管理をお願いいたしますという立場でしか、今現在町は入れており

ませんので、そこはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 びわのかげ運動場に関しては、今回も駐車場を整備するという、それと震災以降、びわのかげと、かつて旧田島町の皆さんが夢を求めてつくられた施設が生きてきている状況、ソフトボール大会しかり、いろいろな大会が南会津町に持ってこられて、多くの経済効果を生んでいることは周知の事実かと思えます。

そんな中で、ぜひ景観上もああいったところがあると、どうしても印象が悪いということが言えるかと思えます。多くの声も伺いますので、ぜひ早急に対処していただきたいというのが本音ではありますが、相手方もあることですので、ぜひ柔軟に、そして粘り強く交渉していただきたいんですが、例えば経済的な効果というか、先ほど経済上の理念、考え方の中では競売物件なので、自分で買い取ったので、何らかの効果を出すまでは処分できないとか、何らかのことはあるんだろうと思うんですけども、例えば町で買い取るとか、そういったことまでは交渉の中に入っているんでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 今までも、危険空き家について超法規的といいますか、町の決断で壊した物件もございます。そういう視点からいけば、今議員おただしのような手法も一つとして、全く考えられない手法ではないというふうには認識しております。しかしながら、公金を、いわゆる町として仮に固定資産を買う場合は、その基本的な目的が必要になってまいりますので、そういった制限もあるということも踏まえながら、いろいろな手法を模索してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 当然そうですね。大きな目的がないところに、ただそれがあるから町で税金を使ってということはありません。したがって、やはりびわのかげ運動公園全体を、今回も駐車場を広くしましたが、そういった意味でやはり計画が大事だと思います。せっかくあの辺も町有地になっているようですので、ぜひ長期的な、住民がレクリエーションであったり健康増進のために使用できるような環境をつくっていただきたい。まずはそういった計画づくりが大事かと思えますので、ぜひ検討いただきますようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、事務報告のページ197（5）、ページ245、6の（1）（2）、ページ251②、それから歳入歳出決算認定の基金運用状況等の審査意見書の5ページの（2）について、順次質問をさせていただきます。

まず1点目ではありますが、たかつえカントリークラブの入り込み状況が記載されておりますが、町内・町外者の割合というのはどの程度なのか、お示しいただけますか。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 お答えいたします。

たかつえカントリークラブ、27年度の入り込み実績としまして、年間1万708名ということになっております。こちら郡内者の内訳としまして、この数字のうち郡内者が4,590名、郡外者が6,118名となっております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 4割程度の郡内者ということは、町内者も3割以上がいらっしゃるのかなという思いをしております。観光施設としての運用でありますけども、これだけ町内者もここを利用している。そして、近年問題となっております認知症とかの予防に、有酸素運動をしながら頭を使う、計算を使う、これが認知症を遅らせたり予防にすごく効果があるということが医学会で発表になりました。

ですから、福祉施設としての位置づけとすれば、65歳以上とか、収入にも応じる区分を設けたほうがいいのかもかもしれないけど、もっと利用しやすいような状況にすると、認知症予防効果、これはもう的確に出ていますから、歩きながらヤードの計算をする、勾配の計算をする等々することが、非常にいいと。

ただそのことだけを机で考えてはだめで、有酸素運動、歩きながらとかというのがすごい効果というのが、今新たにわかったので、ぜひその辺も含めた中で、福祉としてできるかどうか検討していただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

議員ご承知のとおり、今までもいわゆる町民の広場といいますが、たかつえカントリークラブ、ゴルファーだけでなく、いろいろな意味でグランドゴルフの開放であったり、あるいは今おっしゃるとおり、それぞれの団体の散策の利用であったりお昼の食堂の利用であったり、または温泉の開放であったり、さまざまな取り組みをゴルフ場の指定管理者にはお願いしてき

ております。今言った、いわゆる健康上の視点に立った利用がどういう企画が有効なのか、そういうものは検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

続きますて、245ページのスクールソーシャルワーカー配置事業、その前に5番のところに表がございます。この表を見ますと、先日一般質問の中で発達障害児についての割合をお聞きしたときに3.1とありましたが、学校ごとに13学級とか6学年で7学級とかいうところがあると、支援学級がこの中には含まれていると書いてあるんですけど、この学校ごとの発達障害と認定されている割合、学校ごとにわかれば、その3.1のもととなったものを示していただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えいたします。

学校ごとの数字はただいま持ち合わせておりませんが、小学校ですと、中学校ですとというような返答はできるんですけど、それでないほうがよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 小学校の部分はの間示していただいた3.1という数字だと思うんですけども、ただ、3.1がどう、いろいろなところで調べてみても少な過ぎるというような気がしているんですね。文科省の全国の学校からの集計で6.5というのが出ているのに、3.1というのは少な過ぎるなということで、どここの学校で、学校ごとにそれは、この間も認知度が違うというようなことが感じられたのでお聞きをして、今数字がないとすれば、その部分は仕方がないと思ひます。

それでは、6のスクールソーシャルワーカー配置事業、この点について、(1)(2)の違いをまずお聞きしたいと思ひます。活用事業と緊急派遣事業ですね。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 お答えいたします。

スクールソーシャルワーカー配置事業というのは、町独自で行っております。スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業というのは、県で支援をいただいております。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 これは人件費なのだろうと思うんですけども、町で支援学級等々に配置をしている人件費、そして、県でお金を出して配置できたという理解でよろしいですか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

議員のおただしのとおりです。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、先ほどの学級ごとの3.1を出すときには、学校ごとのやつを集計して行って、最終的に七百何人という小学生、771でしたか、その中での割合を出したんだと思うので、わかることはわかると思いますので、ぜひ後で数字をお知らせいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

すみません、資料を持っておりましたので、お答えさせていただきます。見るところを間違えました、すみません。

田島小学校が3人、田島第二小学校が8人、桧沢小学校が1人、荒海小学校が4人、館岩小学校が2人、伊南小学校が1人、南郷小学校が3人、以上で22人になります。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 田島小学校さんが、児童数が288で3ということは、約1%ということですね。ということは、ほかのところと比較しても非常に少ない。それは見つけるということではなくて、しっかりとした認知、理解、これが、これはこの前教育長が答弁されたとおり、親の了解が得られないと児童相談所なりの審査、病院等の審査ができないということだと思んですけど、そこに行くまでの手段、ぜひ検討していただきたいと。客観的事実、この前も申し上げましたけど、それがないとやはり保護者の思いだけだと、どうしてもこういう結果になるのかな。

ただ、単純に二小の場合だと104人の中に、これは4%ですね。4%じゃない、104人で8人だから8%ですね。ですから、この辺が、ちょっと全体で平均した場合にして、全国平均の半分しかないということは、ちょっと認識度が違うのかなというふうに思いますので、ぜひその辺、さらに精査していただきたいなというふうに思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 今お話のあったとおり、数字のばらつきは、実際の数字が本当に認識の低さかというのは、断言できないところではありますが、子供たちを十分に把握して、みんなで

よりよい成長を促すというのは大切なことかなというふうに思いますので、ぜひ教育相談や、あとSSWやスクールカウンセラー等おりますので、教育相談を充実させまして、そういう子のケアに当たっていきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、251ページの②の部分です。奨学資金の償還状況についてでありますけれども、現年分は95%の収納率ですから、問題ないというふうに思いますけど、過年度分が27.7%というのは、非常に低いなというふうに思います。

それで、この償還金を全額償還し切る年度が過ぎているというような、長期にわたって滞納し続けている最長のところというのはどのくらい、もうやっていないのか、わかれば聞きたいと思います。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

今、年度については資料を持っておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それらの方はいらっしゃるんだと思います。もう期間が過ぎていて対応してくれないと。それは当然今連帯保証人制度があると思うんですけども、その連帯の保証人に催促をして、なおかつ応じてもらえないのか、その催促等はしていないのか、その辺はどうですか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 答えいたします。

現在のところまでは本人のほうにやっておりましたので、これでは未納額がふえる一方という傾向にありますので、本年度からは現在検討しておりますが、連帯保証人のほうにもご協力をお願いしたいというふうに、前向きに検討しております。ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、審査の意見書のほうの中で、監査委員にお尋ねするわけではないんですけども、未登記物件の整理について、年々監査の指摘等々の影響もあってか、かなり減ってきました。

以前、登記できない物件を購入する考え方について、登記できない物件は町で買うべきではないだろうと申し上げたときに、今の総務課長ではありませんでしたけども、今後も町で必要であれば登記ができないと思える物件でも、購入するというのをこの議場でおっしゃいまし

た。今、その考え方はどうですか、踏襲されているのでしょうか。今はそういうものは、もう全国的には、登記できない物件は、東京なんて買ってはいけないというふうになっていると思うんですが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

現在、私総務課長になって5年目でございますけれども、基本的には登記のできない物件については購入しないという、そういうスタンスで来ておりますので、今のところは1件もございません。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 それでは、その下の出資による権利について、先ほど、これはこの中身ということよりも、先ほど1番議員が質問の中で、出捐金・出資金、寄附金同等の扱いというような話があったので、これは出捐金の場合は南会津町の農業公社でしたか、町に戻ったとかありますよね。寄附と出捐とで、同様に考えていいものなんですか。ちょっとそこを説明していただけますか。

○五十嵐 司議長 会計室長。

○宍戸英樹会計室長 お答えします。

出捐金につきましては、自治法上は公有財産の権利が発生するという立場で、地方自治体の場合は考えますが、出捐された相手方、さまざまな団体であったり法人格の方たちにとっては、いわゆるこれはいただいたものという、寄附金の認識が強いようで、全国的にはやはりそういった認識の違いで、多少のトラブルではないでしょうが、考え方の違いは世間一般的にはあるというふうには聞いております。

私の個人的な見解では、出捐金については出捐証書が1枚町に残されているのみでございますので、株券のように一枚一枚証書があるということではございませんので、出捐先の財団等が統合されるとか解散されるとか、そういう場合には、過去に出捐したものについての所有権というのは、ほとんどこれまで無効になってきているというような事例が多いようでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 出捐金に関しては今説明いただきましたが、先ほどは出資金・出捐金というふうにして質問を求められたところがあったので、出資金に対しても今と同じような考え方でよろしいのでしょうか。出捐金も、今聞きましたけど、館岩のたしか農業公社から農

産になるときだったのかなというときに、精算して町に戻ったという経緯があると思うので、それは認識として、当然そういうことが起きるまでは使えばなしだから、もらったものだよというような解釈なんだろうというふうに思いますけど、それは戻ってくる可能性もありますよね。そういうこともあると思うんです。

出資金でそういう扱いというのは、出資金の場合は、町の会社に対して100%とかと出資したものを戻すということがないから、これもその会社に対して寄附をしたというような捉え方で、考え方としていいのかどうか、出資・出捐、その部分でちょっと違うのかなというふうに思ったものですから、もう一度その出資の部分についてお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 会計室長。

○宍戸英樹会計室長 お答えいたします。

財産に関する調書の7ページ、出資による権利の表、ここにさまざま記載されておりますが、この中で出資金というふうになっているものの中には、例えば会津ふるさと基金出資金、それから南会津地方ふるさと市町村圏の出資金というように、現在出資されたものがきちんと基金、定期預金という形で金融機関のほうに積み立てられているものもございますし、そうではなく、出資先の運営資金にもう既に使われているというようなものもございますので、一概にこの言葉だけで出資金だから残っている、出捐金だから残っていないとか、そういう区別はちょっとできないものと思います。出資先の団体の運営状況によって、さまざまなケースがあるということでご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 4点質問をいたします。全て事務報告から質問をいたします。

1点目、ページ25ページの定住対策プロジェクト事業について。2点目、ページ110ページ、アスパラガス茎枯れ病緊急対策事業について。3点目、ページ214ページ、窓明の湯新築基本構想策定について。最後4点目、ページ234ページ、ビューポイント関連について。4点について質問をいたします。

初めに、1点目の定住対策プロジェクト事業について質問をいたしますが、最近、この前テレビでもやっておりましたが、非常に若い人が田舎で生活をしたいということで、非常に田舎回帰が強いという報道がされておりました。それで、27年度の実績があれば、居住地は4地域あるわけですが、どの辺に居住されているのかについて伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 定住対策プロジェクトの実際に定住している先について、町内どの辺に居住されているのかというおただしでございますが、具体的に定住として動きがありましたところについては、一つは永田地区、これは1所帯4名でございました。それから、もう一つが、これは二地域居住でございますが、木伏地区にお1人の方、それから川島地区に、こちらも二地域居住で入ってきております。

それから、中荒井、こちらも二地域居住です。それから、丹藤、これがことしの5月でございましたが1所帯ということで、27年度については4件、そして28年度、今8月末で動きのあるものは2件ということで、合計6件ほど動きがございます。

それで、質問の中にもありましたように、田舎暮らしを希望されている方というのは非常に多くて、町のほうの空き家バンク等の動きを随時チェックしている方もいらっしゃいますので、総合政策課の業務としてはその分の業務がふえているのかなというふうに感じております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 実績6件ということで、非常にいいなというふうに思います。それで、この二地域居住も含めて来られた方のケアというのは、十分にされておられるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 お答えいたします。

当然、定住されまして仕事に伴う分については、その部分のご相談もしていかないと定住に進まないということでございますから、そういった部分の仕事に対する手あて、アドバイスだったり一緒に探すだとか、そういったことをやったり、あとは集落単位で、やはり集落になじんでもらわないといけないということで、集落のつなぎをやったりということで、この部分が非常に重要な窓口だというふうに思っておりますので、今現在、その部分をもっともっと強化するように、総合窓口として相談を受けて、仕事も考えてあげるし、住まいのほうも考えてあげると。それから生活のサポートもしていくよというような、総合相談の窓口をつくってきたいなと、このように考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 今課長が答弁されたように、そのところが一番重要だなというふうに思っております。テレビ放映の中でも、やはり集落に非常になじんでいって、移住してきてよかったなというようなコメントがありましたので、ぜひ南会津町もそういったことが、来ていただけるようなことで、ぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、アスパラガスの茎枯れの件でございますが、非常に成果は上がっているなというふうに思うんですが、具体的な成果と今後の事業展開、これからどうしていくのか、継続でずっとやっていくのかということ、それに関連するんですけど、アスパラ農家が増加していくようなことで進められているのかどうかについてお伺いします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

アスパラガスの茎枯れ病につきましては、議員もご承知のとおり、主に雨関係で種々の病気が発生するというようなことで、一応アスパラガスは町の重点振興作物になっておりますので、町としてもそれなりの支援をしているわけでございますが。

この茎枯れ病につきましては、一通り3年間というような期間を設けまして、25、26、27という形でやってまいりました。その中でももちろんそれなりの成果がありましたので、一旦3年間で区切りにしましょうというようなことになっております。しかし、やはりどうしても露地の場合は雨に当たって病気の発生がかなり多くなりますので、今後もその状況を見ながら、病気がまた発生するようでしたら、再度この茎枯れ病については対応していきたいなというふうには考えております。

ただ、その中で我々やはり推進していますのは、露地ものを施設栽培、何とかハウス化できないかというようなことで、JAさん、それから生産農家にいろいろ相談はしているんですが、なかなかハウスまではできないという方、当然高齢化とか後継者がいなくてはできませんので、そういう方については、3年間実施したように簡易なビニールですとかマルチとか、そういうもので対応していきたいなというふうに考えております。

もちろん、このアスパラガスは本町の重点作物としてなんですけど、かなり味がいいというように、かなり人気がありますので、これをもっともっと当然ふやしていきたいなというふうに考えております。ただ、なかなか高齢化とか後継者不足とか、あとアスパラの場合はやはり植栽してから2年くらいたないと収穫できないという、そういうちょっと不利な面もありますので、何かアスパラプラス別な作物を組み合わせるような、そんな形で推進をしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 かつて現地で確認させていただいて、成果が上がっているようなところも見えてまいりましたので、今課長答弁のように、今後、27年度で終了ということでございます。

ますが、状況を見ながら、ぜひ主要作物でありますアスパラ農家のためにも、その後も見守っていただきたいなというふうに思います。

それから、続きまして、P214ページの窓明の湯新築事業関係について質問をしていきたいと思ひます。

これは基本構想策定をされている、これから大桃地区との懇談会等もされて、住民の意向等もしっかり酌まれているというふうを感じるわけですが、窓明の湯が今実際使われていないという中で、非常に国道沿いに、窓明の湯関係あるいは施設がないような看板等が目立つわけですね。それについて、私も折に触れて思っはいたんですが、実はあそこを通られる方からご注意とかご指導とか、それをいただきまして、一般の方もよく見ておられるなというふうなことで思っおりました。

中には壊れているような、全く施設がないような看板もありますので、これにつきましてはどうこれからやっていくのか、それについて伺いたひと思ひます。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

看板の関係につきましては、平成26年度だったかと思ひんですが、商工観光課、総合政策課及び3支所の振興課の担当課のほうで、今後の対応についての検討会を重ねてまいりました。その中で公共サインの標準仕様を決定するとともに、それぞれの看板等につきましては、撤去または継続または書きかえというふうなことで対応していくというふうな方向を出しまして、そういう部分を踏まえまして、伊南総合支所におきまして、伊南地域内の全ての看板につきまして洗い出しを行ひまして、庁内の会議において役割分担をした上で、施設の建設等に合わせ看板を書きかえしたり撤去していこうというふうなことで、この間取り組んでまいりました。

議員ご承知かと思ひますけれども、今年度におきましても、伊南郵便局近くにありました看板を撤去いたしまして、また、古町浄化センター近くの看板につきましても書きかえを実施してありまして、この補正予算の中でも撤去の看板につきまして計上をしているところでございます。

ただいまご指摘の看板でございますけれども、窓明の湯の関係につきましては、スノーシェッドの中で、その入り口でございますライトが点灯する看板につきましては撤去済みでございますけれども、檜枝岐側から来たときに、スノーシェッドの手前の左側に窓明の湯の、確かに大きな看板がございます。

いずれにいたしましても、窓明の湯と駒の茶屋の関係の看板につきましては、平成29年度に

新築予定の小豆温泉の窓明の湯の完成に合わせまして、撤去すべきものは撤去する、それから書きかえまたは新設するものは新設するというので、整備をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 私はそういう理解はするんですが、いわゆる一般の旅行客、そういう案内板を必要としている人に対しては、非常に不親切だなというふうに、率直思います。ですから、せめて腐食して壊れているような看板については、支所で対応できるようなやつは対応したほうが、非常に見苦しくないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 支所のほうといたしまして、対応できるものにつきましては、応急の部分も含めまして対応していくというふうなことで臨んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 早急に対応できるものについては、対応していただきたいと思えます。

続いて最後、P234ページ、これはビューポイントの関係でございますが、中小屋のビューポイント、木伏の方々が一生懸命やっておられるんですが、番屋につきましては入り込み客数が入っているんですけども、中小屋では数字的なものが入っていないんですが、これは把握はしておられるんですか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えいたします。

その資料については、今持ち合わせておりません。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 持ち合わせていないのはいいんですが、把握はしておられますか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えをいたします。

私が数字については把握はしておりません。報告書の中の数字というものを、再度確認をさせていただきます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 できれば番屋さんでやっておられる、同じ条例に載った施設であり

ますので、片方は人数をしっかりと掌握してどのくらい入り込み客数があるのかとかいうことで、観光客の入り込みあるいはその動態がわかる資料になるのかなと思うので、ぜひ、冬期間は閉鎖しておりますのでゼロですけれども、わずか半年ですので、概数だけでもぜひ把握されるようなことで取り組んでいただければなと思うんですが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○馬場宗一南郷総合支所長 お答えいたします。

おただしのとおり、今後同じような形で公表できるように進めてまいりたいと思いますので、ご理解願います。

○11番 山内 政議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 4点くらいになるのかなというふうに思います。

まず最初に、決算概要を中心に質問をさせていただきます。決算概要の14ページの収入未済額というのかな、この辺を中心に1点は、ただこれは水道の関係だとかそっちのほうにもかかわる点あるかと思っておりますのでご了承いただきたい、こう思います。発言の中でそういうところに若干触れるかもしれませんが、触れないようには努力はいたしますが、触れる可能性もありますので、よろしくをお願いします。

さらに、ページ41ページの定住対策プロジェクト事業、番号26ですね。27の空き家対策事業について、ここで2点。あと、ページ57ページ、90番若者定住応援プログラム交付金事業という点、この4点についてご質問をしたいと思っております。

まず1点であります、収入未済額関係、私なりに監査委員の指摘している書類だの何だのずっと足していくと、全体で約4億5,600万円くらいになるかと思っております。そういった、町民目線で見れば大きな額だというふうにも思っております。そういった中で、年々収納率は上がってきているということで、それぞれの担当の方々は大変な努力をされているんだろうというふうに思いますし、そういう意味では、今後も引き続きそういう立場での努力を要請をしたいなと、こう思います。

率直に申し上げまして、私らは素人ですから、何言っているんだなんて言われるかも知りませんが、本気になって収納に当たっても、どうしたって回収不能だという額、これはあるんだと思うんですね。誰が出ていって取りにいくたって、もう収納することはできないという額。だから、この辺の扱いについてどうなのかなというようなことで、かつて私は議員になった当

初、生涯学習課長が税務課長時代、町営住宅の入居料だとか保育所の保育料だとかは、地方税法で言うような、ああいうような不納欠損処理をするようなものがないもんだから、条例等であれに類似する条例をつくって、この2つについても不納欠損できるような仕組みをしてはどうかと、こういうような問題提起をした経過あるんですが、その辺の点についてはどのような考えでいるのか、一つはお聞きをいたします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうからお答えいたします。

今、議員指摘のとおり、税につきましては税法に基づいてきちんとマニュアル化されて、法律に基づいていたします。今ご指摘いただいた使用料に関しては、基本的に民法の法律をそれぞれ住宅であれば住宅法、水道であれば水道法、そういうふうになっておりまして、ただ、現行法でも不納欠損が100%できないという解釈はとっておりません。ただ、手続上議会の議決を要するとか、その他のいろいろな制限が、画一化はされておりましたが、そういった検討を加えております。

そういうことで、いわゆる退去し、町外に出、行方不明になったものの絶対取れない、そういったものを不納欠損するために、今議員が提案された新しい条例が必要なのか、あるいは現行の民法の中で議会の議決を得れば落とせるのか、そういった点に、内部の検討は進めております。今議員ご指摘のとおり、使用料についても不納欠損処理は必要だという認識は持っておりますので、もう少し時間をいただいて検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 あと、水道の料金、これは猶予期間2年ということで、他の町税等については5年あるようですが、これらは2年ということで、2年ごとに結局時効成立にならないように手続として、2年ごとに請求書を恐らく出しているんだと思うんですね。徴収書を水道料金については。

これは水道料の話で、今一般会計のほうの決算の話だから、大変申しわけないんですが、これは滞納の話で関連ですから、ご了承いただけないですか。

2年ごとにそういう手続をやっているようなんですが、前段も言ったように、水道料どうしたって取りようがないなんていうところまで、恐らくそれもやっているんだと思うんですね、2年ごとにやっているとすれば。そうすると、それは無駄な事務でないのかなというような感じもしますが、実態的にはその辺はどうなんですか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

基本的には、今お話しいただいたように、滞納のある方全てに督促、催促のほうを送らせていただいております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 だから、ぜひ検討に当たってはその辺のところもひとつ一緒にご検討していただければいいのではないかなというふうに思いますので、ひとつ提案しておきたいと思います。

そしてあと、あわせてこの滞納問題では、今年度だけか、去年だったですか、特別措置を2件ほどとりましたよね、弁護士さんとも相談して。水道でなく住宅の使用料の関係で。その後のこの辺の経過についてどうなっているのか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 今議員からお話のありました2件については、弁護士を通じて調停という運びになっております。その後、調停の約束どおりに執行されております。今のところ約束どおり納入されておりますので、ご報告いたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 以上で滞納問題は終わります。

次に移ります。41ページの定住対策プロジェクト事業1,433万1,000円という予算規模で事業が行われて、8人の移住者があったというんですね。ここではそういう記載がされております。この8人の移住者というのは、これは新規就農者だとか、後から質問する若者定着の関係のところにも上がっている人員なんかとは、数字的にどういようなかぶりしているのか、いやいや、これは単独でこの数字だよということなのか、その辺数字の、いつ月の推移で教えてください。8人のいつ月、数字の。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 8名の中身についてということですが、8名の内訳でございますけども、先ほどもちょっと触れました永田地区に入った1所帯4名の方、それから南郷地区の方は夫婦と子供ということですが、南郷はトマトでございます。そういう意味で、仕事の方ですが、若者定住プログラムのほうとは直接的な関連というのではないかと、このように思っております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 新規就農の人員にも入っていないということでもいいんですか、それは。新規就農とか、そっちとのかかわりはどうなんですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 今研修中ということで、新規就農に定着したということではございません。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 他のところに出てくる人員とは、ここで言っている8名というのは、かぶらない数字だよという理解でいいですね。はい、了解しました。

次に、空き家対策事業982万8,000円ということで事業をやったようですが、この事業の内訳についてひとつお知らせください。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 空き家対策事業の事業費の内訳というご質問でございます。

まず、空き家台帳管理システムの構築ということで367万2,000円ほど行っております。これは空き家を管理していくためのシステムを導入するための費用と、初期の投資費用でございます。それから除却補助、これが487万3,000円でございます。それから空き家の登録、それから図面、修繕箇所の把握等のための業務委託が128万3,000円ほどでございます。

以上、982万円のおよその内訳でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ちなみに、除去補助をした分について、その地域ごとの件数等わかればお知らせをいただきたい。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 合計9件ということで、487万3,000円という数字は手元にあるわけですが、その細部の内訳、ちょっと手元に持ってございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 わかりました。それでは、この2件については終わります。

次に、若者定住応援プログラム交付金事業についてお聞きをしたいというふうに思います。45人ということで報告されておりますが、例の荒海地区にありますIT企業には、この45人の中から何名ほど行っているんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

EWMファクトリーだと思いますが、昨年度の交付者は2名でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 45名の中で2名だと、こういうことですね。そして、その内訳は新規学卒者なのかUターンなのかIターンなのか、わかればお知らせください。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 2名はIターンでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 わかりました。

以上で終わります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 9月決算関係で、大変職員がこういう厚い事務報告や決算概要、多岐にわたって苦勞をかけて毎年いるなど、私は思っておりますが、決算概要から1点だけ、1点というか、お聞きしたいと思うんですが、ページ数で言えば14ページあたりの絡みかなと、こう思ひまして、税務関係でございますが、平成28年度から町県民税が給与から特別に徴収されているということですが、町県民税の滞納解消のためには大変これは有効なんです、1点目、南会津町内に特別徴収すべき事業者は何社あるのか。また、次に、今年度特別徴収を実施した事業所は何社あるのか。

それから、町県民税の滞納者の中で、給与収入者は何人いるのかと。4点目で、そのうちことしから特別徴収される人はいるのかと。この特別徴収は地方税に定めておられるので、事業主や従業員が選択できるものではないということなので、さらに町の滞納解消に効果があれば、ひとつ積極的にやってもらえばいいことなんでしょうが、前段申し上げました4点についてお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 お答え申し上げます。

28年度から特別徴収の推進をしまして、28年度の特別徴収の事業者が709事業所となりまして、昨年が479ですので、230ほどことし新たに特別徴収事業者として指定いたしました。このようなことで推進を図っております。

それから次に、給与所得者の滞納ということなんですが、特別徴収のほうではもちろん滞納はありません。各事業所から毎月の給料から差し引いておりますので、滞納についてはあくまでも特別徴収ができていない普通徴収で、年4回納付される町県民税の滞納者でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ことしから特別徴収される人数ということですか。

○12番 高野精一議員 うん、人がいるのかいないのか。

○居倉雅彦税務課長 もちろんおひまして、昨年が3,416名ほどだったんですが、ことしから4,973ですので、1,500人。

○12番 高野精一議員 数字もう一回。

○居倉雅彦税務課長 昨年で3,416人、ことしが当初で4,973ですので、1,556人ほどの特別徴収の事業者とひいますか、増加してひいますので、よろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 普通納付の人は年4回ということだから、そういう人は欠損部分でずっと累積で今まであるのかな。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 普通徴収で町県民税の滞納をしてひいる方は、過去の滞納分も含めてそういう形でありひます。それで、うちのほうも納税指導や督促催告等をしてひいるんですが、なかなか、滞納分から少しずつ入れてもらひているんですが、それで一応普通徴収で滞納してひいる方は、何年分も滞納してひいる方はひいますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 やっぱり、給料をもらひている人は待ったなしで今度は入るわけでしょう。そうすると、今まで滞納してひいるというのは自由業なのか農業なのかという、そういう職種が出てくるのかなと、こう思ひうんですが、その辺は、個人情報もあるからしゃべられねえといひばそれまでなんですが、そういうちょっと、そこら辺もちょっと聞きたいなと、こう思ひます。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 町県民税の滞納者でひ多いのは、やはり給与所得者です。給与所得者が一番人数はひ多いですので、それから営業所得者。農業関係についてもありひますが、農業関係者で町県民税を納めてひいる方はあんまり少ないものですから、やはり一番ひ多いのは給与収入がある方の滞納がひ多いということでござひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そうすると、この給与所得者が一番多いということは、今度は特別徴収に当たって、今までの分もその中に、滞納している分もその中に入れて今度は徴収するの
かどうか伺います。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 今回の特別徴収につきましては、あくまでも28年度現年度分からの分から引くということで、過去の分については、今までどおり普通徴収として町税務課のほうで収納に当たっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 さっき17番も言っていたように、徴収不能者がやはり、払えない人は絶対払えないだよな。私もいろいろ見てみると、保育料の滞納者、それから給食の滞納者、それから水道料とか、住宅になると個別になるだからそれは言わねえけど、そういうものが累積で払えない人のほうが、税金に対してはずっと払わないで来ている面が多いと思うんですね。

ひとつ提案なんですけど、今まで過去に、調べてもらって、例えばあなたはこの分の税金とこの分の税金とこの分の税金とこの分の税金が支払われていないので、これに対して額面はこれだけあるんですけど、その総体的な額面を提示してもらって、そして相手に教えていただければ、ちょっとおどろくとか、何とかしなきゃならないとかいうようなやり方も、一つ提案としてどうかと思うんですけど。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうから、滞納整理委員会を組織しておりまして、各課の今おっしゃったような税金プラス各種使用料、そういった滞納リストの職員間の情報の共有をしておりまして、その中でも今議員がご提案いただきましたが、税務課では特に休日に滞納の相談会を実施しておりまして、今おっしゃったとおり全滞納の数字があって、それは一気に払える金額では当然ございません。

そういった制度で、各課がいわゆる分納制度ですね、そういった全体額はあるけども、毎月約束をしていただいて、分納できっちり納めて約束を守っていただいている方も当然おりますので、そういったいわゆる滞納に関する相談会をきちっと行って、滞納者にも理解をいただくという、納税意識を高めるということが一番重要であるというふうに思っておりますので、そこは各課の情報を共有しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○居倉雅彦税務課長 税金の関係につきましては、例えば滞納が何年もある場合につきましては、毎年必ずお知らせしております。9月、11月、1月ということで、その滞納繰り越し分の解消が3月まででございますので、9月、11月、1月ということで、現在の滞納額は総額でこれですよということで、それで指導をしておりますので、よろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 大変特別徴収が出てきた分だけは、職員のほうもちょっとは気が楽になるのかなと、私の個人的な思いがあって、事務的には大変な面もあるんだろうと思いますが、できるだけ税金が、辛い面は人口も減るような施策でも困るし、早く言えば税金少ないほうが人口ふえるような施策もあるかもわかんないし、できるだけ人口増ということを考えながら、税務課のほうでも何か目玉な集め方をやって、全戸集めてもらうような形もつくってもらえればありがたいと思うので、終わります。

○五十嵐 司議長 ここで、学校教育課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

学校教育課長。

○芳賀美恵子学校教育課長 先ほど、楠議員からおたがしがありました奨学金の償還状況で、一番古い年度というふうにおたがしがありました。これは平成17年度が一番古いところであります。

以上です。

○五十嵐 司議長 次に、総合政策課長から発言を求めたい旨がありますので、これを許可いたします。

総合政策課長。

○渡部正義総合政策課長 先ほど、室井嘉吉議員のほうから、空き家の除去事業の地域ごとの件数等についてお尋ねをいただいたわけですが、田島地域が2件、館岩地域が3件、伊南地域が3件、南郷地域が1件というような数字でございます。

○五十嵐 司議長 それでは、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 お声がないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定いたしました。

暫時休議します。昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎議案第86号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第86号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定いたしました。



◎議案第87号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第87号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第88号 平成27年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第89号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第89号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第90号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第90号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第91号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、議案第91号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、議案第92号 平成27年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、貝田美郎君。

○1 番 貝田美郎議員 水道事業決算報告書の点について、3 つほど質問させていただきます。

まず、3 ページの損益計算書を見ていただきまして、3 番の営業外収益と4 番の営業外費用という項目がございます。その総額の数字が真ん中の段に記載されておりますが、この項目内容明細書は1 ページに記載されておりまして、1 ページの収入の部の決算額の部分、上から水道事業収益から始まって営業外収益という部分と、下の支出の部分の中の決算額、第2 項になっておりますが、営業外費用という部分の金額がございますが、この金額と損益計算書に記載されている金額が合わないのですが、なぜ合わないのかお尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

まず、1 ページの収益的収入及び支出の決算の報告書でございますが、これにつきましては、予算書に見合うような形での形式となっております。決算額につきましては、借り受け消費税、備考のほうに入っておりますが、それを加味した数字というふうになっております。

3 ページの損益計算書のほうにつきましては、雑収益としまして1,775万5,149円、これには消費税調整額といたしまして501円と雑収として含んでおりますので、1 ページの営業外収益との差501円という形で計上をさせていただいております。

それから、その下、営業外費用でございますが、これにつきましても、損益計算書のほうについてはそのままの数字で、1 ページのほうの報告書につきましては、消費税を含んだ形での金額というふうになっておりまして、その差405万3,000円については、仮払い消費税という形になっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 1 番、貝田美郎君。

○1 番 貝田美郎議員 そうしますと、1 ページで説明しますと、備考欄に上段2 つと支出の部も3 つほど書いてあるんですが、記載漏れという形でよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

501円分につきましては、営業収益の備考欄、借り受け消費税993万4,200円の中の内数という形でご理解いただければというふうに思います。

○五十嵐 司議長 1 番、貝田美郎君。

○1 番 貝田美郎議員 支出の部はどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 これにつきましても、備考欄のほうに記載をされていないんですが、405万3,000円が仮払い消費税という形になっております。今後につきましては記載していくような形で扱っていきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 唯一損益計算書を出しているのが水道事業でございまして、記載漏れのないようにお願いしたいと思います。

続いて、2番目の質問に入ります。今度7ページをお開きください。

7ページの2流動資産、(2)の未収金についてでございますが、この未収金については累積の未収金かと思われませんが、監査報告と言っていいのかな、審査意見書の金額とここに記載されている金額が違うのですが、監査報告のほうが正しいのかと思います。どういった理由でしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

7ページの未収金3,760万8,122円でございますが、これは監査報告にございます未納額、それにプラス田島ダムの負担金の償還分のうち、一般会計より489万5,223円が、本来であれば年度内に繰り込まれるところでしたが、事務手続上3月31日の時点でまだ納入がされておりましたので、未収金という形で計上をさせていただきましたので、ご理解をお願いします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 その理由はわかるんですが、監査委員の報告の中では、そういった総額的なものも含んで説明されているわけがございまして、今後、やはりこういった貸借対照表になると、明細的なものがないと、恐らくなかなかわかりづらい数字の並びなので、今後そういった部分も含めて、それでないと監査委員の方がせっかくやっているのに、そういった理由でこの数字が違うということは、監査委員何やっているんだということにもなってしまいますので、その辺を気をつけてやっていただきたいということでございますが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

ご指摘のとおり、今後はその点についても留意しながら事務のほうを進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 それでは、3つ目に移りたいと思います。

監査委員の意見書の中に、未納者の状況を把握して徴収計画書を作成し、滞納解消に努めることというふうになっているんですが、これはほかの課、徴収ある部分の課もこういうふうに書いてある部分があるんですが、昨年もこういうふうに書いてあったんですが、監査委員の壇上での報告の中では、この水道事業に関してだけ徴収計画を作成しというふうに報告されたんですが、これは水道課がひどいものなのか、その辺はちょっとわかりませんが、この徴収計画書というのは、昨年もうたっているということは、つくられているというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

指摘のありました滞納の処理につきまして、現在課の中におきまして業務係を中心としまして、滞納整理に係る手続、それから最終的には給水停止まで含んだ形での今後の事務の進め方についてフローをつくりまして、今現在実施をしている段階でございます。

また、滞納整理に当たりまして、その職員が滞納者と面談をしたり電話のやりとりをした場合には、復命書をつくって係の中、課の中でもって、誰でもがそのあれを引き継げるような形で滞納整理に当たっているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 職員の皆さんも一生懸命やられているのはわかっているのですが、せっかく毎年監査委員のほうから徴収計画書を作成しというふうにならうたっている以上は、しっかりとしたチャートをつくっていただくというのと、もしこの計画書が私たちに公表できるのであれば、チャートの部分に関しては公表できるかと思えます。

個人名が入っていないんですね、そうした際に、私たちもやはりせっかく真面目に納税されている方がいるという中で、職員何やっているんだではなくて、私たちもこういった部分、わかる部分であればこうしたやり方もあるんじゃないかという助言もできるということもあるので、ぜひ次年度にはこの徴収計画書というんですか、を見せられる部分というか公表できる部分は公表していただきたいと思えますが、これは町長でしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私は、基本的に公表できるものは、情報公開はしっかりやっていくというのが基本姿勢であ

ります。ですから、それこそ個々細々の部分まで、どこまでというのはそれぞれのいろいろな条例というか決まりもあるでしょうから、私としては基本的にどんな情報でも皆さんに提供して、閲覧いただいて、そしていろいろな評価をいただきたい、またアイデアをいただきたい、そういう姿勢であります。これは各課全てのいろいろな業務に関しましてそのようにしていますから、ただ、個人情報の漏れだけは、これだけはしっかり気をつけるということもつけ加えさせてもらいます。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 町長からご答弁いただきまして、大変ありがとうございます。

毎年本当に監査委員の方が同じ報告では、何やっているんだということにもなりますので、来年は監査委員のほうも別な文章になるかと思えます。期待しまして、私の意見終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第19、議案第93号 平成28年度南会津町一般会計補正予算（第2

号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 補正予算で今回、146億円になったということでございます。当初予算よりは7億6,000万円ほど上乘せになっていると思います。そこで、町債について私は伺いたいんですが、当然これだけ7億6,000万円ふえれば町債のほうもふえたと思うんですが、その町債の総額というかな、その当時は221億3,000万円ほどありますという発表でありました。そうすると、今回の補正を組んで、またその町債はふえたのかどうか、総額でお願いします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

地方債のおただしでございますが、まず、平成27年度末ということではちょっと答弁させていただきませんが、決算概要の17ページにご報告をさせていただいておりますが、平成27年度末の現在高が153億6,998万9,000円となっております。これは当然、この後28年度で予算を組んでおりまして、その後当然起債の変動はございます。起債につきましては、災害復旧関係で繰り越しがあったものですから、28年度に入りまして300万円ほど一部借り入れをさせていただいております。現在の地方債の現在高につきましては153億7,298万9,000円と、このような現在高になってございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 一般会計のほうでなくて、さらに特別会計のほうの町債というか借り入れも合わせて幾らになりますか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

ただいま申し上げましたのは一般会計の金額でございますが、そのほかに特会といたしまして農業集落排水と公共下水道等と4つの特会がございまして、そちらが現在町債の残高が64億4,595万円となっております。先ほど申し上げました一般会計と合わせますと、合計で218億1,893万9,000円となっております。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そうすると、218億の借金があるということでございますが、その

中には30%から100%の地方交付金というか、交付される、戻される額の性質の借り入れだと思いますが、そうすると、30%から100%ではちょっと我々わからないので、これを計算して平均すると大体どのぐらいの借り入れ返済というか、返還があるかどうか。あるいは総額でこれらの額は幾らになるのか教えてください。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まずちょっと参考までに、先ほど決算概要で申し上げましたが、決算概要の18ページごらんいただきたいと思います。

18ページで、地方債普通交付税の算入状況という表がございまして、平成27年度、こちらのほうが算入額、いわゆる交付税で措置された分が14億6,760万6,000円となっておりまして、率にしますと86.7%でございます。

現在は、じゃ、どうかということでございますが、先ほど申し上げましたまず一般会計、現在、先ほど申し上げましたように、現在高が約153億ほどあるわけでございますが、その中で、一般的に交付税措置、特徴的なものは過疎債、それから合併特例債、それから緊防債といういわゆる緊急防災関係、こちらが交付税措置が70%でございます。当然充当率は違いますが、こちらが7割は交付税として戻ってくると。

それから、そのほかにも全国防災事業債については80%、それからきのうのご質問でもございましたのが臨時財政対策債、いわゆる臨財債、こちらは交付税の財源不足を賄うものに対する起債でございます。こちらは100%交付税で戻ってまいりますので、主な交付税措置は今申し上げたとおりでございますけども、その他細かい起債については、議員おただしのように、例えば災害であれば一律ではございません。

それから、特会関係についても一概に何%戻るといって、ちょっと標準的なものがございまして、幅が3割以上であったりとか5割であったりとかという、そういう幅があるんでございますが、一般会計で申し上げれば、先ほどの153億に對しまして計算をいたしますと、大体119億くらいは交付税で見れるのではないかと。いわゆる77.4%という率になりますので、町の実質的な負担額は、これは本当に概数ということになるかと思いますが、大体22.6%くらいの町の負担というような内容になってございます。

それから、特会のほうを合わせますと、先ほど申し上げましたように、約218億ほどの現在高がありますが、当然交付税措置率はばらばらでございますので、こちらにつきましては、措置率については平均しますと64.5%ということになるかと思いますが。

ですから、実質特会の町の負担額を一般会計に合わせますと、会計全体で218億のうち140億ほどは交付税で見ただけだと。町の負担は77億程度になるのではないかというふうに推測してございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 ただいまの質問の中で、総務課長の77億が大体総額かなというような答え、了解いたしました。そうすると、77億ぐらいの町は今、借金があるということですね。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

今ほど申し上げました数字は、今現在借りている現在高で申し上げまして、当然私が申し上げた77億はその全体に占める町の負担ということで捉えていただいて結構だと思いますが、当然償還期間等々がございまして、10年、20年というようなこともございまして、毎年償還額が当然変わってまいりますので、その辺は予算の中での措置ということになるかと思えます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 わかりました。そうすると、基金、反対に町で言うお金、今幾ら持っているんだということになりますと、この前登志一議員が言われたような、基金が54億ですか。その数字が正しいんですか、お尋ねします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

こちら決算概要で申し上げますが、失礼しました、財産に関する調書をお配りしてございますが、財産に関する調書の14ページ、15ページごらんいただきたいと思えます。平成27年度末の基金の残高でございまして、14ページのほう、これは一般会計、それから下の15ページは特会のほうになってございまして、これを全部合わせますと79億3,600万円ほどになってございます。

ただ、この基金の中には、例えば土地開発基金のように土地を持っているものあるいは奨学資金のように貸付金、こういうようなものも含めてでございまして、それらを含めて残高は79億3,600万円ほどの額になってございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 それを聞いて安心しました。約80億の基金があると。それに対して町の町債は77億ぐらいだと。端的に計算すればそういうことになると思えます。本当に健全財

政になってきたなど、私は思っております。

健全財政ということで努力しておりますけれども、そればかりのほうに向かえば、逆に今度事業が何もできないと。今の町長は何もやらないなというようなことにもなると思いますので、どうかその辺は町長さん、ほどほどに、どちらも見比べて、ひとつこれから町政執行に当たっていただきたいと、そう思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 一般補正の25、予備費について1点だけお伺いします。何か今、賢太郎議員が言った後で私がこんな質問するのはちょっとおかしいかもしれないですけども、実はこの予備費が、これは多分交付税の上乗せ分がこっちへ回ってきたのかなと、こんなふうを考えるんですけども、昨日の一般質問でも基金寝かしておいても、年間で大した利子もつかないということで、今回、議会始まりまして、藤生地区から橋の拡張の意見書が我々議員のほうにも届いています。

それで、従来でしたら大体3月の予算のときに新しい計画は上がってくるんでしょうけども、これだけお金がありますから、多分藤生のあの橋の件は、これから産業建設委員会が現場を見に行くんでしょうけども、行ってきたのか。

それで、ああいうものはこれだけお金があるんだから、期の半ばにせめて測量だけでも計画に入れるとかそういった、橋ですから、橋とか道路は普通、今までだと3年とかそういった計画でやっていますけども、本当に目の前で困っているなというようなものについては緊急にこういう予備費から、せめて測量だけでも使って手をつけていこうかというような計画にはならないでしょうかね。その点、1点だけ。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 今星議員から大変ご理解あるようなご意見いただきましたので、町としてはあの件にはいろいろ条件があったものですから、ですからあれですけども、地域の状況も調べてきたということもありますし、そのほかにもいろいろ緊急的なのとか、あるいは安心・安全な面で絶対やらなきゃならないというようなことも出てくる可能性もありますし、そんなことも含めて、それはたとえ喫緊の事態になっても、それはしっかり町としては対応しなければならないと、そのように思っています。

先ほどちょっとすみません、賢太郎議員のあれですけども、本当にこの間もそうですけども、

私が何もやっていない何もやっていない、それはそれで皆さんがそう判断されるならそれでいいですよ。ですけど、皆さん本当に事業を見てくださいよ。これだけ基金をためたのは、ただ何もやらなくてためたんじゃないですよ。それは理解してほしいですよ。

ですから、それこそきのうの話じゃないけど、みんなユーチューブとか何か見ているんですよ。確かに140億からの決算を皆さんに報告申し上げているんですけども、それだけ事業をやっているんですよ。正直言って、これだけの自治体でこれだけの人口規模の中でこれだけの事業をやっているのは、福島県で私は1番だと思っているんですよ。

事業量が1番だからどうのこうのではないんですが、ただ、それだけみんなも頑張っているし、みんなにも理解していただいているということでもありますから、ぜひ、これはやはりそういう言葉じゃなくて、例えばどこか足りないことあれば、それは意見してもらって結構なんですけど、総枠の中でそういうことを言われちゃうと、何もやっていねえんだなど、それは誤解を招くもとなので、その誤解だけを招くようなことは絶対言わないでほしいと思います。よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、何か話横になっちゃったんですけども。この件に関して私が思ったのは、こういった緊急なことは通常だと3月の議会で乗っかってくるんですけども、こういうものは期の途中でも例えば測量代だけでも計上して、この橋手がけますよというような意思表示をするのかどうかというお話なんで、再度町長のほうから答弁をお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

災害も最近、この5年間非常に多いです。そんな中で、臨時的に緊急的にそういうような事業を執行するという事も出てきます。ですから、そういう意味でここは、前からの話ですけども、そういうことを踏まえた中でしっかり担当課で検討して、そして地域の皆さんと話し合っ、そしてこれが対応できるような段取りの中で進めていきたいと、そのように考えています。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第20、議案第94号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第21、議案第95号 平成28年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 質問は1点です。6ページの中段でありますけれども、保険給付費、それから介護サービス等諸費、その中の目として委託介護サービス給付費、それから目3で地域密着型介護サービス給付費、この2つの目の中で右側のほうを見ていただきますと、節で同じ負担金補助及び交付金が約1億円の減額と1億円の増額ということでありまして、この内容を見ますと大体組みかえのようには思えるんですが、100万円の違いがあるということで、そういうことであれば事業名の変更かなというような思いもあるわけなんです、目の違いがあるというような状況からすると、どういうことなのかということで、その内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

この内容につきましては、まず大きなものとしましては法改正に伴うということがございまして、まず居宅サービス給付費なんです、これまでと変わりが、18人以下のものについては地域密着型ということになりました。それで、この3番目にありますように、地域密着型という項目にこの分を振りかえるという形になります。ですから、利用されている方は何ら変わらないんですが、うちのほうの出すポケットをちょっとかえたということになります。

それと、あわせて、今回給付費の中で今後不足が見込まれます高額介護サービス費、あとは特定入所者介護予防サービス費、ここにちょっと100万円ほど使いまして、総額の給付費の中では枠は同じということで、変更させていただいたところでございます。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第22、議案第96号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第23、議案第97号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第24、議案第98号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第99号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第25、議案第99号 平成28年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第26、委員会提出議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、総務委員長から趣旨説明を求めます。

総務委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 委員会提出議案第4号。

南会津町議会議長、五十嵐司様。提出者、南会津町議会総務委員長、楠正次。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

本議案は、去る9月9日に委員長報告をいたしご決定いただきましたことを受け、総務委員会として提出するものであります。

地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記。提案理由、地方自治体は子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員を初め地方の人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材の確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を2大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。とりわけ今年度から開始されたトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっている。

インセンティブ改革と合わせて地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないもので、本来必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割であるにもかかわらず、財政再建目標を達成するためだけに不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成29年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、地方財政の充実・強化を強く求める意見書を提出するものである。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、地方創生担当大臣。

意見書、別紙のとおりであります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は庁内の放送でお知らせします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎議事日程の追加

○五十嵐 司議長 先ほど、各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から、閉会中の継続調査の申し出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件についてはお手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 追加日程第1、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申し出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 上衣の着衣を願います。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 丸山 陽子

署名議員 楠 正次